

令和 4 年 第 4 回

大崎町議会 12 月定例会会議録

開会 令和 4 年 12 月 7 日

閉会 令和 4 年 12 月 22 日

大 崎 町 議 会

令和4年第4回大崎町議会定例会

会 期

令和4年 12月 7日 (水) から

16日間

令和4年 12月 22日 (木) まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
7日	水	10	第1日		会期の決定 議案等上程 付託案件の審査報告
8日	木	9		委員会	付託案件の審査
9日	金	9		委員会	付託案件の審査
10日	土				休 会
11日	日				休 会
12日	月				予 備
13日	火				予 備
14日	水				予 備
15日	木	10	第2日		一 般 質 問 議案等上程
16日	金	10	第3日		一 般 質 問 議案等上程
17日	土				休 会
18日	日				休 会
19日	月				予 備
20日	火				予 備
21日	水				予 備
22日	木	10	第4日		付託案件の審査報告 議案等上程

令和4年第4回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（12月7日）（水）

1. 開 会	6
2. 開 議	6
3. 発言の申出	6
上野農林振興課長	6
4. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
5. 日程第2 会期の決定	6
6. 日程第3 諸般の報告	6
7. 日程第4 行政報告	7
東町長報告	7
8. 日程第5 認定第1号 令和3年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について	8
児玉決算審査特別委員長報告	8
9. 日程第6 認定第2号 令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	13
10. 日程第7 認定第3号 令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	13
11. 日程第8 認定第4号 令和3年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	13
吉原総務厚生常任委員長報告	13
12. 日程第9 認定第5号 令和3年度大崎町水道事業会計決算認定について	16
13. 日程第10 認定第6号 令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	16
14. 日程第11 議案第34号 令和3年度大崎町水道事業剰余金の処分について	16
稲留文教経済常任委員長報告	17
15. 日程第12 議案第36号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第6号）	19
東町長提案理由説明	19
上橋総務課長	20
中山美幸君	22
東町長	23
上橋総務課長	23

穂園教育長	23
岡留教委管理課長	24
上野農林振興課長	24
中山美幸君	24
東町長	25
穂園教育長	25
中山美幸君	26
東町長	27
中山美幸君	27
東町長	27
16. 休 憩	28
宮本昭一君	28
上野農林振興課長	28
宮本昭一君	28
上野農林振興課長	28
富重幸博君	28
東町長	29
富重幸博君	29
東町長	30
吉原信雄君	30
17. 休 憩	30
18. 日程第13 議案第37号 令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計 補正予算（第1号）	31
東町長提案理由説明	31
谷迫保健福祉課長	31
稲留光晴君	32
谷迫保健福祉課長	32
19. 日程第14 議案第38号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正 予算（第2号）	32
東町長提案理由説明	32
谷迫保健福祉課長	32
平田慎一君	33
谷迫保健福祉課長	33
平田慎一君	33

谷迫保健福祉課長	34
平田慎一君	34
20. 日程第15 議案第39号 令和4年度大崎町水道事業会計補正予算 (第2号)	34
東町長提案理由説明	34
本松水道課長	34
21. 日程第16 議案第40号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計 補正予算(第2号)	35
東町長提案理由説明	35
本松水道課長	35
22. 休 憩	36
23. 日程第17 議案第41号 大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における 選挙運動の公営に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	36
東町長提案理由説明	36
上橋総務課長	37
24. 日程第18 議案第42号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	38
東町長提案理由説明	38
上橋総務課長	38
25. 日程第19 議案第43号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎 町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条 例の一部を改正する条例の制定について	40
東町長提案理由説明	40
上橋総務課長	41
26. 日程第20 議案第44号 大崎町職員の定年等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	42
東町長提案理由説明	42
上橋総務課長	42
中山美幸君	44
東町長	44
27. 休 憩	45
東町長	45
中山美幸君	45

28. 日程第2 1 議案第4 5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	46
東町長提案理由説明	46
上橋総務課長	46
29. 日程第2 2 議案第4 6号 大崎町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	49
東町長提案理由説明	49
上橋総務課長	49
中山美幸君	50
上橋総務課長	50
30. 日程第2 3 議案第4 7号 大崎町課設置条例の一部を改正する条例の制定について	51
東町長提案理由説明	51
上橋総務課長	51
吉原信雄君	52
上橋総務課長	52
31. 休 憩	53
32. 日程第2 4 議案第4 8号 訴えの提起について	54
東町長提案理由説明	54
上橋総務課長	54
中山美幸君	55
東町長	55
上橋総務課長	56
平田慎一君	56
上橋総務課長	57
平田慎一君	57
上橋総務課長	57
平田慎一君	57
33. 散 会	58
第2号（12月15日）（木）	
1. 開 議	64
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	64

3. 日程第2 一般質問	64
宮本昭一君	64
東町長	64
宮本昭一君	65
東町長	66
宮本昭一君	67
東町長	67
宮本昭一君	67
東町長	67
宮本昭一君	68
東町長	68
上野農林振興課長	68
宮本昭一君	68
上野農林振興課長	68
宮本昭一君	69
東町長	69
宮本昭一君	69
東町長	70
宮本昭一君	70
東町長	70
宮本昭一君	70
東町長	70
宮本昭一君	71
東町長	71
宮本昭一君	71
東町長	72
宮本昭一君	72
東町長	72
宮本昭一君	73
東町長	73
宮本昭一君	74
穂園教育長	74
宮本昭一君	74
穂園教育長	74

宮本昭一君	75
東町長	75
宮本昭一君	76
4. 休 憩	76
富重幸博君	76
東町長	77
富重幸博君	77
東町長	77
富重幸博君	77
東町長	77
富重幸博君	78
東町長	78
富重幸博君	78
東町長	78
富重幸博君	78
東町長	79
富重幸博君	79
東町長	79
富重幸博君	79
東町長	80
富重幸博君	80
東町長	80
西高会計管理者	80
富重幸博君	80
東町長	81
富重幸博君	81
東町長	82
富重幸博君	82
東町長	82
富重幸博君	83
東町長	83
富重幸博君	84
東町長	84
中野企画調整課長	84

富重幸博君	85
東町長	85
富重幸博君	85
東町長	86
富重幸博君	86
東町長	87
富重幸博君	87
東町長	88
富重幸博君	88
東町長	88
富重幸博君	89
東町長	89
富重幸博君	89
東町長	89
富重幸博君	89
東町長	89
富重幸博君	90
東町長	90
富重幸博君	90
東町長	90
富重幸博君	90
東町長	90
富重幸博君	90
東町長	90
富重幸博君	90
東町長	91
富重幸博君	91
東町長	91
富重幸博君	91
東町長	91
5. 休 憩	92
兒玉孝徳君	92
東町長	92
兒玉孝徳君	93
東町長	93

谷迫保健福祉課長	93
児玉孝徳君	93
東町長	93
児玉孝徳君	94
東町長	94
児玉孝徳君	94
穂園教育長	94
児玉孝徳君	95
穂園教育長	95
児玉孝徳君	95
東町長	96
児玉孝徳君	96
東町長	96
児玉孝徳君	96
東町長	97
児玉孝徳君	97
東町長	97
児玉孝徳君	98
東町長	98
児玉孝徳君	98
東町長	100
児玉孝徳君	100
6. 休 憩	101
稲留光晴君	101
東町長	102
稲留光晴君	102
東町長	103
稲留光晴君	104
東町長	104
稲留光晴君	105
東町長	105
稲留光晴君	105
東町長	105
稲留光晴君	106

東町長	106
稲留光晴君	106
東町長	106
上野農林振興課長	107
稲留光晴君	107
東町長	107
稲留光晴君	107
東町長	108
稲留光晴君	108
東町長	109
稲留光晴君	109
東町長	109
稲留光晴君	109
東町長	110
稲留光晴君	110
東町長	110
稲留光晴君	110
東町長	110
谷迫保健福祉課長	110
稲留光晴君	110
東町長	111
稲留光晴君	111
東町長	111
稲留光晴君	111
東町長	111
稲留光晴君	112
上橋総務課長	112
稲留光晴君	112
東町長	113
稲留光晴君	113
東町長	113
稲留光晴君	113
7. 休 憩	114
中山美幸君	114

東町長	114
中山美幸君	115
東町長	115
中山美幸君	116
東町長	116
中山美幸君	117
東町長	117
中山美幸君	117
東町長	118
中山美幸君	118
東町長	118
中山美幸君	119
東町長	120
中山美幸君	120
東町長	120
中山美幸君	121
東町長	121
中山美幸君	121
東町長	121
中山美幸君	121
東町長	122
中山美幸君	122
東町長	122
中山美幸君	122
東町長	122
中山美幸君	122
東町長	123
中山美幸君	123
穂園教育長	123
中山美幸君	124
穂園教育長	124
中山美幸君	125
東町長	125
穂園教育長	125
中山美幸君	126
穂園教育長	126

中山美幸君	127
8. 散 会	127

第3号（12月16日）（金）

1. 開 議	133
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	133
3. 日程第2 一般質問	133
吉原信雄君	133
東町長	133
吉原信雄君	133
東町長	134
吉原信雄君	134
東町長	134
吉原信雄君	134
東町長	134
吉原信雄君	135
東町長	135
吉原信雄君	135
東町長	135
吉原信雄君	135
東町長	136
吉原信雄君	136
東町長	136
吉原信雄君	136
東町長	136
吉原信雄君	137
東町長	137
吉原信雄君	137
東町長	138
吉原信雄君	138
東町長	138
吉原信雄君	138
東町長	138
吉原信雄君	139

東町長	139
吉原信雄君	139
東町長	139
吉原信雄君	139
東町長	140
吉原信雄君	140
東町長	140
吉原信雄君	140
東町長	140
吉原信雄君	140
東町長	141
吉原信雄君	141
東町長	141
吉原信雄君	141
4. 休 憩	141
平田慎一君	141
東町長	142
松元住民環境課長	143
平田慎一君	143
東町長	144
松元住民環境課長	144
平田慎一君	144
東町長	144
松元住民環境課長	144
平田慎一君	145
東町長	145
平田慎一君	146
東町長	147
平田慎一君	147
東町長	148
松元住民環境課長	148
平田慎一君	148
東町長	148
平田慎一君	149

東町長	149
平田慎一君	150
東町長	150
平田慎一君	150
東町長	151
平田慎一君	152
松元住民環境課長	152
平田慎一君	153
松元住民環境課長	153
平田慎一君	153
東町長	153
平田慎一君	154
東町長	154
平田慎一君	155
東町長	155
平田慎一君	156
東町長	157
平田慎一君	157
穂園教育長	158
平田慎一君	159
穂園教育長	159
鎌田社会教育課長	159
平田慎一君	159
東町長	160
平田慎一君	160
5. 日程第3 議案第36号 令和4年度大崎町一般会計補正予算(第6号)	
訂正の件	161
東町長提案理由説明	161
上橋総務課長	162
中山美幸君	162
東町長	163
松元住民環境課長	164
中山美幸君	164
稲留光晴君	165

東町長	166
稲留光晴君	167
東町長	167
富重幸博君	167
6. 散 会	169
第4号（12月22日）（木）	
1. 開 議	175
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	175
3. 日程第2 議案第36号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第6号）	175
吉原令和4年度大崎町一般会計補正予算（第6号）審査特別委員長報告	175
4. 日程第3 議案第37号 令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計 補正予算（第1号）	176
吉原総務厚生常任委員長報告	176
5. 日程第4 議案第38号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算 （第2号）	177
吉原総務厚生常任委員長報告	177
6. 日程第5 議案第39号 令和4年度大崎町水道事業会計補正予算 （第2号）	179
稲留文教経済常任委員長報告	179
7. 日程第6 議案第40号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正 予算（第2号）	180
稲留文教経済常任委員長報告	181
8. 日程第7 議案第47号 大崎町課設置条例の一部を改正する条例の制定 について	182
9. 日程第8 議案第49号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第7号）	182
東町長提案理由説明	182
上橋総務課長	183
10. 日程第9 同意第5号 監査委員の選任について	184
東町長提案理由説明	184
11. 日程第10 議員派遣の件	186
12. 日程第11 閉会中継続審査・調査申出書	186
13. 閉 会	187

第 1 号

1 2 月 7 日 (水)

令和4年第4回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和4年12月7日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（1番，2番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 認定第1号 令和3年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 認定第2号 令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出
決算認定について (総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 7 認定第3号 令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算認定について (総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 8 認定第4号 令和3年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
認定について (総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 9 認定第5号 令和3年度大崎町水道事業会計決算認定について
(文教経済常任委員長報告)
- 日程第10 認定第6号 令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決
算認定について (文教経済常任委員長報告)
- 日程第11 議案第34号 令和3年度大崎町水道事業剰余金の処分について
(文教経済常任委員長報告)
- (特) 日程第12 議案第36号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第6号）
- (総) 日程第13 議案第37号 令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予
算（第1号）
- (総) 日程第14 議案第38号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算
(第2号)
- (文) 日程第15 議案第39号 令和4年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）
- (文) 日程第16 議案第40号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第17 議案第41号 大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における選挙運
動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

- 日程第 18 議案第 42 号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 43 号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 44 号 大崎町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 45 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 46 号 大崎町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- (特) 日程第 23 議案第 47 号 大崎町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 48 号 訴えの提起について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 平 田 慎 一	7 番 吉 原 信 雄
2 番 富 重 幸 博	8 番 中 山 美 幸
3 番 稲 留 光 晴	9 番 上 原 正 一
4 番 諸 木 悦 朗	10 番 小 野 光 夫
5 番 宮 本 昭 一	11 番 児 玉 孝 徳
6 番 中 倉 広 文	12 番 神 崎 文 男

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘	農林振興課長 上 野 明 仁
副 町 長 千 歳 史 郎	耕地 課 長 竹 本 忠 行
教 育 長 穂 園 正 幸	建設 課 長 時 見 和 久
会 計 管 理 者 西 高 和 義	農委事務局長 相 星 永 悟
総 務 課 長 上 橋 孝 幸	水道 課 長 本 松 健 一 郎
企 画 調 整 課 長 中 野 伸 一	教委管理課長 岡 留 和 幸
住 民 環 境 課 長 松 元 昭 二	社会教育課長 鎌 田 洋 一

保健福祉課長 谷 迫 利 弘 税務課長補佐 坂 保

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 官 本 修 一

議事係長 上 床 就 路

庶務係主幹 西 ゆかり

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（神崎文男君） これより、令和4年第4回大崎町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会を開きます。

-----○-----

発言の申出

- 議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」の前に、農林振興課長から、10月の臨時会において補正予算の審議の中で質疑に対する答弁において説明不足の部分があったことの申出がありましたので、会議規則第64条の規定を準用し、議長において許可いたします。

- 農林振興課長（上野明仁君） 本年10月の臨時会におきまして、令和4年度一般会計補正予算（第4号）の款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費、節18負担金、補助及び交付金、農業機械倉庫修繕負担金59万4,000円の増額補正をお願いしていた中で、中山議員から建物の加入保険会社はどこかの質問に対しましてお答えしておりませんでしたので、この場をお借りしまして御報告させていただきます。

確認いたしましたところ、加入保険会社につきましてはJA共済でございました。以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、平田慎一君、及び2番、富重幸博君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（神崎文男君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期の定例会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日から12月22日まで16日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日より12月22日までの16日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（神崎文男君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

それでは、去る11月9日に開催されました第66回町村議会議長全国大会に出席いたしましたので御報告申し上げます。

第66回町村議会議長全国大会でございますが、この大会は全国町村議会議長会主催により、渋谷区のNHKホールにおいて開催されました。大会では、初めに、会長挨拶に続き、大会宣言が朗読され、満場一致で採択されました。来賓祝辞として、岸田文雄内閣総理大臣、これは司会者による代読でありました。このほか、細田博之衆議院議長、長浜博行参議院副議長、荒木泰臣全国町村会会長の挨拶の後、来賓として大会に臨席された国会議員の方々の紹介がなされました。

議事に入り、令和5年度の国の予算編成及び施策として、議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備など要望28件、各地からの要望として9件、新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策に関する特別要望1件が提案され、いずれも満場一致で採択されました。また、緊急かつ重要な課題として解決を図る必要がある3つの案件についての特別決議や、令和5年度豪雪地帯の振興として豪雪地帯対策の充実強化など要望8件が提案され、いずれも満場一致で採択されました。なお、実行運動の方法として、国会議員への要望活動等を行っていくことも併せて採択され、大会は閉会しました。

大会終了後、引き続き、外交政策研究所代表であり内閣官房参与の宮家邦彦氏による「最新の国際情勢と日本経済に与える影響」と題して、特別講演がありました。講演内容としては、当時と経営の違いについて、ウクライナ戦争の5つの教訓についてと、幅広く講演があったところであります。

以上で報告を終わりますが、最後に、議員派遣の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

これで、諸般の報告は終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（神崎文男君） 日程第4「行政報告」を行います。

これを許可します。

○町長（東 靖弘君） 令和4年第4回議会定例会に当たり、諸般の行政報告をいたします。

保健福祉課関係でございます。新型コロナウイルスに対するワクチン接種について、11月29日現在で御報告いたします。

2回目から5回目のそれぞれの状況を申し上げます。まず、ワクチン接種を2回受けられた方の接種率でございます。全体では約86%の方が2回目の接種を終え

ている状況でございます。内訳といたしまして、65歳以上の高齢者は約92%の方が、64歳以下の方については約81%の方が2回目の接種を終えております。3回目の接種率は全体で約73%でございます。内訳といたしまして、65歳以上の高齢者は約89%の方が、64歳以下の方については約61%の方が3回目の接種を終えております。4回目の接種率は全体で約49%でございます。内訳といたしまして、65歳以上の高齢者は約77%の方が、64歳以下の方については約30%の方が4回目の接種を終えております。5回目の接種率は全体で約11%でございます。内訳といたしまして、65歳以上の高齢者は約23%の方が、64歳以下の方については約2%の方が5回目の接種を終えております。3回目から5回目の接種者の中で、オミクロン株対応ワクチンを打っている方は2,594名で、全体の約25%でございます。

また、5歳から11歳の小児でございますが、ワクチンを2回受けられた方は約24%、3回受けられた方は約6%でございます。なお、生後6か月から4歳の乳幼児でございますが、現段階での接種実績はございません。引き続き、医療機関をはじめ、関係者の御協力をいただきながら、希望する町民の皆様への接種を進めてまいります。

以上で、報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これで、行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 認定第1号 令和3年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（神崎文男君） 日程第5、認定第1号「令和3年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（児玉孝徳君） ただいま議題となりました認定第1号「令和3年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」決算審査特別委員会の審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、去る10月7日に委員会を開会し、審査班の編成、審査期間並びに日程、審査方針を決定しました。翌日以降に、審査班ごとに所管する事務事項の担当課長等の出席を求め、審査した次第であります。

なお、審査班の編成及び所管事項について、第1班は、班長、吉原信雄委員、副班長、上原正一委員、委員として、中倉広文委員、平田慎一委員の4名で、総務厚生常任委員会所管に関する事項を担当、第2班は、班長、稲留光晴委員、副班長、諸木悦朗委員、委員として、小野光夫委員、中山美幸委員、宮本昭一委員の5名で、文教経済常任委員会所管に関する事項を担当し、歳入については、委員長の私が担

当いたしました。

審査期間並びに日程について、審査期間は10月7日から10月25日までの19日間と決定しました。

審査の方法について、予算は合理的かつ効率的に執行され、所期の目的が達成されたか。2、歳入は予算どおり適正に確保されたか。3、歳出は適正に執行されたか。4、町長の施政方針にある重点施策の成果はどうであったか。5、前年度決算審査特別委員会の指摘事項及び監査委員の指摘事項はどのように処理されたか。以上の点に留意し、審査いたしました。

まず、歳入から申し上げます。

令和3年度一般会計決算における収入済額は138億2,523万3,677円で、調定額143億1,458万8,161円に対する収入割合は96.6%である。収入済額を前年度と比較すると13億9,028万7,274円の減で、増加率は9.1%の減である。

減少の主な要因は、前年度実施事業の特別定額給付金給付事業や産地パワーアップ事業の減によるものであり、国庫支出金8億3,220万8,175円の減のほか、県支出金4億6,400万3,637円の減、ふるさと納税寄附金の減による寄附金2億4,978万1,648円の減、町債2億9,513万6,000円の減が主なものである。

また、前年度と比較し増額となった歳入の主なものは、地方交付税1億6,853万3,000円の増、町税7,217万8,446円の増が主なものである。

なお、ふるさと納税を含む寄附金の収入済額は47億3,214万3,400円で、収入済額全体での構成比で34.2%を占めている。このうち、企業版ふるさと納税寄附金が3億4,699万円となっており、今後とも、地域課題解決に向けた取組を加速させるため、企業のニーズを的確に捉えた情報発信に努力されるよう要望する。自主財源である町税は、対前年度7,217万8,446円増の14億7,376万7,532円の収入済額で、調定額に対し徴収率は95.65%、前年度と比較すると0.14ポイント増となっており、収入済額の構成比では10.7%を占めている。

増の要因は、新型コロナウイルスの感染拡大と資材高騰に伴う経済への影響が大きい中において、一部の企業などで業績が回復したことによる法人町民税の増と大規模太陽光発電に係る課税客体の増加に伴う固定資産税の増が主なものである。今後とも課税客体の把握、課税の適正化を図るとともに、町民に対しては公平な税負担への理解と納付意識をさらに深めてもらえるよう努めながら、徴収率向上に取り組むよう期待する。

収入未済額については4億8,472万2,721円であるが、このうち、繰越明許費分が3億4,601万4,649円であり、これを差し引いた額は1億3,870万8,072円となり、前年度と比較すると477万735円の増となっている。なお、繰越明許費分の収入未済額は全額国庫支出金である。収入未済額の内訳は、町税の6,243万3,768円、分担金及び負担金26万1,210円、使用料及び手数料379万3,100円、国庫支出金2億9,529万2,642円、県支出金5,072万2,947円、財産収入387万5,700円、貸付金等の諸収入6,834万3,354円である。住宅使用料や財産貸付収入等については、納付の促進を図り、収入未済額の削減に向けた改善策の検討に努められたい。

なお、収入未済となっている住宅新築資金等貸付金償還金、地域経済循環創造事業交付金返還金及び国庫補助金返還金等の私債権で回収の見込みのないものについては、債権の適正な管理を行える環境の整備が必要であり、「債権管理に関する条例」等の制定を急ぐよう要望する。不能欠損額については463万1,763円で、前年度より91万3,872円の減である。不納欠損は町民の税負担の公平性の観点においても、可能な限り滞納整理に取り組み、安易に時効完成による不納欠損を生じさせないよう努力されたい。

以上のことを踏まえ、重点審査事項である歳入が、予算どおり適正に確保されたかについては、予算現額に対して収入済額が99.6%の収入率で、収入は確保されており、予算の執行においては影響はなかったものと判断される。

以上で、歳入における報告を終わります。

次に、歳出について、班ごとにまとめた指摘事項の主なものとして、まず第1班の審査において、税務課所管では、賦課徴収費の手数料について、口座振替より手数料が高いコンビニ収納やスマホアプリによる電子決済等の増加により手数料は増加傾向であるが、納付方法の多様化は住民の選択肢が増えることによるサービス向上につながるため、引き続き、口座振替の推進と様々な納付機会の提供に努め、一層の納付率の向上に取り組まれるよう要望する。

住民環境課所管では、菜の花エコプロジェクト業務委託について、菜の花の作付面積が以前と比較すると半分以下になっているとの説明であったが、増加している耕作放棄地の活用や他の品目への転換などを含め検討されるよう要望する。

また、狂犬病予防注射事業について、未登録犬の把握だけでなく、台帳上で抹消されるべきものがそのままになっていないか、適正な台帳の管理に取り組まれるよう要望する。

また、ごみ出しサポート等事業について、ごみの回収だけでなく分別自体が困難な方については、保健福祉課と連携しながら対象者の把握と、どのようなサポート

が可能な検討を重ねるよう要望する。

さらに、マイナンバーカード交付について、住民にカードの必要性・利便性についての理解が進んでいない状況がある。また、情報漏洩につながると心配する意見も多く、不安払拭は容易ではなく、今年4月に本町で発生した支援措置対象者の個人情報流出事故の例もあるように、人為的なミスにより個人情報の流出事案が全国的に後を絶たないこともデジタル社会での情報管理の不安につながっていると思われることから、情報を扱う際のマニュアルの見直しと対応の徹底を十分行いながら、併せて議会に対しての情報提供及び情報共有の徹底に努め、マイナンバーカードの安全性と必要性について、住民の理解向上に取り組まれるよう要望する。

総務課所管では、非常備消防費の小型動力ポンプ付き積載車の購入に伴い、これまで使用していた車両は無償で処分しているとの説明であったが、公売による売却など、資産の有効的な処分の方法はないか検討されるよう要望する。

企画調整課所管では、くにの松原キャンプ場の漏水の件について、配管は埋設されているため場所の特定に時間を要したとの説明であったが、原因は経年劣化による漏水とのことから、配管全体の抜本的な改修を含め、メンテナンスを行いやすい設備を検討されるよう要望する。

また、照日神社展望台修繕について、小学校遠足等による子どもの利用など、観光施設として、また地域において憩いの場として長く親しまれているが、展望台の老朽化も見られることから、現状の把握と適切な維持管理に取り組まれるよう要望する。

保健福祉課所管では、子ども食堂支援事業について、国も支援の拡充に取り組む中、スタッフや場所の確保、運営費等について課題はないか、現場の意見を十分に取り入れながら、行政としての支援・連携に取り組まれるよう要望する。また、児童発達支援サービスについて、近隣自治体ではその推進に向けた協議もなされているが、本町においても一刻も早く、町内でサービス提供が受けられるよう、希望者が利用しやすい環境づくりに向け、さらなる検討を進められるよう要望する。

以上が、1班の報告になります。

次に、2班の審査において、農業委員会所管では、農業者年金の加入推進活動謝礼について、各個人の謝金の受け取りが書類上確認できないため、今後、各個人が謝金等を受領したことが確認できる書類を整備するよう要望する。

また、毎年、遊休農地調査を行い、遊休農地の所有者へ意向確認を行っているとのことだが、依然として遊休農地化に歯止めがかかっていない状況である。今後、農地の荒廃が進まないよう努力されたい。

農林振興課所管では、都市農村交流事業補助金について、事業実績がなかった団

体について、令和3年度中に補助金返納を行わず、翌年度の予算を減額するなどして調製するとの説明であったが、事業実績がなかった場合の補助金は、当該年度において返納を行うなど、適正な処理を行うよう要望する。

また、水稻の一等米比率が下がっている要因について、日照不足や品種による影響、栽培スケジュール等が要因であるとの説明であったが、今後、薬剤散布等の栽培スケジュールの見直しを行うなど、一等米比率が向上するための対策を講じるよう要望する。

耕地課所管では、農地に関する一般的経費の原材料費で農道・集落道の維持・補修として原材料支給を行っているとのことだが、迅速な住民サービスにつき評価するものの、原材料費以外に機械借上料でも支出をしているケースがあるが、支出方法については適正な予算執行科目か検討されるよう要望する。

建設課所管では、公園整備に関する一般的経費の委託料について、委託業務に係る変更契約を行い、回数を増やして除草を行ったとのことだが、設計段階において委託内容を十分検討されるよう要望する。

教育委員会管理課所管では、新型コロナウイルス感染症対策の中において子どもたちの学習機会の場の確保が厳しいことから、自主学习等が可能な場所を確保したとされるが、学校運営協議会学習拠点づくり事業は学習する場所が制約される子どもにとって貴重な事業であるが、多くの児童・生徒が幅広く活用できるよう、事業の内容、運営状況、補助金の使途など把握され、今後の事業がより充実されることを要望する。

社会教育課所管では、会計年度任用職員が家庭教育学級等の講師となった場合、関係する条例等に基づき、報酬と講師謝金等の支払いが重複することのないよう十分注意されたい。

以上が、2班の報告になります。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第1号令和3年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと委員全員の意見の一致をみた次第であります。

なお、ただいま申し上げました事項については、議会の意見として町長に申し入れることが適当である旨、委員会で決定しております。

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第1号「令和3年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。小野議員は挙手による採決でお願いします。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

よって、認定第1号「令和3年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

ここで、さらにお諮りします。

ただいまの委員長報告の中にあります意見については、議会の意見として町長に申し入れされたいとの要望であります。町議会議長名をもって町長に申し入れることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告の意見については、町議会議長名をもって申し入れすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 認定第2号 令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第3号 令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第4号 令和3年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（神崎文男君） 日程第6、認定第2号「令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第7、認定第3号「令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第8、認定第4号「令和3年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、以上3件を一括議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） ただいま議題となりました認定第2号及び認定

第3号、認定第4号について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、去る10月14日に委員会を開催し、担当課長並びに担当職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

まず、認定第2号令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額19億2,999万4,628円、歳出総額18億9,115万3,614円で、歳入歳出差引額が3,884万1,014円となり、このうち、1,000万円を基金へ積み立て、残り2,884万1,014円が翌年度への繰越金となっております。

医療費の推移については、1人当たりの医療費が増加している理由として、医療の高度化が要因の1つであるとの説明があったが、具体的にどのような疾患によるものかとの問いに対し、糖尿病が最も多く、次いで高血圧症、慢性腎不全、肺がんといった疾患が主なものであったとの答弁でありました。

また、特定健診の受診率が目標を下回っていることについて、AIを活用した受診率向上対策事業を実施したとの説明があったが、どのような手法で行ったかとの問いに対し、レセプトデータによる分類分けされた情報をもとに通知の文面や発送時期について、適切な時期に適切な人へ発送を行うことによる受診勧奨を実施したとの答弁。

さらに、通知文については保健福祉課において内容の校正を行うが、発送は委託業者が行うとの説明であり、通知文の作成から発送に当たっては十分連携し、受診しやすい環境づくりに努めるよう要望いたしました。

次に、認定第3号令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額2億74万8,318円、歳出総額1億9,609万7,376円で、歳入歳出差引額が465万942円となり、この全額が翌年度への繰越金となっております。

保険料の滞納繰越分の収納済額42万1,900円について、対象年度と人数はとの問いに対し、令和2年度分で人数は4人であるとの答弁でありました。

次に、認定第4号令和3年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額20億5,097万4,687円、歳出総額17億9,054万3,757円で、歳入歳出差引額が2億6,043万930円となり、このうち1億5,000万円を基金へ積み立てて、残り1億1,043万930円が翌年度への繰越金となっております。

歳出の款3、項2、目1一般介護予防事業費の高齢者元気度アップポイント事業対象商品券購入について、介護予防教育等への参加に応じて最大3,000円分の

商品券を交付するとの説明があったが、集落発送での事業内容だけでは、集落に入っていない方への案内が届かないことから、すべての高齢者が生きがいを持って生活できる環境づくりのために、周知について十分検討されるよう要望いたしました。

また、生活支援体制整備事業委託料について、高齢者における地域課題解決に向けて買い物支援など、関係機関のマッチング作業を行っているとの説明があったが、業務に携わる方は一定の知識、経験が求められることから、研修会等を通じて幅広い技術の習得、能力向上に取り組みながら業務委託を実施されるよう要望いたしました。

以上で、認定第2号、認定第3号、認定第4号について、討論を求めましたが討論はなく、採決の結果、認定第2号、認定第3号、認定第4号については原案のとおり認定すべきものと、全委員の意見の一致をみたことを報告いたします。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。認定第2号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第3号の委員長の報告に対して、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第4号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。認定第2号「令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第2号「令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

よって、認定第2号「令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号「令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第3号「令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

よって、認定第3号「令和3年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号「令和3年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第4号「令和3年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

よって、認定第4号「令和3年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 9 認定第 5号 令和3年度大崎町水道事業会計決算認定について

日程第10 認定第 6号 令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第34号 令和3年度大崎町水道事業剰余金の処分について

○議長（神崎文男君） 日程第9、認定第5号「令和3年度大崎町水道事業会計決算認定について」、日程第10、認定第6号「令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第11、議案第34号「令和3年度大崎町水道事業剰余金の処分について」、以上3件を一括議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（稲留光晴君） ただいま議題となりました認定第5号、令和3年度大崎町水道事業会計決算認定について、認定第6号、令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、並びに議案第34号、令和3年度大崎町水道事業剰余金の処分について、以上3件について、文教経済常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、去る10月14日に委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

初めに、認定第5号令和3年度大崎町水道事業会計決算認定について、令和3年度の給水収益は1億9,099万7,965円で、対前年度比2.58%の減額となっております。

質疑に入り、原水及び浄水費の月例水質検査について、検査項目が同月で重複しているのではないかとの問いに対し、検査項目が同月で重複する検査については、来年度から委託料の見直しを図るとの答弁でありました。

次に、認定第6号令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算の収支状況は、歳入合計が2億4万1,247円、歳出合計が1億9,343万2,661円で、歳入歳出差引額660万8,586円が翌年度への繰越しとなっております。

質疑に入り、汚泥の搬出先が1箇所とのことだが、どのような対処を行ったのかとの問いに対し、現在、汚泥は最終的に堆肥化しており、汚泥の堆肥化を実施できる事業者が1箇所しかいないのが現状であるとの答弁でありました。

さらに、下水道使用料の収入未済額について、個別に納付相談をしながら徴収しているとの説明であったが、収入未済額から不納欠損を生じさせないため、徴収方法を新たに考え、善処されるよう要望いたしました。

続きまして、議案第34号令和3年度大崎町水道事業剰余金の処分について、令和3年度の未処分利益剰余金9億59万7,212円のうち、1,878万1,708円が実未処分利益剰余金となり、このうち1,800万円を建設改良積立金に積み立てて、残りの78万1,708円が翌年度への繰越しとなっております。

質疑に入りましたが、特記すべき質疑はありませんでした。

以上で質疑を終結し、認定第5号、認定第6号、議案第34号について、討論を

求めましたが討論はなく、採決の結果、認定第5号、認定第6号については原案のとおり認定すべきものと、議案第34号については可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。認定第5号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第6号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号の委員長の報告に対して、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。認定第5号「令和3年度大崎町水道事業会計決算認定について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第5号「令和3年度大崎町水道事業会計決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

よって、認定第5号「令和3年度大崎町水道事業会計決算認定について」は認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号「令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第6号「令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

よって、認定第6号「令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

次に、議案第34号「令和3年度大崎町水道事業剰余金の処分について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第34号「令和3年度大崎町水道事業剰余金の処分について」、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

よって、議案第34号「令和3年度大崎町水道事業剰余金の処分について」は可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 議案第36号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第6号）

○議長（神崎文男君） 日程第12、議案第36号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億361万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を109億7,180万1,000円にするものでございます。

歳出の主なものは、環境配慮型定住住宅取得補助金、大崎町衛生自治会助成事業補助金、保健福祉施設等における価格高等支援事業補助金及び肉用牛子牛生産緊急対策事業奨励金などでございます。歳入は、地方交付税、国庫支出金及び繰入金金の増、県支出金及び町債の減が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の12ページをお願いいたします。なお、人件費につきましては人事院勧告に基づく補正が主なものでございますので、説明を省略させていただきます。

款2総務費、目4財政管理費、節24積立金151万3,000円は、債券運用利子の増加に伴う減債基金積立金の増が主なものでございます。

目10企画費、節18負担金、補助及び交付金2,591万3,000円は、環境配慮型定住住宅取得補助金を、今後の執行見込みにより増額するものが主なものでございます。

13ページをお願いいたします。目14諸費、節22償還金、利子及び割引料は223万3,000円の増でございますが、法人町民税などの町税還付金及び還付加算金が主なものでございます。

14ページをお願いいたします。一番下になりますが、款3民生費、項1社会福祉費、目10新型コロナウイルス感染症対策事業費1,814万円及び、次の15ページをお願いいたしまして、項2児童福祉費、目3新型コロナウイルス感染症対策事業費135万3,000円は、町内の障害者福祉施設、介護保険施設及び児童福祉施設におけるエネルギー等の物価高騰対策として支援を行う価格高騰支援事業補助金でございます。

款4衛生費、目3環境衛生費、節18負担金、補助及び交付金1,786万2,000円は、衛生自治会が主体となり資源リサイクルの拠点としてマル大崎を整備するための大崎町衛生自治会助成事業補助金でございます。

16ページをお願いいたします。目7国民健康保険事業総務費、節27繰出金は454万1,000円の減でございますが、これは実績見込みに伴う各繰出金の増減でございます。

目10新型コロナウイルス感染症対策事業費103万1,000円は、町内の医療機関等におけるエネルギー等の物価高騰対策として支援を行う価格高騰支援事業補助金でございます。

17ページをお願いいたします。款5農林水産業費、目8農業機械維持管理費、節10需用費128万円は、執行見込みにより農業機械に要する燃料費と修繕料を増額するものでございます。節12委託料500万円は、老朽化している農業機械センターを、農業公社設立後の拠点として整備するための農業機械センター改修設計業務委託料でございます。

目10農地費、節12委託料104万5,000円の減は、仮宿地区において水

田地下水位制御システムの実証試験を計画しておりましたが、この地下水位制御システムの下から湧水が発生し、実証試験が行えなかったため、委託料を減額するものでございます。節14 工事請負費130万円は、ただいま御説明いたしました同水田の湧水発生箇所の排水対策として暗渠配水管を布設するための工事費でございます。

目12 農業研修施設管理費、節17 備品購入費169万6,000円は、改善センターで使用する蒸気ボイラーと冷蔵庫を、経年劣化により買い替えるものでございます。

18ページをお願いいたします。目14 営農推進費、節18 負担金、補助及び交付金585万円の減は、谷迫地区における機構集積協議会が今年度中の立ち上げが困難となったため、機構集積協力金事業補助金を減額するものでございます。

目15 新型コロナウイルス感染症対策事業費1,000万円は、エネルギー等の価格高騰に加え、子牛せり市価格の大幅な下落で悪化する生産者の経営環境を支援する肉用子牛生産推進緊急対策事業奨励金でございます。

19ページをお願いいたします。款6 商工費、目3 観光費、節18 負担金、補助及び交付金140万円は、今後の執行見込みによるスポーツ合宿等誘致促進事業補助金の増でございます。

22ページをお願いいたします。一番上の段になりますが、款9 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費、節13 使用料及び賃借料156万1,000円は、電算ソフトウェアライセンス使用料でございますが、これはオンライン上で学習や試験ができる文科省CBTシステムの利活用を図るためのソフト導入に係る経費でございます。

目3 新型コロナウイルス感染症対策事業費、節10 需用費318万円は、新型コロナウイルス感染防止対策用の消耗品費でございます。

23ページをお願いいたします。項4 社会教育費、目2 公民館費、節10 需用費112万4,000円は、中央公民館に係る光熱水費を執行見込みにより増額するものでございます。

これで歳出を終わります。次に、歳入の主なものについて御説明いたします。9ページをお願いいたします。款11 地方交付税、目1 地方交付税6,700万円は、財源の調整でございます。

款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金5,571万8,000円は、エネルギーや食料品などの物価高騰対策として交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。目7 教育費国庫補助金204万円は、新型コロナウイルス感染症対策として学校教育活動等の支援を行う学校保健

特別対策事業費補助金でございます。

款16 県支出金につきましては、実績見込みにより、説明欄に記載してございます負担金等を増減するものでございます。

10 ページをお願いいたしまして、款17 財産収入、目2 利子及び配当金151 万3,000 円は、今後の見込みにより、説明欄にございます基金利子等を補正するものでございます。

款19 繰入金、目5 ふるさと応援基金繰入金4,280 万円は、環境配慮型定住住宅取得補助金及び大崎町衛生自治会助成事業補助金の財源として予定しているものでございます。

11 ページをお願いいたします。款22 町債でございます。合計で5,820 万1,000 円の減となっておりますが、それぞれ起債同意額の確定に伴い補正するものでございます。

次に、5 ページをお願いいたします。第2 表債務負担行為補正でございます。表内に記載してございます6 つの事業は、いずれも事業実施までに準備期間を要するため、地方自治法第214 条の規定により債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額を定め、記載のとおり追加するものでございます。

次に、6 ページをお願いいたします。第3 表地方債補正でございます。起債の目的欄の過疎対策事業（ソフト分）、緊急自然災害防止対策事業及び臨時財政対策債の限度額を、事業費の確定等に基づく同意見込みの確定によりまして、補正前の額から補正後の額に変更するものでございます。

以上で説明を終わりますが、25 ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○8 番（中山美幸君） 何点かお伺いします。まず、1 点といたしましょうか、最初にお伺いするのが、15 ページ、環境衛生費、補正額が1,786 万2,000 円ということで、これの大崎町衛生自治会への補助金ということなんですね。これが実際にはどういったことをやるのか、どういったことをやるためにマル大崎を改築といたしましょうか、そういうふうな形に持っていくのか。その点について、まず、お伺いします。この1,780 万円のふるさと納税からの支出ということでございますが、ふるさと納税の歳出、支出の条例何項に当たって衛生自治会への助成金ができるのか、その点をお示しをいただきたい。

次に、17 ページ、農業機械維持管理費のところでございますが、改修の業務に500 万円起債が組まれております。その中で、この物件についてはJAからの賃

貸だったと私は理解しておりますが、そういった場合に公社に向かったの改築設計ということなのですが、JAの負担、そういったものについて先般の台風による被害のときもそういうことがございましたけども、なぜJAの負担がここに入っていないのか。公社設立の約款もできていない状況だと思いますけども、そういった中でこれをどういう改築の業務をするのか、その点、非常に大きいですね。その点についてお示しをいただきたい。

もう1点、22ページ、教育費のところですが、新型コロナウイルス感染症対策、これは国・県の補助事業が約半分入っているようでございますけれども、小学校で318万円、中学校で約90万円、これにどういった衛生費、消耗品を購入し、コロナ対策をなされるのか。その点について詳しくお示しをいただきます。

○町長（東 靖弘君） ただいま御質問いただきましたことにつきましてお答えいたします。また、不足するところについては、それぞれの担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

まず、1,786万2,000円、衛生自治会の補助の内容ということでございます。その内容を申しますと、マル大崎の改修工事、電気工事、それから事務室備品等の施設整備費、研修施設用備品設置費、業務用車両、業務用電話等の設置及び工事費、総体的に3,186万1,285円ではありますが、その中で企業版ふるさと納税、SDGs推進協議会からの支援分が1,400万円でありますので、その差額を引いて1,786万円の事業を実施しようとするものでございます。

農業機械の設計委託500万円につきまして、JAの負担はということでございますが、その点については担当のほうから答弁させていただきます。

また、22ページの新型コロナウイルスに対する対策の内容等につきましても、担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） 御質問の中で、まず、大崎町衛生自治会助成事業補助金にふるさと応援基金を充当していると、条例のどの項目に該当するのかという御質問だったかと思えます。

ふるさと応援基金条例の中ではそれぞれ、環境施策に資する事業、あるいは観光・スポーツに資する事業、あるいは子育て・教育に関する事業、それからまちづくりに関する事業と、大きく分けて4つほどあったかと思えます。その中で、この事業につきましては環境施策に資する事業ということで充当を予定しているところでございます。

以上です。

○教育長（穂園正幸君） 22ページにございました新型コロナウイルス感染症対策事業費の小学校費及び中学校費の具体的な需用費の消耗品関係につきましては、担当

課長に答弁させます。

○教委管理課長（岡留和幸君） お答えいたします。

コロナウイルス対策の国からの助成事業の中で、消耗品が対象となるということでありました。2分の1の補助金ということになっておりますが、これにつきましては、各小学校、中学校にこういったコロナウイルス対策につきましてどういったものが必要なのかというのをまず要望を聞いた上で、こちらのほうで精査したところでございます。枠につきましては、小学校、中学校、それぞれ生徒数、児童数に応じて決まっておりますので、それに依りて予算をお願いしているところでございますが、予算の内容としましては、各学校から要望があったものについてお答えいたします。

アルコール消毒、手洗いの液体石けん、子ども用のマスク、アルコール容器、センサー式のアルコール容器、非接触型の体温計、トイレ等の漂白剤とか、パーティションもですけど、主にそういった新型コロナウイルス感染を今後拡大させないための、予防するための必要なものとして、各小中学校の要望に応じて、こちらのほうで今回お願いするものでございます。

以上でございます。

○農林振興課長（上野明仁君） 農業機械センターにつきましては、農協さんが所有するセンターの部分と町が所有する部分がありまして、今回改修設計を行う部分については町が所有するセンターのほうになりますので、農協さんの負担は今回はないということでございます。

○8番（中山美幸君） 詳しく説明をいただきました。

まずですね、衛生自治会への補助金については条例に当たっていると、環境の問題ということでやっていらっしゃるということでございますが、こういった事業をやるために改修しなければならなかったのか。それから事務所、それから研修施設の車両等、それから電話、そういったすべてのもの、備品、その他のものがすべてのもので助成金で賄われておりますよね。別途の予算も組んでいらっしゃるということなんですが、この事業について、私はこの事業をこういったことを目的としてやるのか。その事業はもう既に企画をされていると思います。

まず、次の答弁では、企画をされているかどうかについてお答えください。正式に企画をしているのかどうか、こういったことをやって、こういったふうにやりますよという企画がなされているかどうかということをお伺いします。まず、そこをお示しをいただきたい。

それと、機械センターの改修については了解いたしました。

あと、小中学校のコロナ対策について、今、担当課のほうでは学校からの要望が

あったから、その分について対応しましたということです。それは結構なんです、実際、非接触型の体温計等を要望されておりますよね、それが現実的に日々使われているかどうか。ただ、熱が出た人を保健教諭がチェックするだけ、そういったものなのか。せっかく買われるのであれば、日々チェックができるような体制をつくられているのか。学校の受入体制、それが充実しているかどうかということまでを示していただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 衛生自治会への助成事業の補助金につきまして、この事業について既に企画されているのかということでございますが、その方向で進めてまいりました。大崎町のリサイクルのシステム、取り組み方については十分御理解のことです。

その中で、リサイクル等につきましては衛生自治会が主に事業を推進してもらっているという状況でございますが、やはり現状では、町行政の中では非常に事務も煩雑化してきて、現在の環境係そのものではなかなか対応が難しい状況も発生しているところであります。私の思いの中では、やはり衛生自治会がごみ処理に関する部分は主体的にやっていただく拠点を整備していくということはずっと考えてきておりましたので、併せて衛生自治会の法人化も進めていくということで今まで打ち合わせもやってきたところでございます。拠点となるところを、現在も様々な形でマルおおさきのところを利用しているところでありますが、現段階では電話もなければ机、椅子等もないという状況があります。今後、主体的に活動するために、補助金を歳出しながら整備していただきたいと思っております。

事業内容といたしましては、環境学習会、分別排出の出前講座、分別実践の教室の計画、あるいはポイ捨て・廃棄物散乱に対する注意喚起や抑止対策、あるいはごみ出し困難者への相談・支援及び戸別訪問活動、新たなコミュニティの形成実現、あるいは中間支援組織としての機能の発揮、そしてまたリサイクルセミナー、リサイクルでアート作品の制作、お楽しみの企画など、様々なことをマルおおさきを整備しながら進めていきたいと思っております。

やはり多文化共生社会になってきて外国人も非常に増えてきました。そういった方々の交流の場にもなればという思いがありますので、そういったことも含めて整備していくことと、また、内外の視察研修や研修の実施といったことも衛生自治会のほうで主体的にやっていただくということでこういった整備をしていきたいということで提案したところでございます。

○教育長（穂園正幸君） 新型コロナウイルス感染症の対策事業の中での消耗品のことについてでございますが、御案内のとおり、3年目を迎えます、各学校でも手指消毒でありますとか体温を測っていく、微熱はないかとか体調の悪い子どもはいな

いかというようなチェックリストに基づいて家庭からの登校し、学校では体温を測り、また朝の健康観察のときに、担任のほうで、もしちょっと熱があるという場合は、非接触型でおでこにつけて体温を確実に7度5分以下なのかというのをいたしますので、そういう部分の中で使う消耗品だと御理解いただければと思います。

○8番（中山美幸君） 衛生自治会への補助金、交付金ですねについて、じゃあ、今の町長の答弁をお伺いしますと色々な事業をやられるということですが、ごみ問題については、法律上、前にも一般質問の中で私は申し上げました、法によってこれは自治会の仕事であるということなんですね。そういったところももう少し研究していただきたいなというふうに要望を申し上げておきます。

まず、今、町長が言われました予算を組み上げるに当たって、衛生自治会が主体としてやるというのであれば、衛生自治会が大崎町役場、行政に対しまして出されました企画書、これは本町がつくったんじゃないだろうと思います、衛生自治会が提案して、衛生自治会が大崎町が助成するわけですが、衛生自治会のつくった企画書、先ほど私は申し上げましたけれども答弁はございません、まだ。その企画ができていないのか、できていないのかの答弁もございませんよ。そういった企画書を議会に提出をお願いしたいと要望申し上げておきます。衛生自治会でつくられた、これだけの金額の要望書、そして、どういった事業をやっているのか、今後、これについては人件費の絡みもあると思います、電話等があるんであれば誰かが常駐するでしょうから。そういったところをどのように考えているかという企画書もあるはずです。その企画書の提出を求めます。同僚議員から、今、暫時休憩して、この予算を組んだんだからその企画書はあるから、コピーでもいいから出してくれというような要望も来ていますけど、議長、その裁量を諮っていただきたいと思います。そうでないと次の議論ができないということでございますよね、本来ならば。

それから、教育問題のコロナ対策については、中学校でも発生していますよね、もう既に。その情報も入っていますけど。やはり、もうちょっと学校の管理といいましょうか、危機管理が私は薄いと思います。もうちょっと真剣になって考えていただきたい。先生方個人、勤務されている方、教職員の方々、自分のことにはものすごく気を使っているんですけど。ところが、子どものことに対してもうちょっと私は心配りが足りないんじゃないかなというふうに考えています。児童・生徒がいるから教職員の方々には飯が食えるんです。そういったことをしっかりと認識をしていただかないと私はコロナ対策に対してもこれだけの予算を使ったり、以前から予算を使っていますが、改善はできないんじゃないかなというふうに思いますので、是非、教育長、そこらへんは教職員、学校長、管理者、そこについてもう少し児童・生徒に対する心配り、児童・生徒、こういう言い方は悪いかもしれませ

ん、児童・生徒はお客さんなんですよ、学校の先生方から見ると。そうなんですよ。児童・生徒がいるから給料をもらっていらっしゃるって生活ができています。もう少しそこら辺の認識を持っていただくような指導の方法ということも、これは強く要望申し上げておきます。そういうことですので、議長、裁量をお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） これを提案するにあたっては協議も進めてまいりましたし、先ほど事業費の明細はこういうものであるという説明をいたしました。そういったものについては準備がしてありますので、また、改めて提出したいと思います。

○8番（中山美幸君） 求めているのは、今、出してくださいと。そうでないと予算の審議は進まないですよ。ただ、後でこういうのを出されて、違うよねということがあったら、皆さんが、これは委員会付託でしょうけども、委員会に付託されていない委員の方々はその内容については傍聴しない限りわからないわけですよ。この予算の根拠というのはそこにあるんじゃないですか。衛生自治会を通じて本町にこれだけの予算が必要です、だから、町長お願いできませんか、じゃあこの予算をつけましょうということにつけられたはずですよ。そうじゃないんですか。そういった予算のつけ方を私はなされるのが本来の姿だろうというふうに思いますし、先ほど申しましたようにごみの問題については法律を見てみますと、やはり自治体の責務ということになっているようです。前も一般質問でやりました。いろんな批判を私は受けましたけども、それは国の法律の中で私は間違っていないと思っています、私の発言したことは。そういったところを、町長、よく考えないと、これはおかしな問題になります。リサイクル、そういった事業についてはよくやられているのはわかっているんですよ。ところが、その段階の中で異なったことがちょっと出てきそうな気がします。もうちょっとそこは考えていただいて進めるのであれば、反対しているんじゃないですよ、筋道、段階を踏んでくださいということをお願いしております。企画書はあるはずですよ。担当課はどうなんですか、その企画書を持って予算請求をしたんじゃないですか、総務課長。お宅らは、その企画書も見ないで予算査定をしたんですか。ちょっと疑問ですよ。そこら辺について、私はさっき要望を申し上げました。議長、どういうふうにするのか。お願いします。

○議長（神崎文男君） 町長、企画書についての意見を聞かせてください。

○町長（東 靖弘君） 企画書というよりは、それを積算するためにはそういった根拠を基にして作成していくということが当然でありますので、そういった根拠というものはありません。今御質問にありました企画書という形のものではないですけども、積算根拠、そういった積み上げをしてきているものはお出しできますので、それで御理解いただければと思います。

○議長（神崎文男君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時21分

再開 午前11時26分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○5番（宮本昭一君） それでは、補正予算書18ページ、目の新型コロナウイルス感染症対策事業で負担金、補助金のところで肉用牛生産緊急対策事業補助金1,000万円が組み立てられておるんですけども、これについての出し方、基準、これを詳細がわかれば教えていただければいいんですけども、お願いできますか。

○農林振興課長（上野明仁君） ただいまの御質問にお答えいたします。

出し方の基準につきましては、国が発動基準というのがありまして、出荷額の60万円以下が発動基準とありまして、そういったときに1頭につき1万円を奨励金としてお出しします。これは毎月せり市に平均250頭ほど出荷されます。その4か月分で1,000万円ということで今回計上しております。

○5番（宮本昭一君） 60万円を下回った場合に1頭当たり1万円ということですが、これを下回る基準が、今年いっぱいですよ、これについては大体。ということになりますと、そこらへんは結局は60万円を下回った基準にならなかった場合はこの予算は使われないということですか。

○農林振興課長（上野明仁君） 下回らなかった場合には支出はありません。

○2番（富重幸博君） 先ほどの環境行政に対する同僚議員の質問に関連しますが、もともと廃棄物の処理及び清掃に関する法律でいきますと、自治体が総括的なことはやらなければならないわけですよ。産業廃棄物を除く廃棄物については自治体のもともとの業務です。今まで衛生自治会というのは実際の業務を補完する意味で、思想の普及とかいろんな形や、実際のリサイクルごみ分別で協力するような形でしたけれども、もともと、先ほど町長が何点かこういうことをこの事業でとおっしゃったのは、役場そのものがこの法律に基づく課設置でやる本来の業務。衛生自治会がなぜそこまで広く事業を行う団体に、いつの間になったんだろうかなど。私の場合には、昔、衛生係で職員衛生協会と衛生自治会の実務を行った経験がございます。役場そのものが、今度は課設置条例で環境政策課を町長は提案されております。そうすると、環境政策課そのものが、先ほど町長が幾つか羅列されたそのものを実際の業務としてやっていく。そして衛生自治会というのは、自治公民館長の方々の、もともとはですね、そういうので組織した経緯がありますので、課設置条例との絡みでどういうふうに理論的に整理して、この補助事業と新たにできる環境

政策課の政策というか目的、新設ですから、どういうふうな折り合いをしていくのか。私に言わせれば、今度できる環境政策課そのものが、先ほどおっしゃった業務のすべてを行い、衛生自治会というのはそういう形で協力、補完するような実働隊としてその一環を担う。環境政策課との絡みも理論的に整理をして、そこあたりの資料を提出いただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 御存じのように、あくまでも本町のリサイクルはごみ処分場の延命ということでスタートしております。また、この事業を進める中で住民は適正に排出する義務があるということがあって、行政としては回収する義務があるということになっております。住民が衛生自治会の主体でありますので、衛生自治会が中心になってごみステーションといったところについては管理していただくということと、それから、現行の中で衛生自治会は全町民が加入しているわけでありますので、そういった方々への指導や環境教育といった先ほど申し上げたようなことは衛生自治会が主体となってやっただく、そのための拠点施設を整備していくということで、もろもろの研修等ももちろん衛生自治会の中でやりますし、多文化共生社会についてもマルおおさきで併せてやっていくと考えておりますが、あくまでも住民は適正に分別して排出する義務がありますので起点はそこにあるだろうと思っております。

今回、課設置条例につきまして提案しておりますので、そのところについては資料の提出ということでありましたから、当然、議案として上げてくるわけでありますのでそういった内容等については詳しくお示ししたいと思います。

○2番（富重幸博君） 先ほど来申し上げますように、衛生自治会は行政の補完的な組織、そして環境政策課のほうが、最初、環境行政は延命化で始まったとおっしゃって、今、JICAまで拡大して非常に大きな仕掛けを考えておられるから環境政策課という形で多分、課設置条例が出されたんだろうと思いますが、その中で衛生教育の問題とかもろもろというのは役場の予算でしっかりと組んで、環境政策課の目玉としてやっぱりしていく。実際、衛生自治会は全自治公民館が入っておりますけれども、1年交替で大体自治公民館長さんは替わられる場合もあります。そういう方々がここまで大きくふくれる衛生自治会の事業の一員として、継続的な役員体制でとどまれるかというのと、140近い集落自治公民館の中で大部分が替わられるんじゃないかなと。そうなったときに、本当に初期の目的に沿ったものが継続的にできるのかなと。本当に、先ほど来言いますけれども、町長が言われた環境衛生教育とかのもろもろの広報とかすべてのことは、今度整備される環境政策課がやる、本来の業務です。ですから、本当は課設置条例で新たな課をつくと提案した段階で、係体制、職員体制がどんなになるのか、事務分掌がどれだけ検討してきたか。そこ

らあたりがですね、まだ、それとの絡みも出てくるから私は取り上げたところなんです。どこまでもんだか、そのことがやはり、例えば総務委員会の付託というような感じで進んでいるけれども、なかなか、議員全員が関心があるところでもありませんので、先ほども申し上げましたように課設置条例で新たな課を、係を課に昇格させるわけですから、だけど、昇格させながら衛生自治会の補助金の事業の中で相当なものを羅列して、そこにさせるんだと。行政そのものが本来のやらなきゃいけないと、組織までつくるわけですから。その整合性をしっかり説明してほしいということで、そういう資料的なものを要望しておきます。

○町長（東 靖弘君） 先ほど中山議員のほうからも企画書の請求がありましたので、富重議員の発言の内容をお聞きしておりまして全く同じでありますから、そのことについてはその中で説明をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○7番（吉原信雄君） 今、2名ほど、この件についてありましたが、これは総務委員会に付託となると思いますので、11名議員がいらっしゃいますので、この予算を改めて特別委員会という方法を取ってもらいたいと、総務委員長としての発言とさせていただきます。この件について、皆さんが多数決で、済みませんけど、やってもらいませんか。この予算について特別委員会を。

○議長（神崎文男君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時37分

再開 午前11時38分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 再開します。

ほかに質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） ただいま総務委員長から提案がございました。総務委員会で付託するのではなくて特別委員会を設けて、それで審査するという形でのよろしいでしょうか。賛成の諸君の挙手をお願いします。特別委員会に移行することについて、賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者 挙手]

○議長（神崎文男君） 6人ですので、特別委員会に切り替えたいと思います。

それでは、ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第1項の規定により、特別委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第13 議案第37号 令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（神崎文男君） 日程第13、議案第37号「令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ165万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億833万5,000円とするものでございます。補正の主なものは、過年度交付金の償還に伴う増及び前年度繰越金の増額に伴い、補正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） それでは、御説明いたします。補正予算書の7ページをお開きください。歳出から御説明いたします。

款1総務費、目1一般管理費16万5,000円は、節12委託料に国保事務電算システム改修費を計上いたしました。令和3年6月に公布されました全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険等の一部を改正する法律に伴い、国保情報データベースシステムを改修するものでございます。

次の、款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費分、次の項2後期高齢者支援金等分、目1一般被保険者後期高齢者支援金等分、次の項3介護納付金分、目1介護納付金分は、それぞれ財源変更によるものでございます。

款8諸支出金、目3保険者努力支援交付金償還金118万8,000円、次の8ページをお願いいたします、目4保険給付費等交付金償還金29万7,000円は、それぞれ説明欄にあります交付金等の実績により返還するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。次に、歳入を御説明いたします。6ページをお開きください。

款6繰入金、目1一般会計繰入金454万1,000円の減額ですが、節1保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は252万7,000円の減、節2保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は174万6,000円の減、節5財政安定化支援事業繰入金は83万8,000円の減、節6未就学児均等割保険税繰入金は57万円の増、それぞれ実績見込みにより増減額するものでございます。

款7繰越金、目1前年度繰越金は619万1,000円でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

○3番（稲留光晴君） 7ページですね保険者努力支援交付金というので118万8,000円を国に返金ということなんですが、努力支援項目というのが何項目かありまして、その項目の判定基準ですかね、ここまでやれば交付金が増えるとか努力目標があるんですが、これがちょっと努力がこの点で足りなかったということで交付金を返さなきゃいけないということなんですよね。中身的に説明をお願いしたいと思います。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

保険者努力支援交付金の償還金ですけれども、保険者支援交付金は事業費分に対応する支援交付金と、いろんな保険事業の取組に対する支援金がございます、今回計上しておりますのは、特定健診の勧奨に取り組んでいる費用に対する実績に伴う返還金でございますので、取組自体のものではございません。

以上でございます。

○議長（神崎文男君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第14 議案第38号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（神崎文男君） 日程第14、議案第38号「令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,639万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億3,192万円とするものでございます。補正の主なものは、施設介護サービス給付費の実績見込みに伴います補正増及び介護保険基金利子を介護保険特別会計で受け入れ、同利子を介護保険基金に積み立てるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） それでは、御説明いたします。予算書によりまして、歳出から御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費3,5

00万円の減額は、居宅介護サービスの今後の見込みによるものでございます。

目3地域密着型介護サービス給付費2,067万9,000円の減額は、今後の見込みによるものでございます。

目5施設介護サービス給付費8,200万円の増額は、施設介護サービス費の今後の実績見込みによるものでございます。

款8基金積立金は新設でございますが、目1介護保険基金積立金7万5,000円は、介護保険基金から発生します利子を積み立てるものでございます。

以上で歳出を終わります。次に歳入を御説明いたします。6ページをお願いいたします。

款7繰越金、目1繰越金2,632万1,000円の増額は、前年度からの繰越額の確定によるものでございます。

款9財産収入は新設でございますが、目1利子及び配当金7万5,000円は、介護保険基金の利子の実績見込みにより増額するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○1番（平田慎一君） 7ページの歳出につきまして、今、御説明いただきましたが、目1、3、5ですね、この3つ、増減になっております。今後の見込みという説明だけだったんですが、その増減理由の詳細をもう少し詳しく。コロナの影響なのか、増減している部分は介護施設が数が増えているのかとか、何の要因なのかとかですねその辺の部分の詳細をちょっと教えてください。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） ここの一番の要因は、目5の施設介護サービスの給付が、今、4月からずっと執行している中で毎月の執行額が多くなってきているところで、3月まで保たない状況であって、中身につきましては、そこまでは今、検証できておりません。その分を補うために、目1、目3の分の今までの執行状況から見て、当初予算に計上している額ほど使うことはないと思込んでおりますので、その分で目1と3は調整で減額しております。さらに、それだけでは不足しますので、繰越金の一部を充てる形で組んでいるところです。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 私が聞いているのは要因なんですよね、増減している部分、減額している部分。何の要因で増減しているのか、減額しているのかということなんです。例えばコロナの影響で患者さんが減ってきていて介護在宅のサービス事業を受ける方が減ってきている分で下がっているのかとか、その辺は多分要因があるから増減が行われていると思うんです。その辺の把握はされているんですか。そういう意味で質問したんですが。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 申し訳ありません。その具体的な中身までは見ていないところです。毎月の支出の流れから判断しているところでございます。

○1番（平田慎一君） 多分これは総務委員会のほうに付託されますので、そこまでにまた調べて提出のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（神崎文男君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第15 議案第39号 令和4年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（神崎文男君） 日程第15、議案第39号「令和4年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、収益的収入の予定額を2億2,968万2,000円に、支出の予定額を2億2,057万6,000円とし、資本的支出の予定額を9,444万1,000円とするものでございます。

補正内容は、収益的収入及び支出につきましては、落雷被害に関わる補正並びに動力費の補正及び人事院勧告に伴う人件費の補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（本松健一郎君） それでは、私のほうから、今回の水道事業会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、収入では、先ほど町長のほうからもありましたとおり、水道施設落雷損害保険金の増、支出では、水道配水池施設の修繕並びに水源地等に係るポンプ場の電力料増額に伴うものが主な要因でございます。

1ページをお願いしたいと思います。第2条は収益的収入及び支出の補正でございます。収入の款1水道事業収益、第2項営業外収益を1,167万円増額し、2,377万円とするものでございます。

支出の款1水道事業費用、第1項営業費用を2,452万5,000円増額し、2億973万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては参考資料で御説明いたしますので、11ページをお願いした

と思います。収益的収入及び支出の収入でございます。目3雑収益1,167万円の増は、落雷によります損害保険金の増額でございます。

支出の目1原水及び浄水費413万円の増は、水源揚水ポンプに係る電力料の増額が主なものでございます。その下の目2配水及び給水費2,032万5,000円の増額は、落雷被害による配水池等の修繕費及び中継ポンプ場の電力の増額が主なものでございます。

以上で説明を終わりますが、3ページ以降にキャッシュフロー計算書及び予定貸借対照表等が添付してございますので御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第16 議案第40号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（神崎文男君） 日程第16、議案第40号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億474万2,000円にするものでございます。

歳出は、給与改定及び制度改正による増額と光熱水費の増額が主なものでございます。歳入は、令和4年度公共下水道受益者負担金の増額でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（本松健一郎君） 大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

事項別明細書の歳出から説明をいたしますので、7ページをお願いいたします。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務費の11万2,000円の増額は、人事院勧告等による給与改定等により給与及び手当等の調整をするものでございます。

目2維持管理費の18万8,000円の増額は、大崎クリーンセンターの非常用発電機の燃料費3万8,000円と、各施設に係る電気料の15万円の増額が要因でございます。

次に歳入を説明いたしますので、前の6ページに戻っていただきたいと思っております。款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道費負担金の30万円の増額は、受益者負担金の実績によるものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩いたしたいと思っております。午後は1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

小野議員から、午後からの欠席の届けがありましたので許可しました。

-----○-----

日程第17 議案第41号 大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第17、議案第41号「大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラの作成等の公営に要する経費の上限額を改正するため、大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 御説明いたします。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、本町においても選挙運動用の自動車及びビラ・ポスターの作成に係る経費の上限額を国の基準に合わせるため、大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。右側が現行、左側が改正案で、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

まず、第4条第2号は選挙運動用自動車の使用について、レンタル契約する場合の規定でございます。そのうち、アにつきましては、1日当たりの借入上限額を定めておりますが、現行の「1万5,800円」を「1万6,100円」に改めるものでございます。また、イは選挙運動用自動車の燃料の供給に関する規定でございますが、次の2ページをお願いいたしまして、こちらは1日当たりの上限額を現行の「7,560円」から「7,700円」に改めるものでございます。

続きまして、第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額等について規定しておりますが、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価を現行の「7円51銭」から「7円73銭」に改めるものでございます。

3ページをお願いいたします。第11条でございます。こちらは、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額等に関する規定でございますが、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価を現行の「525円6銭」から「541円31銭」に改めるものでございます。

なお、改正後の条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第41号「大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号「大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第42号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第18、議案第42号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、一般職の職員の給料表及び勤勉手当の支給率の改定を行うため、大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 御説明いたします。

本案は、人事院勧告に伴い、国において給与法が改正されたことを受けまして、本町においても、この勧告に基づき大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、初任給及び若年層の給料月額引き上げ、及び勤勉手当の支給率を0.1月分引き上げるものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表で御説明いたしますので、1ページをお願いいたします。右側が現行、左側が改正案で、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

まず、第1条関係でございます。第17条第2項は、勤勉手当の額についての規

定でございますが、第1号は職員のうち再任用職員以外の職員に関する規定でございます。勤勉手当は6月期と12月期に支給されますが、6月期は既に支給済であるため、支給率を改定せず12月期の支給率を「100分の95」から「100分の105」に改め、0.1月分引き上げるものでございます。また、管理職につきましても、12月期の支給率を「100分の115」から「100分の125」に改め、0.1月分引き上げるものでございます。

第2号は、再任用職員の勤勉手当に関する規定でございます。こちらは、勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げるものでございますが、6月期の勤勉手当は支給済であるため、12月期の支給率を「100分の45」から「100分の50」に改めるものでございます。

2ページをお願いいたします。管理または監督の地位にある再任用職員につきましても0.05月分引き上げ、12月期の支給率を「100分の55」から「100分の60」に改めるものでございます。

次に、2ページの中ほどから8ページまでは、行政職給料表の改定でございますが、現行から改正案の額に改定するものでございます。改定率につきましては、平均で0.3%の引き上げとなっておりますが、具体的には、初任給を4,000円程度引き上げるとともに、若年層の給料月額も引き上げるものでございます。

なお、改正後の勤勉手当及び給料表につきましては、令和4年4月1日に遡及して適用するものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。第2条関係でございます。令和5年度以降の勤勉手当の額についての改定でございます。第17条第2項第1号は再任用職員以外の職員に関する規定でございますが、6月期と12月期の支給率が均等になるように「100分の100」に改め、管理職につきましても、同様に「100分の120」に改めるものでございます。

次に、第2号でございます。こちらは再任用職員に関する規定でございますが、6月期と12月期の支給率を「100分の47.5」に改めるものでございます。また、管理または監督の地位にある再任用職員につきましても「100分の57.5」に改めるものでございます。

次に、議案書をお願いいたします。5ページの下の方になりますが、附則でございます。第1条、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

6ページをお願いいたしまして、第2条は、既に支給された給与を内払と見なすことについての規定でございます。第3条は、規則委任でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第42号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第43号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第19、議案第43号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、令和4年人事院勧告に伴う一般職の給与改定及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づき、町長、副町長、教育長及び議会議員の期末手当の支給率の改定を行うため、大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するも

のでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 御説明いたします。

本案は、人事院勧告に伴う一般職の給与改定及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づき、町長等の特別職に係る期末手当の支給率を引き上げるものでございます。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

第1条関係は、大崎町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、町長、副町長、教育長の給与等に関するもので、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

第2条第5項は、期末手当の額についての規定でございますが、支給率を年間0.05月分引き上げ、12月に支給する場合の支給率を「100分の162.5」から「100分の167.5」に改めるものでございます。

なお、この規定は、令和4年4月1日から適用することを附則で規定しております。

次に、第2条関係でございますが、同じく、町長、副町長、教育長の給与等に関する条例の一部改正でございます。令和5年度以降の期末手当については、6月期と12月期の支給率が同じ「100分の165」と均等になるように改めるものでございます。なお、この規定は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。第3条関係では、大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。第5条第2項は、議会議員の期末手当の額についての規定でございますが、これも、町長等と同じく、年間0.05月分引き上げるものでございます。12月に支給する場合の支給率を「100分の162.5」から「100分の167.5」に改めるものでございます。この規定につきましても、令和4年4月1日から適用することとしております。

次に、第4条関係でございます。同じく、大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。令和5年度以降の期末手当につきましては、町長等と同様に、6月期と12月期の支給率が同じ「100分の165」と均等になるように改めるものでございます。なお、この規定は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第43号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第44号 大崎町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第20、議案第44号「大崎町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年引き上げ等に係る制度改正を行うため、大崎町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 御説明いたします。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年が段階的に65歳に引き上げられること及び、これに関連した制度を導入するため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、別添の資料で説明いたしますので、説明資料①「定年の引き上げに係る制度改正の概要」をお願いしたいと思います。

まず、定年の段階的な引き上げ条例案の第2章関係でございます。地方公務員法の改正に伴いまして、職員の定年年齢が60歳から65歳へ段階的に引き上げられることとなります。また、定年は、令和5年4月から、2年に1歳ずつ引き上げられ、令和13年4月に65歳となります。図は生年月日別に見た段階的な引き上げを示しております。例えば、上から2段目、昭和37年4月2日から昭和38年4月1日生まれの職員の場合でございます。この職員の場合は、黄色の部分、60歳の令和4年度末をもって定年退職となり、令和5年度から緑色の部分、暫定再任用職員となります。暫定再任用職員とは、現行の再任用制度が令和4年度末をもって廃止されますので、定年年齢が65歳までの移行期間については、新たな名称となる暫定再任用職員として再任用されるとされております。

次に、1段飛びまして、昭和39年4月2日から昭和40年4月1日生まれの職員の場合でございます。この場合は、黄色の最後の部分、62歳の令和8年度末をもって定年退職となりまして、令和9年度から緑色の部分、暫定再任用職員となります。なお、この職員が、仮に管理職である課長級であった場合でございますが、60歳を迎えた年度で赤色の部分、令和6年度末をもって役職定年となります。

以上が、条例改正案の第2章関係でございます。

次に、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入条例案の第3章関係でございます。役職定年制とは、正式には管理監督職勤務上限年齢制と呼ばれるもので、管理職に上限年齢を設け、その年齢を60歳とするものでございます。この制度では、60歳を超える職員は管理職への昇給ができず、また、管理職の職員は役職定年により非管理職へ降任となります。なお、降任が適用されるのは、管理職手当の支給を受けている職員、すなわち課長級に限定されており、降任の職は、直近下位の役職、課長補佐級への降任となります。

2ページをお願いいたします。定年前再任用短時間勤務制の導入条例案の第4章関係でございます。定年前再任用短時間勤務制とは、60歳以後、定年前に退職した職員を短時間勤務の職で再任用することができる制度のことでございます。また、現行の再任用制度は廃止され、定年が段階的に引き上げられている間は、雇用と年金の接続期間であるとの観点から、引き続き65歳までの任用ができるように経過措置として暫定再任用制度が設けられます。

図をお願いいたします。ここでは、定年が62歳の職員の場合を例で示しております。①は、職員が60歳を超えて62歳の定年退職まで勤めた後、62歳から65歳までは暫定再任用職員として勤務する例でございます。②は、職員が60歳を超えて定年退職の62歳を迎えるまでに一旦退職し、本人の意志を踏まえて短時間勤務の職で再任用することができるものです。62歳から65歳までは、①と同様、暫定再任用職員として勤務する例でございます。②の定年前再任用短時間勤務制度が新たに設けられ、①または②の仕組みを職員本人が選択できるようになります。なお、勤務時間や給与の仕組みは、現行の再任用職員と同じでございます。

次に、議案書のほうをお願いいたします。議案書の6ページでございます。下から9行目、附則でございますが、第1条は施行期日でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。ただし、今後は60歳以後に適用される任用や給与がこれまでと異なってくることとなりますので、これらに関して職員への情報提供、意思確認を行うことについては、公布の日から施行するものでございます。

次に、第2条でございます。こちらは、定年による退職の特例に係る勤務延長に関する経過措置を定めるものでございます。7ページをお願いいたします。下から8行目、第3条は、定年の段階的引き上げ期間における経過措置として暫定再任用制度を定めるものでございます。

9ページをお願いいたします。中ほどの、第4条でございます。一部事務組合や広域連合を定年退職した職員等を、暫定再任用職員として採用することができることを定めております。

次に、第5条から第10条までは、定年前再任用短時間勤務制度についての規定でございます。

以上で、説明を終わります。

- 議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- 8番（中山美幸君） これは町長にお伺いします。新設の第9条について、町長の見解をお伺いしたいと思います。任命権者としての町長の職です。これは管理職といいましょうか、管理監督職の2年か3年ですよ、登用することができるというようなことが書いてあるんじゃないかなと私は理解しているんですが。まず、このことについて、町長はそういった意志があるのかどうか、第9条の適用をするような意識が今後あるかどうかについて、まず、お伺いします。
- 町長（東 靖弘君） ただいま御質問を受けたところでありますが、条文の詳細については総務課長のほうで答弁させていただきます。
- 議長（神崎文男君） 町長の意見だそうです。

暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午後1時25分
再開 午後1時26分
-----○-----

○議長（神崎文男君） 再開します。

○町長（東 靖弘君） 第9条についてお答えいたします。

お尋ねの件であります。1年以内で異動期間を延長し、引き続き管理職勤務をさせることができる旨の規定ということですが、現在のところ、そういう考えは持っておりません。

○8番（中山美幸君） もしですね、そういうことが起こってくると、今度は後継を育てられないといいたいまいしょうか、課長補佐であったり、係長であったりもいいでしょうけども、課長としての能力に優れた人たちを養成することができないということにつながってきますので、そこら辺の9条の適用については、町長、先ほど言われましたように、十分注意をしていただいてやらないと、いつまでたっても後継者が育たないということになりますので強く要望を申し上げておきます。

○議長（神崎文男君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第44号「大崎町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号「大崎町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第45号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第21、議案第45号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年引き上げ等に係る関係条例の整備を行うため、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 御説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行、いわゆる定年引き上げに係る制度施行に伴い、関係条例の整備を行うものでございます。

別添の資料で御説明いたします。説明資料②「定年引き上げに伴う関係条例の改正概要」をお願いいたします。

まず、条例の構成でございます。本条例の構成は、大きく2つございます。1つは、規定の改正を行う条例。こちらが第1条関係の大崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正をはじめとして、全部で8件ございます。2つ目が、廃止する条例。こちらが第9条関係の大崎町職員の再任用に関する条例の1件がございます。この2種類で構成されております。

主な改正内容でございますが、法改正に伴い関係条例の文言を整備するものと規定の整備を行うもので、大きな改正点といたしまして、職員の給料に関する新たな規定の整備がございます。

ページの下のところイメージ図を載せております。この図は、定年引き上げに伴いまして、60歳を超える職員の給料月額につきましては、当分の間、職員に適用される給料表の旧号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とするものでございます。図の、給与7割措置の適用イメージでございますが、例えば、職員で行政5級60号給の給料月額は、現行で38万6000円でございます。改正案では、職員が特定日、いわゆる60歳に達した日以後の最初の4月1日から、給料月額が

30%減額され、旧号給はそのままで、7割の26万6,400円となります。この仕組みを新たに規定しております。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。第1条は、大崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。これは、法改正に合わせた文言の整備でございます。

次に、第2条は、大崎町職員の懲戒の手續及び降下に関する条例の一部改正でございます。これは、懲戒処分における減給の降下に関する規定でございますが、定年引き上げの制度が導入された後でも減給の額は現行どおり、月額最大5分の1に相当する額以下とする規定を整備するものでございます。

次に、第3条は、大崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。こちらは、法改正に合わせた文言の整備でございます。

2ページをお願いいたします。次に、第4条は、大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。こちらは、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員の規定でございますが、新たに、することができない職員として、61歳を迎える年度以降の管理職を追加する規定の整備でございます。なお、本町では、役職定年制の例外である60歳に達した日以後の最初の4月1日以降の管理職は想定していないため、該当職員の見込みはございませんので申し添えいたします。

次に、第5条は、大崎町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。こちらは、定年引き上げに係る職員の給与7割措置の適用に関する規定の整備と、法改正に合わせた文言の整備でございます。

4ページをお願いいたします。下のほうにあります別表第1でございますが、こちらは給料表の改正でございます。表の中の再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものなど等の文言の整備でございます。

次に、一番下の別表第2でございますが、こちらは、等級別基準職務表の改正でございます。5ページをお願いいたします。表の中の7級の部分でございますが、各管理職の名称の前に「特に高度の知識または経験を必要とする」の文言を追加しております。第6条及び第7条は、法改正に合わせた文言の整備でございます。

次に、第8条は、大崎町職員の分限に関する手續及び降下に関する条例の一部改正でございます。こちらは、職員の降級、いわゆる給料が下がることに係る文言の整備でございます。従来、職員が降級する場合は、地方公務員法において法律または条例で定める事由による場合でなければ、意に反して降級されることがないと規定されておりました。今回の改正案で、定年引き上げに伴う給料月額7割措置を降級事由として規定するものでございます。

次に、第9条は、大崎町職員の再任用に関する条例の廃止でございます。現行の再任用制度は廃止され、65歳定年への移行期間については暫定再任用職員として再任用できることから、本条例を廃止するものでございます。

一番下の附則でございます。6ページをお願いいたします。第1条は、施行期日でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。第2条は、用語の定義でございます。

次に、第3条は、大崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございます。定年引き上げに伴い、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員と見なして、改正後の大崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用するものでございます。

第4条は、大崎町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございます。現行の再任用制度は廃止され、令和5年度以降は現行の再任用制度と同様の内容で暫定再任用制度が設けられます。ここでは、主に、暫定再任用職員の給料や諸手当の算出方法について規定しております。

7ページをお願いいたします。下から5行目になりますが、第5条は、大崎町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございます。暫定再任用職員が技能労務職員である場合、同条例で規定する職員の扶養手当及び住居手当に関する規定は、暫定再任用職員には適用しない旨の規定でございます。

次に、第6条は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございます。暫定再任用職員が企業職員である場合、同条例で規定する職員の初任給調整手当、扶養手当、住居手当及び退職手当に関する規定は、暫定再任用職員には適用しない旨の規定でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第45号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第46号 大崎町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第22、議案第46号「大崎町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、高齢者部分休業制度を導入するもので、大崎町職員の高齢者部分休業に関する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 御説明いたします。

本案は、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業制度を導入するものでございます。

高齢者部分休業制度とは、職員が常勤職員の身分のまま、勤務時間の半分を上限として休業することができる制度で、定年退職前に先行的に休業を取得することができる制度でございます。

地方公務員制度は、公務員の定年引き上げに伴い大きく変化することが予想され、今後、高齢期の職員が増加していくこと、及び健康上や人生設計上の理由により多様な行き方を希望する職員が増加していくことも想定されるため本条例を制定するものでございます。

条例の内容でございます。お手元の議案書をお願いいたします。

第1条は、本条例の趣旨でございます。第2条は、高齢者部分休業に関する規定でございます。部分休業の承認は、職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で行うとともに、休業を取得できる職員の年齢を55歳とするものでございます。

第3条は、高齢者部分休業取得中の給与に関する規定でございますが、職員が休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の減額について定めております。

次に、第4条でございます。ここでは、任命権者は職員の同意を得た上で休業の承認の取り消しまたは休業時間の短縮をすることができる旨を規定しております。

次に、第5条、休業時間の延長に関する規定でございます。任命権者は、公務の運営に支障がないと認めるときは、休業時間の延長を承認することができる旨を定めております。

次に、1枚めくっていただきまして、附則でございます。第1項でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項でございますが、こちらは大崎町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。技能労務職員が高齢者部分休業を取得した場合の給与の減額について規定しておりますが、一般行政職員と同様に適用するための改正でございます。

次に、第3項でございますが、こちらは企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。企業職員につきましても、一般行政職員と同様に適用するための改正でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○8番（中山美幸君） これは確認ですけれども、度々企業職員というのが出てきますが、本町では企業会計を行っている水道課に限られるということでしょうか。確認だけです。

○総務課長（上橋孝幸君） おっしゃるとおりで結構です。

○議長（神崎文男君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第46号「大崎町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号「大崎町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第47号 大崎町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第23、議案第47号「大崎町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、本町が行う施策遂行における課題に対応し、その権限に属する事務を分掌させるため、また組織の機構改革を行い、町民にわかりやすい行政組織とするため、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、大崎町課設置条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

本案は、複雑多様化する行政課題に適切に対応し、行政サービスの向上を図るため、組織機構の見直しを行うものでございます。

今回の改正では、これまでの住民環境課、企画調整課をそれぞれ2つの課に分割いたしまして、新たに町民課と環境政策課、及び企画政策課と商工観光課を設置すること、並びに耕地課を廃止するものでございます。詳細につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

第2条は、町長部局の課の設置についての規定でございますが、現行の第2号に

規定しております住民環境課は、主に戸籍や年金等の窓口業務及び環境に関する業務を行っております。その中で、環境に関する業務につきましては、これまでのリサイクルの取組に加えて、今後、将来の世代も安心して暮らせる持続可能な地域経済社会を構築していくために、カーボンニュートラルの実現に向けて本格的に取り組んでいかなければなりません。今回の改正では、環境施策をさらに進めていくために、窓口部門の課を町民課に、環境部門を統括する課を環境政策課に分割するものでございます。

次に、現行の第7号に規定しております耕地課につきましては、今回の改正で廃止することとなりますが、現在、町道や農道など、複数の課にまたがって行われていた道路行政のワンストップ化を図り、住民サービスの向上を図るなど、耕地課が所掌する農業用施設の維持管理部門を建設課に移管し、また、農地の管理部門につきましては、農林振興課に移管することで農地の集約・有効活用を促進し、担い手の確保と農業経営の確立を目指すものでございます。

次に、現行の第8号に規定しております企画調整課でございますが、総合計画に掲げる重点目標の達成に向け組織を強化するため、現行の企画調整課を2つに分割し、町の主要施策の企画調整や地方創生、移住・定住への取組、地域振興や多文化共生に取り組む企画政策課と、スポーツ観光及びふるさと納税の推進を図り地域経済の活性化を目指す商工観光課を新設するものでございます。

次に、新旧対照表の中段になります附則第2項関連でございます。大崎町総合計画審議会条令第10条でございますが、今回の大崎町課設置条例の一部を改正に伴い、「企画調整課」を「企画政策課」に改めるものでございます。同様に、新旧対照表の下段の附則第3項関連でございます大崎町環境審議会条例第8条でございますが、同様の理由により、「住民環境課」を「環境政策課」に改めるものでございます。

最後に、施行期日でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。

- 議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- 7番（吉原信雄君） 3枚目の課設置条例の改正イメージ、ここにですよ農業委員会、管理課、社会教育課は載っていないんですよ。その意味がちょっとわからないんですけど。何で載せなかったということですよ。
- 総務課長（上橋孝幸君） 今回の課設置条例の一部改正の議案につきましては、あくまでも町長部局における課の改正でございます。ですので、農業委員会、あるいは事務局、教育委員会については別途、条例等で規定してございますので、もし改正

する場合は、別途、条例改正が必要になってくるかと思ひます。
以上です。

○議長（神崎文男君） ほかに質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑はこれをもって終結いたします。
ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第47号は、大崎町課設置条例の一部を改正する条例審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第47号は、大崎町課設置条例の一部を改正する条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。
さらにお諮りします。
特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く11名の諸君を指名いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。
また、先ほど決定いたしました大崎町一般会計補正予算（第6号）審査特別委員会も、11名の諸君をもっていたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました11名の諸君を大崎町課設置条例の一部を改正する条例審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。及び大崎町一般会計補正予算（第6号）審査特別委員会も選任することに決定いたしました。
これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条令第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長が共にいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控え室でさせていただきます。
これより、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時51分

再開 午後1時59分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。大崎町課設置条例の一部を改正する条例審査特別委員会の委員長に、11番、児玉孝徳君、副委員長に、7番、吉原信雄君が選任されました。

また、大崎町一般会計補正予算（第6号）審査特別委員会の委員長に、7番、吉原信雄君、副委員長に11番、児玉孝徳君が選任されました。

-----○-----

日程第24 議案第48号 訴えの提起について

○議長（神崎文男君） 日程第24、議案第48号「訴えの提起について」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、本町が締結していた庁舎外12施設の電力需給に係る契約につきまして、電力供給停止という債務不履行があったため、債務不履行により生じる損害賠償の請求について訴えの提起をするに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

まず、議案の説明に入ります前に、訴えの提起に至るまでの経緯について御説明いたします。

本町では、新電力小売事業者である株式会社ウエスト電力と、庁舎など13施設で令和4年1月から12月までを期間とする電力供給契約を締結しておりましたが、電力市場の価格高騰を理由に令和4年4月末で事業撤退し、電力供給が停止されたことから、本年5月から新たに九州電力と供給契約を締結したところでございます。本町がウエスト電力から九州電力に契約先を変更したことにより生じる損害の見込額は約1,050万円でございます。

この損害賠償金を請求するに当たり、本年10月に、和田久法律事務所と委任契約を締結し、法律事務所を通じてウエスト電力に対し債務不履行に伴う損害賠償請求についての見解を求めたところ、先方から期限までに回答が得られなかったことから、今回、ウエスト電力に対し契約の債務不履行に伴う損害賠償の請求を行うため、この件に関する訴えの提起を行うものでございます。

以上が、経緯でございます。

それでは、議案書に沿って御説明いたします。

1、当事者は原告大崎町で、被告は広島県広島市西区楠木町1丁目15番24号、株式会社ウエスト電力、代表取締役中村公俊でございます。

2、事件名は、損害賠償請求事件でございます。

3、請求の趣旨でございます。損害買取請求の内容は、ウエスト電力撤退後の5月から電気料金が確定している10月分までの806万1,517円と、支払いが完了するまでの年3分の割合の利息の支払い及び訴訟に関する費用負担を求めるものでございます。

4、事件に関する取扱い及び方針でございますが、損害賠償金の請求方法につきましては、令和4年5月から10月分までの損害額が確定している月分を最初に請求し、11月から契約期間満了となる12月分までは、料金確定後、順次請求を拡張していくということと、控訴及び上告についてのすべての事項の実施について、町長に一任するというものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○8番（中山美幸君） ちょっとお示しいただきたいんですが、こういった事件、事案というのは非常に多かったと思うんですね。現在、株式会社ウエスト電力、これは企業といいますか、法人としてまだ登記がなされているのか、法人登記が存続しているのかどうか、その点について確認できているのかどうかということと、九州電力からウエスト電力に変更したいきさつ、それは電力量の削減、節約ということを考えられたんでしょうけども、令和4年ぐらいにはですねいろんなところでこういう問題があちこちで、にわかにといいますか、広くは出ていなかったけども、周りの状況としてはあったわけですよ。新電力の問題、送電線の問題もろもろがありまして、こういう状況が発生することが予測できたわけですね。九電からそこに替えるときに、そういった予測といいたいまいしょうか、安くなるから替えましたというだけは私はつまらないなと思っているんですが、そこをどのようにしているのかということが2点目です。

そして八百数十万円の訴訟を起こそうとしているんですが、弁護士さんとの委託契約をされている中で、本当にこれが時間の無駄にならないのか。訴訟しないといけないことはわかっていますけども、ある程度の確証が取れているのかどうか。その3点についてお示しをください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問で、ウエスト電力が現在も法人登記がなされているかという御質問でございます。それと、2点目が、九州電力からウエスト電力へ移ったそのいきさつ。そしてまた、その時点でいろいろ問題が発生していることについて承知していなかったのかということが2点目でありました。そしてまた、

806万円の弁護士との折衝のことではありますが、この3点につきまして、総務課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

まず、1点目のウエスト電力の登記が現在もあるのかどうかということですが、今のところ、廃業届が出されたりということは情報としては仕入れておりませんので、恐らくそのまま登記はあるのかなと思っています。

それから、ウエスト電力との契約の経緯というところですが、そもそも遡ると、新電力契約を最初にスタートしたのが平成30年度でございました。ですので、平成31年の1月からその年の12月分を最初の新電力の入札を実施しております。そのときは、入札の結果、九州電力さんが落札をされております。次の令和2年分も、同じく入札によって九州電力さんが入札で決定されております。それから、令和3年については、株式会社スマートテックが落札しているところでございます。令和4年については、ウエスト電力さんが落札されたという経緯でございまして、ウエスト電力さんについては令和4年1月から、契約期間は令和4年12月までの契約内容だったわけですが、今年の3月の末に、電力供給が継続してできないというような電話での報告がございまして、それを受けて、本町では速やかに九州電力さんと契約できないかという事務手続を取って現在に至るところでございまして。

それから、弁護士事務所に10月にお願いしたわけですが、時間の無駄にならないかというような御質問もあったかと思っております。私のほうで把握しておりますのは、九州管内で6自治体、ウエスト電力さんと新電力の契約を締結している自治体がございます。そのうち、4つの市町村については、既に和解が成立したという情報は手に入れております。あと、残る2つの市町村については、今、裁判中というところのようです。ですので、本町といたしましては、まず、10月に弁護士事務所をお願いしたときに、和解を含めた事前交渉をお願いしました。ところが、先方から何ら回答がないという状況でございましたので、今回、やむなく訴訟の訴えを起こすという議案を上程させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（神崎文男君） ほかにございませんか。

○1番（平田慎一君） 前にいただいた経緯の委員会資料を総務課から、管財課からいただいた部分も資料で損害賠償の試算表の部分がございまして、この中で5月から12月の見込額の損害賠償の1,217万504円という試算が出しておりますが、資料がございまして、これについてです、九電とウエストの金額の差というか、これほどまでに金額が変わってくるのかというのがちょっと驚きなんです。

5月から12月、半年ですよ。半年間の中で九電の金額とウエストとの金額の電気料金の差額というのは1,000万円あるということですか。これは普通の一般の九電の単価より大分上がってくるという、急に契約をしたから単価がちょっとふだんより割りまして上がっているという認識でよろしいですか。その部分をちょっとお伺いしたいんですが。

○総務課長（上橋孝幸君） 新電力契約の入札をする際は、通常のそれぞれの供給電力よりも大分安い金額で契約ができているのが、過去の事例でございます。ウエスト電力さんについても同様に、大分低額での契約ということになっております。

ただ、ウエスト電力さんから供給停止の連絡をいただきまして、急遽、九州電力さんと契約を結んだわけなんですけど、急遽結んだ九州電力さんの単価が大分高いのでどうなのかということなんですけれども、今、締結している金額についても、通常の金額と比べると安い金額になっております。ただ、普通は、こういった場合で急遽、契約先が撤退して、やむなく地元の九州電力さんと契約しなければならない場合は、最終補償供給契約というのがあるようです、その契約を結ぶと、さらに高い単価で、通常単価の1.2倍ほどの単価で契約せざるを得ない状況になっている自治体もあるようですので、そういった自治体と比べると、まだ大崎町は、わりかしまだ安い金額で締結できている状況ではあろうかと思えます。

以上です。

○1番（平田慎一君） これは多分12月までの試算で出ていますが、今後、多分ウエストさんから九電のほうに契約を替えていくはずなんですけど、これは長期契約に替えていくはずですよ。現在、長期契約で切り替えて契約になっているのか、それともまだ短期のまま、契約ができていない状態になっているのか。その辺で多分単価が変わってくると思うんです、今後のですね。その辺は調整というか段取りはされているんですか。

○総務課長（上橋孝幸君） 基本的には短期の契約でございます。ですので、今年の12月が基本なのかなと考えます。通常年であれば、来年度の契約に向けて入札の準備をするわけなんですけど、ただ、御存じのとおり、電気料金が全国的に上がっているということで、新電力会社も撤退されているところも多い状況で、入札をしたくてもできない状況になりますので、恐らく九州電力さんとの契約が濃厚なのかなと、今のところでは考えているところです。

以上です。

○1番（平田慎一君） 今後ですね、やっぱり経済的に電気料金等を含んだエネルギー関係は上がっていくというのが見えておりますので、早めの長期契約も含んだ単価の見直し、企業の見直しというのは早期に考えていく必要があるかな。特に安定供

給も含めて考えていっていただきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（神崎文男君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第48号「訴えの提起について」は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号「訴えの提起について」は可決されました。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後2時14分

第 2 号

1 2 月 1 5 日 (木)

令和4年第4回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和4年12月15日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（3番，4番）

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 平 田 慎 一	7番 吉 原 信 雄
2番 富 重 幸 博	8番 中 山 美 幸
3番 稻 留 光 晴	9番 上 原 正 一
4番 諸 木 悦 朗	10番 小 野 光 夫
5番 宮 本 昭 一	11番 児 玉 孝 徳
6番 中 倉 広 文	12番 神 崎 文 男

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	上 野 明 仁
副 町 長	千 歳 史 郎	耕 地 課 長	竹 本 忠 行
教 育 長	穂 園 正 幸	建 設 課 長	時 見 和 久
会 計 管 理 者	西 高 和 義	農 委 事 務 局 長	相 星 永 悟
総 務 課 長	上 橋 孝 幸	水 道 課 長	本 松 健 一 郎
企 画 調 整 課 長	中 野 伸 一	教 委 管 理 課 長	岡 留 和 幸
住 民 環 境 課 長	松 元 昭 二	社 会 教 育 課 長	鎌 田 洋 一
保 健 福 祉 課 長	谷 迫 利 弘	税 務 課 長	川 越 龍 一

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	宮 本 修 一
議 事 係 長	上 床 就 路
庶 務 係 主 幹	西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、稲留光晴君、及び4番、諸木悦朗君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（神崎文男君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。まず、5番、宮本昭一君の質問を許可いたします。

○5番（宮本昭一君） 私は、さきに通告しておきました本年度の施政方針について、農業振興対策について、マイナンバーカードについて、小中学校の不登校等について、及び本町における地域活動についての4件について質問をいたします。

まず、1件目の本年度の施政方針についてお伺いをいたします。町長は、昨年末、6期目の当選を果たされ、行政一筋にこれまで様々な課題に取り組み、実績を上げられておられることは高く評価いたしているところであります。

そこで、当選から間もなく1年がたとうとしておりますが、これまでの施策を土台に、令和4年度の施政方針の中で「より質の高い施策を、人へ投資し、郷土大崎を活性化する地方創生を積極的に進め、取り組んでまいりたいと考えている」と、このように言っておられます。本年度の施政方針で、町長は大きな4本の柱を上げておられます。1つ目はSDGs持続可能な開発目標、2つ目は資源リサイクル、3つ目はふるさと納税、4つ目はスポーツ観光振興であります。年度途中ではありますが、本年度も既に4分の3が経過しておりますので、あえて一般質問という形で質問させていただきたいと思っております。

それでは、1点目の、施政方針の所信として大きく4点ほど述べられておりますが、現時点までの進捗と評価をどのように捉えているのかについてお尋ねし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 本年度の施政方針において、SDGs持続可能な開発目標、資源リサイクル、ふるさと納税、スポーツ観光振興の4点を述べさせていただきました。それぞれの項目について、1つずつ現状を述べさせていただきます。

まず、SDGs持続可能な開発目標でございます。定住促進などの人口対策を講

ずることにより、持続可能なまちづくりを目指そうとするものでございますが、環境配慮型定住住宅取得補助金の創設、及び野方地区の宅地分譲に着手することができましたので、今後の定住人口の増加に期待をしております。

次に、資源リサイクルでございます。約24年間にわたり取り組んでまいりました本町の取組は、近年さらに評価が高まっているように感じております。先日も、静岡県西伊豆町、北海道ニセコ町、徳島県上勝町などの自治体や企業から多くの視察研修が訪れており、関係人口の増加につながっております。引き続き、この取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税でございます。当初は、財源不足の解消に端を発した本事業の取組強化でございましたが、現在では、御承知のとおり、返礼品需要による本町経済への貢献やマスコミへの露出等による本町イメージの向上など、本事業の効果は非常に大きいと評価しております。今後とも、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

最後に、スポーツ観光振興でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により合宿数が減少しておりましたが、現在では回復傾向にございます。この好機を逃がすことのないように、来春の設立を目標としているスポーツコミッションを通じて、合宿のさらなる誘致及び観光も含めた振興を図ってまいります。

以上、4点についての現状を述べさせていただきました。

現時点までの進捗と評価をどのように捉えているかとの御質問には、おおむね順調に進んでおり、一定の評価はできるものと考えております。

以上でございます。

○5番（宮本昭一君） ただいま、町長の答弁をいただきました。本年度の施政方針の所信表明を踏まえた上で、それぞれの具体的な施策に対する現時点までの進捗と評価については、おおむね順調に進んでおり、一定の評価が出てきていると考えているとの答弁でございました。

1点目の持続可能なSDGsのまちづくりについては、野方地区に宅地分譲を着手したということと、それから環境配慮型定住住宅取得補助金の創設、それと資源リサイクルについては、近年、評価が非常に高まっているということでございます。そのように感じているということでございます。

ふるさと納税につきましては、この事業を強化して返礼品の需要による本町経済への貢献といたしますか、そういう本町への効果が非常に大きいと評価をしているという答弁でございました。

それから、スポーツ振興については、やはり、スポーツコミッションは来春の設立だったようでございますが、合宿等の誘致とか観光の振興を図ってまいりたいと

いう答弁でございました。本年度の施政方針を踏まえての答弁でございましたけれども、町長としては一定の評価ができていたということでございました。

それでは、町長としては長期にわたる町民の信任を受けて、6期目の任期途中ではございますけれども、これまで町政運営に当たっては本町の総合計画の施策の大綱を中心に、もろもろの分野にわたり実績を残しておられることについては、先ほども述べましたけれども、私も評価をいたしております。本年度も、残り数か月となつてまいりましたけれども、早いもので令和5年度の予算編成の時期にもなつてまいりました。これからの本町の将来図を見据え、町民の全体のさらなる福祉の向上を目指して、新たな予算編成方針のもとに全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次に、2点目の農業振興対策についてお尋ねをいたしたいと思います。さきの全国共進会に向けて、第71回鹿児島県畜産共進会に本町から4頭が出品され、出品された生産者並びに関係者の方々におかれましては大変な御苦勞があっただろうと思っております。県共に向けては、さきの一般質問の中で町長の力強い意気込み、決意を述べていただきましたけれども、県共に出品できたことは、本町の畜産の名声を高めることにつながり、すごい快挙であったというふうに私は思っております。

それでは、1点目の本町の今後の畜産振興について、どのように捉えているかについてお尋ねをいたしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 本町の農業は、温暖な気候、広大な田畑の立地状況を生かしたブロイラー、肉用牛、養豚、酪農、露地野菜、果樹などを基幹作物としており、多彩な作物の振興が図られているところでございます。

また、食品関連産業と連携した基幹産業として、本町の経済を支えています。中でも、肉用牛生産は、本町の農業の基幹部門として着実に進展し、本町農業の発展に寄与してまいりました。肉用牛生産が、田畑を有効利用した土地利用型の農作物拡大の要因として大きな役割を果たしていると認識しております。

今後も、これらの役割に加え、地域の活性化、農地利用の保持・増進を図る上で重要な役割を果たすことができると期待をしております。

御質問にあります、今後、持続的な畜産物の生産を図る上で考えられる振興方策は、高齢産牛の更新による生産効率の向上、飼料給餌方法の見直し、飼養管理の改善を行うことなどが上げられます。

また、他に考えられる振興方策ですが、飼養衛生管理基準の遵守や水際での防疫措置を徹底すること、家畜の飼養管理棟の消毒化に取り組むこと、AIやICTなどを活用した機器の生産現場への導入促進、生産データの収集とその分析・結果を

利用すること、自給飼料生産や耕種農家との連携による資源循環を行うこと、また、国産飼料の生産、飼料の適切な調達を推進することなどが上げられると思います。

○5番（宮本昭一君） 畜産振興について、いろいろな振興方策を答弁いただきました。やはり、畜産は土地利用型の農作物を利用した形態が主だと思いますが、やはり自給飼料の見直しとかいろいろな飼養管理の改善とか、国産飼料の生産に適切な調達を推進するような答弁でございましたけれども、そういうことでございますのでいろいろな方針をいただきましたが、それでは、次、経済の変動により繁殖農家戸数や繁殖の母牛も相当減ってきていると思いますけれども、11月に共済組合の母牛の保険切り替えがありました。大分頭数が減っているという話をその場でお聞きしたところですが、現在、本町の飼育状況はどのようになっているかについてお伺いをいたします。

○町長（東 靖弘君） 毎年12月末から1月にかけて、繁殖農家戸数と繁殖母牛数の調査を実施しておりますので、その数でお答えいたします。

令和3年1月で277戸数、4,430頭飼育。令和4年1月で257戸数、4,201頭飼育しております。令和3年と令和4年を比較しますと、戸数で20戸減少、頭数で229頭減少しております。

○5番（宮本昭一君） ただいま、令和3年と令和4年の比較で戸数が20戸減少ということでしたが、頭数が229頭減少という答弁でございました。

少子高齢化が地域社会においてますます進行しております。畜産農家においても、高齢化や担い手不足など、また、ロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響など、世界的な不況の中にあって本町の基幹産業である農業・畜産業も、肥料並びに配合飼料の高騰に加え、飼料価格の低迷など、経営環境は非常に厳しい状況となっております。原料の依存度が高い肥料や家畜のエサとなる飼料といった生産資材が値上がりし、肉用牛生産基盤の弱体化が懸念され、頭数減や廃業等も耳にしますが、このままでいくと大崎の畜産のまちが衰退することも予想されるわけでございます。畜産農家の生産意欲、維持を図るために何らかの支援策が必要と私は思っておりますが、いかがでしょうかお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） 現在、配合飼料価格の高騰等や肉用牛の価格が短期間で大幅に下落するなど、生産者の経営環境が悪化している状況であると認識しております。生産者の意欲低下により、生産基盤の弱体化が懸念されることから、この12月議会において臨時的かつ緊急的な措置であります。生産者の意欲の維持並びに生産基盤の弱体防止を目的とした肉用牛生産推進緊急対策事業奨励金の予算を計上させていただきますところでございます。

先般の農業新聞を見ておりましたら、11月の和牛子牛のせり市状況が出ており

ました。鹿児島県の曾於中央家畜市場が前月比で約7万円高くなったということで、4か月ぶりに60万円台を回復したという記事が出ておりました。これから子牛の価格が上がるのか、下がっていくのか、非常に危機的な状況にあると思いますが、好転していきそうな感じにはなってきているというようなお話も伺ったところであります。

やはり基幹作業でありますので生産者の意欲が減退しないように、我々としても力を入れてまいりたいと考えております。

○5番（宮本昭一君） ただいま答弁をいただきました。肉用牛子牛生産推進緊急対策補助金については、本会議の中でも少々お聞きいたしました。ですが、聞き漏れがあったように私としてはありましたので、再度、詳細にわたってお聞きしたいと思います。

この奨励金で60万円を上限で下回る、あるいは上回るということが基準となっておりますが、これを下回る基準等についてはどのようなになっているのかお伺いし、また、この発動の状況もわかる範囲で、9月せり市から12月までになっておりますが、わかっていたらお教えいただきたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） 具体的な内容になってまいりますので、担当課長の説明とさせていただきます。

○農林振興課長（上野明仁君） ただいまの奨励金に関して御説明いたします。

奨励の対象となる子牛せり市の価格の月別平均が、発動基準となるのが60万円という基準がございます。先ほど町長の答弁でありましたが、11月はその60万円を上回っているということで、9月と10月については60万円を下回っておりますので、今回議会に提案いたしました、出荷した子牛の1頭当たり1万円を交付することとなります。

以上でございます。

○5番（宮本昭一君） あと1点だけ、担当課長にお聞きします。ただいま説明をいただいたんですけども、60万円以下を下回って支給しますよね、例えば、地域的に鹿児島県が下回ったときとか九州とか、全国でとかあると思うんですが、そこあたりは何か分けがしてあるんですか。ただ、鹿児島県だけですか。

○農林振興課長（上野明仁君） 全国でいいますとブロックが4つのブロックに分かれておまして、北海道、東北、それから本州、関東の西側、四国、それと九州沖縄ブロックということで4つのブロックに分かれております。

今回、発動基準が、鹿児島の場合は九州沖縄ブロックでありますので、先ほど申しました9月と10月については60万円を下っておりますので、交付の対象となります。11月については60万円を上回っておりますので、交付の対象となりま

せん。12月につきましては、まだせり市がございませんので、まだ未確定ですので、そういった状況でございます。

以上です。

○5番（宮本昭一君） ありがとうございます。よくわかりました。

それでは、次に、2点目の、家畜防疫の現状を示せについてお尋ねをいたしたいと思えます。現在、県内はもとより、今年は特に全国各地で鳥インフルエンザの伝染病が多発しております。寒さがこれから先、まだ厳しくなるにつれて、牛などの悪性伝染病も懸念されます。周期を考えると、寒いときに発生する口蹄疫もいつ発生するかわかりません。もうはるか過ぎておりますが、忘れる頃ではないかなというふうに思いますが、口蹄疫も気をつけないと大変なことでございますので、畜産農家はいまいちど、防疫体制の強化を図ることが大事と思っております。災難は忘れた頃にやって来るといふことわざがありますとおり、家畜防疫の現状はどうであるか、巡回指導はなされておるのかについてお尋ねをいたします。

○町長（東 靖弘君） 高病原性鳥インフルエンザ、CSF、豚熱などありますが、アジア地域など世界各地で発生が確認されておりますが、県内におきまして、高病原性鳥インフルエンザが猛威を振るい、現在も発生が続いている状況で、最大限の警戒が必要なところであります。

家畜防疫の対策としましては、県や町で実施しております家畜伝染病防疫対策事業を活用し、車両消毒装置や消毒機材の導入、防鳥ネットの張り替えと消石灰の配布を、今後も継続していきたいと考えております。

また、踏み込み消毒槽につきましては、JA鹿児島県経済連から全戸に配布されることになっております。

巡回指導等につきましては、畜産技連会一体となって随時指導を行っているところでございます。

○5番（宮本昭一君） ただいま対応といたしまししょうか、現状といたしまししょうか、この質問に対しましての答弁でございました。町長の答弁では、やはり消毒槽等についてはJA経済連が全戸配布の予定と。これは全戸配布になるわけですね。巡回指導等は畜産技連会がございしますが、技連会で随時指導は行っているというようなことでございました。

家畜に対する防疫は大事なことでありますので、徹底した消毒を行っていただきたいと思えます。

それでは、次に、3点目の農業資金で子牛と成牛、いわゆる初妊牛ですが、これの導入貸付期限延長についてお尋ねをいたしたいと思えます。

まず、現在の貸付状況はどのようになっているかについてお伺いをいたします。

○町長（東 靖弘君） 貸付状況についての御質問でございますが、直近3年間の実績で報告をさせていただきます。

令和2年度が自家保留牛4頭、子牛5頭、成牛1頭。令和3年度が自家保留牛2頭、子牛11頭、育成1頭。令和4年度が自家保留牛1頭、子牛2頭、成牛1頭という状況でございます。

○5番（宮本昭一君） ただいま、3か年にわたりまして町長から答弁いただきました。やはり、返済についても飼料価格の値上がりや子牛市場の低迷の現状を踏まえまして、導入貸付期限を、特例措置として一、二年の貸付期限延長はできないかについてお伺いをいたしたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） 畜産振興資金の貸し付け条件の限度額と貸付期間について申し上げますと、育成牛導入の場合、貸付限度額が70万円、貸付期間が5年、成牛導入の場合、貸付限度額が80万円で、貸付期間が3年。自家保留牛の場合、貸付限度額が30万円で、貸付期間が3年となっております。

御質問の貸付期間の延長の件につきましては、また検討をさせていただきたいと思っております。

○5番（宮本昭一君） ただいま答弁いただきました。畜産農家については、今の現状は御承知のとおり、大変な時期でありますので、この問題については再度検討していただくように、重ねてお願いを申し上げておきたいと思っております。

それでは、次に、4点目の用水路や水田の外来種、いわゆるオオフサモでございますが、その分布状況と対策についてお尋ねをいたしたいと思っております。このオオフサモは、アマゾン川が原産地で、鑑賞用として各地に輸入され、国内では41都道府県で繁殖が確認されて、日本の侵略的外来種ワースト100に指定されているようでございます。生態的特性は、主に根茎で越冬し、九州では地上部も完全に枯死することなく越冬して、クリークの雑草では最も早い3月中旬頃から生育を開始し、閉鎖的なクリークで局部的に発生することが多いといわれております。

このようなことから、本町の用水路や水田における分布状況と対策についてお聞きいたします。その前に、町長、このオオフサモを見られたことがございますか。質問に対しての答弁をいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） ただいま、特定外来種オオフサモの町内での分布状況についてですが、菱田地区、神領地区、益丸地区、横瀬地区、永吉地区などの用水路等で確認されておまして、一部では水田内でも確認をされております。

対策、駆除としましては、オオフサモは根や茎で増え、ちぎれた茎からも再生するため、根から引き抜き、取りこぼしがないよう除去し、天日干しなどをして乾燥させてから処分する必要があります。

また、除草の際は、下流に破片が流出しないよう飛散・拡散防止対策も必要であり、水利組合や地域保全協議会などの関係団体との協力・連携が重要となります。なお、場所や水深等にもよりますが、ユンボなどで陸揚げ後、水のかからない場所に深く穴を掘り、埋めることも対策の手段として考えられます。

御質問がオオフサモということでありましたけれども、持留川水系ではウオーターレタスが外来種として異常に発生して、もう長い期間発生して、ただいま説明いたしましたような水利組合とか地域保全協議会で年に2回ぐらい処理をしている、陸揚げをしているという状況でありますので、こういった外来種に対する取組、駆除は、本当に地域みんなで理解していただいで進めていかなければならない問題だろうと思っております。

- 5番（宮本昭一君） ただいま、分布状況と対策について答弁いただきましたが、分布状況については町内幅広く確認されているということでありました。益丸地区も、例えば自分のところもしますが、益丸地区も用水路と水田で一、二年前から見受けられるようになっております。これは用水路では水流の障害がありまして、水田では水稻の生育を妨げるもので、早めの対策が必要となってまいります。

そういうことで益丸地区も四、五名でユンボを頼みまして、3日間作業をいたしました。経費としては約18万円かかりましたけれども、余計な出費をしたなという感じを受けておるところでございますが、そのようにこのオオフサモは大変な雑草でございますので、早めの対策が必要かなというふうに思います。これについては、広報おおさきの7月号で掲載してあるのを見ましたけれども、私もまだ知らない方がかなりおられると思うので、周知徹底、チラシなどで指導を行ってくださるよう要望いたしますけれども、いかがでしょうか。

- 町長（東 靖弘君） オオフサモにつきましては特定外来生物に指定されておられて、このまま大繁茂すると在来種への影響や河川の流れを妨げ水質の悪化を招くおそれもあります。用水路への阻害が懸念されます。

現在、本町では用水路や水田等にも発生が確認されておりますので、庁舎内での情報の共有を図ることと、チラシ作成や農政集落座談会などを通じて周知徹底を図っていきたいと思います。

- 5番（宮本昭一君） ただいま、チラシや農政集落座談会などで周知を図るという答弁でございました。御承知のとおり、このオオフサモは特定外来生物に指定されておりますので、よろしく願いいたします。

それから、町長には先ほど聞きましたが、課長級の中でオオフサモを見たことがない人はおるでしょうか。皆さん、知っていらっしゃいますか。知っていらっしゃいますね。

次に、3点目の、マイナンバーカードについてお尋ねをいたします。

まず、1点目の、現在までの申請と取得状況は、についてお聞きいたしますけれども、今、担当課ではいろいろな手だてで玄関とかで申請を受け付けておられますけれども、現在までの申請と取得状況、これはどうなっているかについてお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） マイナンバーカードの申請と取得状況はどのことではありますが、11月30日現在の状況を御報告いたします。

申請件数が8,414件であり、交付件数は6,313件で、交付率50.71%になります。鹿児島県の交付率が55.91%で、全国の交付率は53.88%となっています。

本年4月30日時点での交付率が31.44%でありましたので、7か月で2,302件増え、約20%の伸びとなっております。

○5番（宮本昭一君） ただいま、取得状況、申請状況と交付の状況等を答弁いただきましたけれども、やはり、これについては、今、皆さんも玄関の前とか、前からすると非常に多数の方が押しかけるようになっていただいております姿を見受けておるわけでございます。

それはそれとしまして、マイナンバーカードの取得については、次の2点目の、マイナンバーカードの取得は任意のため、未取得者が不利益を受けることはないのか、についてお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） マイナンバーカードの未取得者が不利益を受けることはないかとの御質問であります。マイナンバーカードのメリットを受けられないことが不利益になると考えております。具体的には、現在、写真付きの身分証明書としては運転免許証や旅券、パスポートですけど、があります。将来、運転免許証を返還した場合に、様々な手続の際に身分を証明する本人確認書類に困ることが考えられます。

マイナンバーカードは、今後、保険証や運転免許証とも統合する予定であることから、写真付きの身分証明書として一番わかりやすい本人確認書類となることが予想されます。

また、本年10月から、本町でもマイナンバーカードとして住民票等のコンビニ交付が可能となりました。確定申告のように、今後もマイナンバーカードを使った行政のオンライン手続が増えていくことが予想され、未取得者はそれらのサービスが受けられなくなることが不利益になると考えられます。

それと、これは12月7日の日本経済新聞に掲載された文書ではありますが、「政府は24年秋に、現行の健康保険証を廃止してマイナンバーカードと一体となった保険証に一本化する。国民皆保険制度の日本では、ほとんどの国民にとって取得が

不可欠になる」、取得することが不可欠、必要ですよという記事になっております。24年度末までに運転免許証の情報をマイナンバーカードに記録させる運用も始まる。持っていないと生活に困る場面が増えてくるため、取得しにくい事情がある人への対応策を練る。取得しにくい事情がある人という方々については、課題の1つは、病気などで外出が難しい高齢者への対応、マイナカードの申請や交付利用者が市区町村の役所を訪れ、職員による本人確認が必要になるのが原則であります、高齢施設等については、役所などに出向かなくても済むような対策を講じていくということで、全ての国民にマイナンバーカードの取得をお願いしたいということで、24年秋には現行の保険証を廃止するという記事が日経新聞に出ておりましたので、マイナンバーカードの未取得者が不利益を受けることはないかという御質問でしたので、この記事を併せて説明させていただきました。

以上でございます。

○5番（宮本昭一君） ただいま、マイナンバーカードについてメリットあるいは不利益を受けることもあるというような答弁でございました。中にはですね、私の聞いた範囲内では、「マイナンバーカードをつくれれば税務署が個人の財産も把握するげな」などというわさが流れているのを聞いていることもございます。そのあたりはどうなっているのかわかりませんが、そういうことは実際あるんでしょうか、ないんでしょうか。それはわからないと思いますが、そういう情報も聞きますよということだけは、マイナンバーカードの申請に影響しているのかということも考えることもあります、そういう情報を聞けばですね。ひよっとすればあるのじゃないかなというようなことも考えることもあります。それについてはどうですか。

○町長（東 靖弘君） 一番最初に、マイナンバーカードを取得する、国民に一人一人番号を付するというので、皆さんが番号を全部持っているわけでありませけれども、マイナンバーカードの番号が最初充てられて、それからカード取得ということになってまいりました。

カードを取得する段階の国の最初の方針は、預金口座をひも付けさせるということでありましたので、それについては国会、国民全体で全ての預金口座をひも付けるということは大きな疑問といいたいまいしょうか、やってはならないという声があったと思っております。

現在、マイナンバーカードに登録する中で、口座の1つを登録してくださいということでお願いをして、していただいている状況であります、それらはこれからの国からの交付金、臨時調整交付金といったところが国民一人一人に振り込まれるときに即振り込まれる。口座が登録されていると、国民一律のものであれば、国から即振り込むことができるということで素早く対応ができるということがあります

ので、口座は1口座となっておりますから、全てのものが把握されるということは考えていないところでございます。

○5番（宮本昭一君） ただいまの件についてはよく理解をいたしましたので、次に入りたいと思います。

次に、4件目の小中学校の不登校等についてお尋ねをいたします。先日の10月28日の南日本新聞で、小中の不登校、初の20万人超と、大見出しで出ておりました。全国の国公立小中学校で2021年度に30日以上欠席した不登校の児童数は24万4,940人となり、20年度比24.9%増えて、過去最高だったことが文部科学省の問題行動・不登校調査の結果であります。県教育委員会は、2021年度問題行動・不登校調査結果については、公立小中学校生の不登校は前年比23.4%の増で、4年連続最多を更新と公表をいたしておるようでございます。

それでは、まず、1点目の小中学校の不登校の現状はどうかについてお尋ねをいたします。

○教育長（穂園正幸君） 小中学校の不登校の現状でございますが、令和4年11月末現在、本年度30日以上欠席している児童・生徒は、小学校で8名、中学校で12名おります。これは、昨年度の同月と比較いたしますと、小学校は4名多く、中学校は同数でございます。

小学校で最も多いのが6年生で6名。全体の75%となっております。中学校で最も多いのが3年生で6名。全体の50%となっているのが現状でございます。

以上でございます。

○5番（宮本昭一君） ただいま、教育長のほうから数字とパーセントで詳しく答弁をいただきました。私としては、割と多く感じたところでございますけれども。

それでは、次に、2点目の不登校のその要因といたしましうか、その対策についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○教育長（穂園正幸君） 主な不登校の要因といたしましては、本年3月の議会でも答弁いたしましたとおり、中学校では無気力や学業不振が多く、小学校では原因不明の登校しぶりが多い状況でございます。

また、新たな分析といたしまして、親子関係で愛着障害も要因としてあるのではないかと考え、その対策を講じているところでございます。

対策といたしましては、大きく2つに分けて考えております。1つは、予防的な対策でございます。これは、ちょっとしたトラブルや、あるいは定期的なアンケートから、不登校につながりそうな場合には、本人や家庭との相談を設けたり、あるいは自己肯定感を高めるような学習活動の充実を図ったりしております。もう1つは、登校ができなくなった状態での改善策でございます。これは、各関係機関と連

携しながら、本人の不安感等を取り除く工夫を行ったり、保護者との信頼関係を継続できるよう話し合いやスクールカウンセラーとの面談を設定したりしているところでございます。

また、中学校のほうに在籍いたします架け橋サポーターの小山さんには、学校とは違う関わりで児童・生徒との関係づくりをしていただき、登校意欲を高めていただいているところでございます。

以上でございます。

○5番（宮本昭一君） ただいま、教育長のほうから答弁いただきました。小学校では原因不明のしぶりが多いということでもございました。中学校においては無気力といましようか、そういった学業不振などが多いと。そして、また、もう1つ、親子関係の愛着障害も答弁されましたけれども、これも要因ではないかというようなことであつたようでもございます。

その対策としては、予防的な対策でしたが、登校ができなくなった状態の改善策とか様々な工夫を図っているという答弁でもございましたけれども、これについては、今後も不登校については少しでも解決して、さらに子どもたちが前向きになっていくように努力をしていただきたいと思いますので、ひとつ、大変でしょうけれどもよろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、次に、最後になりますが、5件目の本町における地域活動についてお尋ねをいたします。これについては、町長にお尋ねをいたしますけれども、本町における地域活動についてお尋ねをしますが、去る11月20日、野方改善センターで、個人主催のハワイアンをアレンジしたハワイアン4名ということで、鹿屋市を拠点に活動するバンドの演奏会が開かれております。約40名の方が来場したとお聞きいたしておりますが、私も音楽は嫌いなほうじゃなくて、このハワイアンについてはレコードも持って、ときたま聞いておりますが、この音楽については興味がありますので、招待を私も受けておりましたけれども、当日はどうしても都合がつかずに出席できませんでした。行きたかったんですけれども、なかなか事情が出てきまして行けませんでした。そういうことで、前日、会場をどのような設定かということで見せてもらって、後日、DVDを見せていただいたところです。このコロナ禍の中、音楽を聴くことによって心をいやし、そしてまた地域を元気づける活性化のためには、大変よい企画であると思っております。

そこで、まず、1点になりますが、地域の活性化のため地域活動を後押しするような体制をつくれぬかについてお尋ねをいたします。

○町長（東 靖弘君） 地域活動についての体制構築の質問でございます。少子高齢化などの要因による人口減少及び担い手不足のため、現在の自治公民館活動等の地域

コミュニティ活動の維持が困難となっていることは認識しております。

これまで、自治公民館連絡協議会での自治組織の在り方の検討や、頑張る地域応援交付金等で支援を行ってまいりましたが、今回の議会でも上程しております組織再編において、企画政策課に共生協働の担当部署を設置し、御質問にございましたような体制を構築したいと考えております。

11月20日、野方でカラオケハワイアンズがあったということでの御質問でありました。新型コロナウイルスで約3年間、地域活動が停滞、あるいは中止している状況でありましたので、地域の方々に元気を与えることを考えながら主催して下さっていらっしゃる方がおられるということは、本当にありがたいと思っておりますので、今後も、述べましたような共生協働という観点の中からいろいろ体制を構築していけるようにしていきたいと思っております。

○5番（宮本昭一君） ただいまの答弁の中で、もちろん、これは私も見ているわけですが、今回の議会で上程している組織の再編についても、企画政策課に共生協働の担当部署を置いて、そして設置して体制を構築したいという考えであるというような答弁でございました。

やはりですね、町長、町民の中にこういう人もいるということは、本当に素晴らしいことだと思います。当日は大盛況だったと、演奏を聴きに行った方からもお聞きいたしております。主催者は、これについては自費で開催した。やはり、その方も、何かというと音楽を通して地域が元気になればということだと思います。そのようなことで、是非、答弁にもありましたように地域活動を後押しする体制を、是非つくっていただきますようお願いをいたしまして私のすべての質問を終わりたいと思っておりますが、今のことについて、町長、何かあれば答弁いただきますが、なかったらよろしいです。これで終わりたいと思っております。

○議長（神崎文男君） これで宮本昭一君の質問を終了いたします。ここで、暫時休憩します。次の開催を11時から行いたいと思っております。

-----○-----

休憩 午前10時53分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、2番、富重幸博君の質問を許可いたします。

○2番（富重幸博君） 私は、さきの通告に基づいて、ふるさと応援基金の活用促進をはじめ、3つの項目について質問をしてみたいと思っております。

根底にありますのは、近年の少子高齢化と新型コロナの相次ぐ変異への脅威と自

肅活動、国際紛争に起因する原油高騰、円安による景気の低迷とインフレを想起させるような諸物価の高騰による国民生活の窮乏が、我が大崎町民の皆さんの日常生活に大きな影響を及ぼしている社会不安があります。このような社会・経済情勢の大きな変化の中にあつて、我が町におけるふるさと納税については、関係者の努力の成果が実り、令和3年度決算ベースで基金の積立額が45億7,000万円余りに達しております。この間、本町においては、平成20年12月議会において、大崎町ふるさと応援基金条例を制定し、可決されたところであります。

そこで、このふるさと応援基金活用の現状について、町長としてどのように認識しておられるかお尋ねし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） ふるさと応援基金活用の現状について、町長の認識を示せという御質問でございます。

ふるさと納税に関しましては、平成27年度の税制改正において拡充され、現在に至るまで注力してきたところでございますが、結果、ふるさと納税制度設立の平成20年度からの総額で200億円を超える御寄附をいただいております。

ふるさと応援基金の活用状況につきましては、本制度及びふるさと応援基金条例の趣旨に基づき、有効に活用できていると認識しているところでございます。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） ただいま、お答えをいたしました。

ふるさと応援基金については、年度ごとに見ますと、寄附総額の増減により積立額や一般財源への繰入額に変化があるのは当然のことと認識しておりますが、ここ数年の傾向として、どのように感じておられますか。

○町長（東 靖弘君） 令和3年度までのふるさと応援基金残高は、多くに寄附者の皆様の御理解と地元事業者の御協力のもと、45億円を超えているところでございます。人口減少対策をはじめ、様々な課題が山積する中、国・県補助金の依存財源に頼らざるを得ない状況では、ふるさと納税による財源確保は重要であり、非常にありがたく思っているところでございます。

○2番（富重幸博君） 令和3年度の実績でよろしいですので、大崎町ふるさと応援基金条例第7条各号に基づく基金の処分を行った金額、及び全体に対するそれぞれの構成比はどのようにになっているか説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） ふるさと応援基金条例第7条各号に基づく令和3年度の基金の処分実績を申し上げます。

第1号菜の花エコプロジェクト等の環境施策に関する事業19件、6,417万5,000円、構成比15.4%。第2号白砂青松等の地域特性を生かした観光・スポーツ施策に関する事業14件、4,188万円、構成比10.1%。第3号未来を

担う子どもを育む施策に関する事業65件、2億2,071万円、構成比率53.1%。第4号にぎわいと活力あるまちづくり施策に関する事業17件、8,890万円、構成比21.4%となっております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 子供の育成に係る部分のパーセンテージ、53.1%ですね、2億2,071万円、これが一番多い。子どもの育成は大変重要なことではありますが、未来を担う子どもを育む施策に対する充当額及び構成比については、今後ともこのような傾向が続くと、そのようにお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 本町の重要課題は人口減少対策であります。人口減少は、経済・産業や社会保障の問題に留まらず、国や社会の存続基盤に関する問題であると思います。未来を担う子どもを育む施策に関する事業の金額が突出しているとの御質問でございますが、少子化対策と子育て支援対策の充実を図ることが人口減少対策につながるるとともに、寄附者の共感も得られると思っておりますので、今後も適切な運用を図ってまいりたいと考えております。

○2番（富重幸博君） 子どもの育成、大崎町はそういう形の手当がいいなということで住まれる方もいらっしゃると思いますが、後もっての移住・定住促進対策とかもろもろに触れていく前にですね、やはり、第7条第4号でにぎわいと活力あるまちづくり施策ということで先ほど説明はいただきましたが、21.4%、ここら辺りの割合が増えていくべきじゃないか。金額もそうですね。そこあたりについて、町長の認識はいかがかお示してください。金額及び構成比に対する町長の認識ですね。

○町長（東 靖弘君） にぎわいと活力あるまちづくり施策の金額及び構成比についての御質問でございます。

子育て・教育施策に比べますと、ふるさと応援基金の充当金額及び構成比は低くなっております。まちづくり施策に限らず、環境施策、観光・スポーツ施策、子育て・教育施策の全般にいえることですが、基金の活用の有無にかかわらず、必要な施策は国・県の助成制度なども活用しながら実施してまいりたいと考えているところでございます。

○2番（富重幸博君） 必要な施策についてはということで、御答弁いただきました。私としては、ここのパーセンテージを、金額もですね、これについてはあともってまた触れてまいります、次にまいります。

地域活性化の取組について、積極的な運用を目指す考えはないかということでお尋ねしてまいります。先ほど触れましたように、基金の現在高は45億7,000万円を既に超えておりますね。一方、我が町の自主財源としての町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税は、令和3年度決算によりますと総額14億7,000

万円余りで、町民1人当たり11万9,517円であります。ふるさと応援基金は、この町税の約3.1倍になります。令和3年度は、基金から一般財源に4億1,000万円余りを充当してのこの残高ですから、私はもっと基金事業を増やすべきではないかと思いますが、町長としてはどのようにお考えかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 地域活性化の取組を進めるために、基金を積極的に活用すべきではないかとの御質問でございます。

ここ数年は、新型コロナウイルスの影響により、事業の中止や縮小、また、国・県補助金等を有効に活用できたことから、基金の処分額が寄附額に対して小規模になっている状況でございます。ふるさと応援基金の活用は、条例の趣旨に合致すれば対応はできますので、財政状況を考慮し、御意見も踏まえ、検討させていただきたいと思っております。

○2番（富重幸博君） 今、町長の答弁がありました。令和3年度の実績、あるいは令和4年度の流れを見ましても、国の新型コロナ対策で大分国庫予算の手当がされた、そういうことで基金の出番は、若干はそういう形で縮小された部分があるかと思っております。

ただ、私思いますに、もう1つ、この中で関連しまして、基金条例第7条第5号では「その他目的達成のために町長が必要と認める事業にも充当できる」、そういう条文の定めがございますが、このような特認でということを検討したことはないかということについてお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） 現在まで、基金条例第7条第5号に規定する事業に基金を処分したということはありません。

○2番（富重幸博君） ないのではなかろうかなと私も思いながら、確認の意味でお尋ねいたしました。基金について定められた地方自治法第241条では、第1項で条例の定めと特定目的のためにということで、自治体が基金を設けることができる旨、そして、第2項では誠実かつ効率的な運用を、第3項では設置目的に沿った目的でなければ処分できない旨の定めがございます。

私ども議会議員や町民の各種要望について、よく「予算がない」とかが理由として挙げられます。町民生活の実態としては、コロナ禍や円安による物価高騰などで本当に苦しくなったという声をよく聞きます。また、高齢化の中にあつて、道路や水路の維持管理、樹木伐採の要望などが数多く寄せられます。しかしながら、実際にその要望を担当課に上げても「予算がない」、また、今申し上げました道水路の維持管理、樹木伐採とかそういうのにはなかなか基金条例の第7条の各号のどれだろうかと、当てはめづらい。現行の条例の規定で運用できれば、もっと予算づけに生かしてほしいと思っておりますが、必要とあれば第7条の規定を継ぎ足すなど検討いた

だきたいと思いますが、町長としてどのようにお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 地方自治法第241条の規定からも柔軟な運用ができるよう、第7条各号の規定を見直す考えはないかとの御質問でございます。

現在の基金条例の規定でも、様々な分野に活用できるものと考えておりますが、本町への寄附をさらに伸ばしていくために、魅力的なプロジェクトを提示して寄附を募ることも考えられますので、基金活用に関する周知の在り方や寄附者の動向を見極めながら検討してまいりたいと思います。

○2番（富重幸博君） ただいま、町長のほうで基金条例第7条についても検討していきたいと、町民の本当に困っていることは、本当にすくい上げる、砂が漏れるような条文でなくて、本当にすくい上げて助けになるような形に、今度も課の設置条例とかいろんなのがありましたが、これが正しいんだという考えかたではなくて、変えるべきものはしっかり変えて、町民の要望に応えられるような形でそこあたりはですね整理していただいて、躊躇なく変えるところは変えていただきたいと思います。

それで、ちょっと確認の意味で。会計課などでは従来、資金繰りなどの関係で金融機関から一時借入金などを調達しながら支払いに充てるなど、苦勞された話を過去にはよくお聞きしたのですが、ふるさと応援基金での一般会計への支払いにかなり充当されるようになった今日、資金繰りに苦勞するようなことがあるのか、確認のために説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問に対しましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○会計管理者（西高和義君） ふるさと納税で、町の資金運用はどのように変わったかとのことですが、ふるさと納税は始まる以前は、やはり年度途中で資金不足が生じ、金融機関より一時借入を行っておりました。

しかし、現在は、ふるさと納税制度が始まり、大崎町への寄附金が安定してくると、一時借入等をすることなく安定した資金運用が行われるようになっております。以上でございます。

○2番（富重幸博君） ただいま説明いただきましたように、過去はできるだけ金利の高いところに一時的なお金を定期で預けたりしながら資金繰りを行っていたわけです。そういうのが大分変わってきたということでございます。

それでは、現段階で方向性及び活用方策はどのようにお考えかということでお尋ねしていきます。これからは本格的な少子高齢社会、もう少子高齢化社会でない、少子高齢社会、それは団塊世代、昭和22年から24年生まれが75歳の後期高齢者に入っただけです。もう22年は入っていることになりますね。ですから、少

子高齢社会。地域の活力低下が大きく懸念されます。これを踏まえて、この基金活用は今しかできないことを確実に押し進めるためにも、積極的な活用が望ましいと考えます。先ほど言いましたように、町の税収の3倍の基金が貯まっているわけですから、積極的に使うということですね。先ほど申し上げましたが、令和3年の実績を踏まえても、第4号に定めるにぎわいと活力あるまちづくり施策に大きく手当てをしていくべきじゃないかと。先ほど、同僚議員も畜産のことでお話を申し上げましたが、地域活力・産業活力創出分野、定住促進分野、そういうものが代表的に上げられますが、特に農林水産業分野における支援策の充実を図るための財源、例えば各種補助金のかさ上げですね、それに充当できればと思いますが、町長として見直しの考えはないかをお示しいただきたいと思います。

実際の話、諸物価の高騰と原油の高騰、飼料とかそういう形の、まだほかにも、日用雑貨のほうも相当、家庭で使う、台所で使う洗剤なんかにも高騰が見られる現状ですね、賑わいと活力ある、主役となる農林水産業、商工業、もろもろの人たちのために設けてある既設の補助制度、支援の在り方について、もう一回メスを入れて引き上げるということでの町長のお考えですね、それをお示してください。

○町長（東 靖弘君） にぎわいと活力あるまちづくり施策の充当額を増やすべきではないかとのことですが、にぎわいと活力あるまちづくり施策に限らず、大崎を元気にする事業の財源として有効に活用できるよう検討してまいりたいと思います。

また、農林水産業分野における各種補助金のかさ上げについてでございますが、新型コロナウイルスや物価高騰の影響により多くの方々が疲弊し、事業継続も困難な状況におかれている方もいらっしゃると思います。そういった意味では、行政で支援できることは行っていきたいと考えておりますし、御質問ありましたように、我々としてもそういった生産者の方々の情報収集といったこともちゃんとやった上で対応していくべきだろうと考えます。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） ただいま、私の質問に対して非常に前向きな答弁をいただけたと思います。

さて、これまで申し上げましたように、ふるさと応援基金が今のままいけば、今後50億円を超え、さらにその上をいくようになる、こういうことは私は好ましくないと考えます。今しかない事業を心待ちにしている町民にとっても、適宜・適切なタイミングで事業を組み立てていく必要があります。

団塊世代が後期高齢者に入っていく中で、健全な地域社会を構築していくために、今後の方向性と活用方策のさらなる研究を進めてはどうかと思いますが、町長とし

てのお考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） ふるさと応援基金活用の今後の方向性と活用方策のさらなる研究を進めていくべきではないかとの御質問でございますが、現在でも新規事業を創設する場合や既存事業を拡充する場合など、随時検討は重ねておりますが、今後も、寄附者の共感が得られるふるさと大崎を応援していただける事業を展開してまいりたいと考えております。

○2番（富重幸博君） 本町には、全体で17の基金がございます。中でも、先ほど申し上げますように、ふるさと応援基金の残高が突出しております。今後、庁舎をはじめとした公共施設管理の在り方を検討していく中で、現行の施設整備事業基金ですね、これにてこ入れも必要になってまいります。現況のこの基金も、現在の段階ではちょっと心もとない状況ではないかと思っております。このためにも、一般財源を補填する形で当該ふるさと応援基金の一層の活用促進を通じていろんな施策をやっていけばですね、一般財源のほうで若干のそういう原資を確保していくことができまますので、それを施設整備基金とかですねそういうのに積立をしていく。将来の世代に大きな負担を残さないように、今からしていかなければいけない。

水道の布設管とか畑かんの道路埋設の管とか、いずれは大きな更新時期で莫大なお金がかかります。施設整備基金とかそういうもののために一般財源を節約した分は、そういうふうを活用していくべきじゃないかと私は思います。

そこで、もう一回、確認のために、第7条でそのための見直しを絶対やるんだという、町長としてどのようにそこを考えるか、もう一回お示してください。

○町長（東 靖弘君） 基金条例第7条について、必要な見直しを検討いただきたいが、町長としてどのように考えるかという御質問でございます。

生活環境や社会経済状況がめまぐるしく変化していく中で、住民ニーズも多種多様化してきております。自主財源の乏しい本町において、ふるさと納税寄附金は貴重な財源でございます。この財源を有効に活用し、持続可能なまちづくりを進めていかなければなりません。

基金条例の見直しについては、基金の活用方法と寄附していただきやすい環境づくりの両面から検討をさせていただきたいと思っております。

ただいま、施設整備基金の増額ということで御質問が出てきたところであります。それらを農業施設とかそういったところで利用できるようにということで見直しの考え方ということでございます。現在、大崎町において活用されていない施設もあります。今、職員に対しても調査を命じているところでありますが、畑地かんがい事業が実施される前に低地配管施設をやっておりました。そういった低地配管施設が全然使われない中で老朽化して、それぞれの地区にあります。野方においては荒

佐神社の一角に大きなタンクがありますけれども、こういったところの水利組合、こういった実態がなくなってきましたので、こういったところにおいても、やはり最終的には行政の責任で撤去しなければならないということがあります。今、そういったものを課長会において調査するように命じております。そうしたときに、後世に負のそういった財産を残さないと考えたときに、撤去するなりとか計画をつくっていく必要がありますので、何らかのこういった施設を改修する、撤去するためのそういった制度の創設を考えていかなければなりませんので、富重議員の御質問に対しては十分検討をしていきたいと思っております。

○2番（富重幸博君） 前向きな答弁をいただきました。

あと、要望に入ってますが、令和3年度決算でも普通建設事業が5億2,362万2,000円で、それまでは普通建設事業には十何億、中沖小の改築は前年15億近くつかっています。普通建設事業は、今、農林水産業関係の補助事業の導入とかもろもろのことをやっていかないと、にぎわいをつくり出す本もとの人たちが疲弊していきます。そういう意味からもですね大事なことなんです。新規就農者の状況なんかも、平成21年から平成31年の統計なんだけど、園芸で25件、畜産で22件、年平均で2.3件が園芸、畜産は2.0。こんな状況で、田んぼでいけば大体昔のあれでいけば1,100ヘクタール近く、畑で3,300、全部で4,400ヘクタール。こういう大きな、広大な農地を担うための新たな新規就農者がこれだけ少ないということは、我々は新規就農者対策にもっとお金を、だから、さっき言いましたようにふるさと応援基金で、新規就農者が最初スタートしやすいような環境づくりのためにお金を使うべきだと思います。そういうことで、これは提案ですので、そういうことを是非検討いただきたいと思っております。

次の質問に入ります。次は、移住・定住支援対策の充実についてでございます。質問の1番目に示しておりますが、現行の移住定住支援策についての評価を、まず、お尋ねします。我が国における長期的な少子高齢化が進む中であって、全国のほとんどの自治体においては、移住定住の取組が熱心に取り組まれています。各市町村間の競争です。我が町においては、これまで定住住宅取得補助金、定住促進賃貸住宅家賃補助金など、各種の対策を施しております。また、先ほどありましたように、町有地分譲地情報、空き家リフォーム促進住宅、それから宅地流動化促進補助金の制度、そのように取り組んでこられたところでありますが、これらの実績を踏まえ、その効果はどうであったかについて説明を求め、現時点でどのように評価しているか、町長の認識をお示してください。

○町長（東 靖弘君） まず、移住定住支援策のこれまでの実績でございますが、昨年度まで実施しておりました最大100万円を交付する定住住宅取得補助金につつま

しては、ここ3年の実績では、令和元年度が23件、令和2年度が20件、令和3年度が20件となっております。

次に、定住促進賃貸住宅家賃補助金につきましては、令和元年度と令和2年度がそれぞれ18件、令和3年度は20件となっております。

空き家リフォーム促進補助金については、令和元年度が6件、令和2年度が3件、令和3年度は9件となっております。

宅地流動化促進補助金については、令和3年度に2件の実績がございます。

野方地区での宅地分譲については、全8区画の申込みを開始しておりますが、既に1件申込みがございました。

それぞれの事業において一定の効果があったものと考えておりますが、今後も引き続き、事業の評価・分析を行ってまいりたいと考えております。

○2番（富重幸博君） ただいま、現行の移住定住施策について、一定の評価ができるところまでできているということでございます。

それで、今後の課題及び方向性について質問を進めてまいります。ただいま御説明いただいた移住定住支援策のうち、初期の定住住宅取得補助金については、ふるさと応援基金から令和3年度において950万円の補助が行われております。この補助金については、先ほどありましたように、令和4年現在、環境配慮型定住住宅取得補助金として名称が変更され、再編されたと認識しておりますが、補助金の仕組みを改めた経緯について、確認の意味で説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 環境配慮型定住住宅取得補助金などの補助金を高額にしたり、その仕組みを改めたことについての御質問でございますので、担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○企画調整課長（中野伸一君） それでは、お答えいたします。

既に議員御承知のとおり、昨年度までの定住住宅取得補助金は最大で100万円であったものを、今年度創設いたしました環境配慮型定住住宅取得補助金は最大310万円までに補助金を引き上げております。

昨年度までの内容は、基本額が20万円、義務教育修了前のお子さん1人に10万円加算、転入の場合には50万円など、最高で100万円の補助となっておりましたが、町内在住の方であれば町内に建てるよりも、ほかの自治体に建てたほうが補助金が多くなるというような逆転現象もあったようでございます。

そこで、内容を見直しまして、本町に住むことで資源ごみ等の置き場所の確保などリサイクルへの取組は必要となることから、リサイクル協力金相当分として基本額を100万円に引き上げました。そして、義務教育修了前のお子さん1人につきまして25万円、最高50万円までといたしまして、あと、地域経済の循環の観点

から、町内業者施工加算金100万円、それから国が進めます断熱性能基準を満たす住宅の促進を図るために、数値に応じまして最高50万円、さらに引っ越しの費用を、町内であれば5万円、町外からを10万円といたしまして、最高310万円の制度といたしたところでございます。

これに加えて、昨年の出生数が60名以下であったこと、総合計画審議会でも、議会の皆さん方からも御意見をいただきましたけれども、そのような御意見を踏まえての制度見直しでございます。

なお、当初予算の委員会のときでも申し上げましたけれども、3年経過後に効果の検証を行いまして、その後の制度存続について判断をしたいと考えております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 今、説明がありました。やはり、一旦つくった制度であっても、その中を点検しながら、さらにいいものに変えていく、編成を変えていく、これは大変大事なことだと思います。出生事例が60人とあります。実際、今の小1から中学3年まで約900人なんですよね。60人の出生が、今後ずっと続いたとしても、小1から中3まで、今度は540人が児童・生徒総数ということになります。そうすると、人口の再生産とかもろもろ考えると、やはり、卒業したら都会に行ったりとかなっていくと、ますます人口は負のサイクルに入っていく。そういうことから、定住対策というのは非常に大事なんです。

新たな環境配慮型定住住宅取得補助金については、本年度当初予算において1,000万円が頭出しがされました。その後、度重なる補正がございました。それを踏まえながら、この間の経緯と補正額及び現時点での予算総額、並びに効果という面でどのように評価しておられるかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 当初予算額1,000万円の頭出しについては、昨年度までの実績を基本に計上したものでございます。また、補正予算額は、1号補正にて1,525万円、3号補正にて1,875万円、今回の6号補正にて2,506万円となっており、5か月いただきますと総額6,906万円となります。

効果についてでございますが、昨年20軒の住宅取得があり、転入が16名、町内在住者が61名でございました。

一方、本年のこれまでの実績といたしましては、転入が27名、町内在住者が36名となっており、昨年と比較して一定の効果が出ていると評価しております。

ただしながら、年度途中でもございますので、今後の状況も見ながら検証を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） ただいま、当初1,000万円の頭出しからかなり予算手当を

されているということでございます。

次に、環境配慮型定住住宅取得補助金については、当初のインパクトはですねマックスで、最大で310万円ということでもかなりありました。しかしながら、昨今の内外情勢を考慮し、引き続く物価の高騰を踏まえると、一定の目減り感は否めないと思います。

また、副次的な効果という面では、今の補助制度の、来年度の補助制度の在り方を見直すタイミングではないかと思えます。それは、町内に住宅を建設したとしても、町内の建設事業者の方々までどのような効果が及んだかということでもあります。まだ年度途中ではございますが、全体の申込件数に占める町内事業者の割合はどうであったかということについて説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） これまでの年度途中の実績と件数に占める町内施工業者の割合についてお答えを申し上げます。

令和元年度の実績が23件に対し、町内業者施工は9件。令和2年度は20件に対して町内は4件。令和3年度は20件に対して7件。今年度現在は18件に対して3件となっております。

町内業者施工加算金を開始したのが本年度からであったことなどを考慮いたしますと、多くの方々に制度の周知を図ることはもちろん、町内業者の営業力に期待をしているところでございます。

○2番（富重幸博君） 町内業者の皆さんの営業力に期待する、それもそのとおりだと思いますが、先ほど、諸物価の高騰について触れましたが、現況として坪単価がちょっと聞いたところによると約70万円にも上るケースもあると。これはいろいろ、中のランクで違うと思いますが、このため、家はつくりたいが二の足を踏んでいるケースもあるようです。

そこで、町内の建設事業者を利用した場合の補助額を、現行の100万円から、あと50万円引き上げて150万円にして、転入者祝い金、外から入ってくる方の10万円を5万円引き上げて15万円にすれば、今でマックス310万円が365万円という形になります。諸物価高騰分の負担軽減と合わせて町内事業者の利用促進に貢献できるのではないかなと。大崎町に家をつくれれば1年換算で最大、毎日1万円を支給されたことと相当する支援を受けられることとなりますよと、PR効果も大きいし、定住策としての他の市町との差別化も格段に図られると思えます。

先ほど18件のうちに3件という町内事業者が建設したのが直近の状況ということ踏まえるとですね、町内で住んでいるんな形で事業税やらもろもろの納税をされている、その業者の方が、できるだけ仕事をとっていただけるような形で、365というのはそこまでというのものもあるかもしれませんが、私はPR効果ははるか

に大きくなると思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 御質問のとおり、物価高騰に伴う建築費の上昇につきましては、非常に憂慮すべき問題であると認識しており、制度拡充につきましても、貴重な御提案であると考えております。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、3年経過後に効果検証を行う計画でございますので、その後の制度の見直しの際の検討材料として活用させていただきたいと思っております。

議員の御質問の中で、ただいまの坪当たりの建築単価が約70万円だとお話がありました。どれぐらいだろうかということで、私も調べたら、全く同じ金額が、70万円ぐらいということでありました。省エネ住宅、あるいはゼロエネルギーハウスとかそういった形で住宅自体が高性能の住宅に方向転換していくということが政府の方針であります。今、新築されている住宅も、ほとんど高断熱といった形で寒さを防いでいくという形で高性能の住宅が出てきております。併せて、現在、諸物価高ということで資材単価も相当上がってきている。したがって70万円ということがありました。こういったところがどこまで続くか判断できないところでありますけれども、やはり、これを考えたときに、通常、坪単価30万円、40万円、50万円で作っていた価格からすると、相当な開きがあって、建築する側も、融資制度はあるものの、返済という面から見ると多額の負債を抱えるということも経済的にも考えられる、そういったものが出てくるのではないかと思って、現在の国のゼロエネルギー政策を注視するところであります。やはり、何らかの考え方をやる必要性が出てくるのかなと思っておりますので、御質問につきましては検討させていただきたいと思っております。

○2番（富重幸博君） 各種支援の在り方についての方向性ということで、次に入りますが、今も前向きに答弁をいただきましたが、定住支援はですね我が町の将来を左右する大きな問題です。そのようなことから、現行の支援策について、常に見直しを進め、人口増対策を強化する不断の努力が必要であります。

これまでの施策に、新たな知恵を織り込んで全体のメニューの充実を図っていく必要があることから、補助条件の改善とかそういうのを、先ほど、最初でお話いただきました家賃補助とかもろもろひっくるめて、トータルとしての引き上げですね、大崎に住むかと思わせるようなですね。

それと、これは我が町の業者さんが消えるということは非常に大変なことなんです。前も一般質問のときにも言いましたが、建設事業者さんの廃業とかそんなにあってはなりません。いざというとき、災害のときなんか大変なことになります。そういうことでも町内の業者に仕事が行くようにですね、そういう面で町長としての

認識をもう一回お尋ねします。

○町長（東 靖弘君） 環境配慮型定住住宅を整備したときに、310万円の中で町内業者が事業施工をしたときにこれだけという形で、先ほど担当課長からも説明がありました。非常にここに期待をしていたところであります。

町外から転入される場合には既に町外で長年住んでいらっしゃる、それなりのつき合いがあったりして、もともと住んでおられたところの業者の方々をお願いをしているという傾向があるようでございますので、そういったことも踏まえながら地元業者の皆さん方へのこういった制度の周知を徹底して努めていきたいと考えております。

○2番（富重幸博君） 今、前向きに町長からお述べいただいたところでございます。

いろんな見直しを、空き家リフォーム補助金とか、2分の1の50万円とか、こういうのもやっぱり見直しをしていかないといけないと思います。

それと、野方の分譲住宅でいろいろ成功事例が、小学校に入学する児童さんも増えたとかいうお話がございます。中沖でですね、これは要望です、中沖小学校の北側に農地をお持ちの方から、町が定住促進の分譲で購入してもらえないかということでの御相談でございました。2筆で5,753平方メートル。ここが学校に近くてですね、非常に便利な場所になります。そういう意味で、是非、検討いただきますよう要望して、この質問を終わります。

次に、デマンドタクシーについて質問してまいります。

交通弱者の実態について、どのように把握しておられるか、最初にお聞きして質問を進めてまいります。これは同僚議員も、また質問してまいりますので、その点はいろいろ割愛しながら説明を進めてまいります。

○町長（東 靖弘君） 交通弱者の定義といたしまして、運転免許は自家用車を持っていない高齢者、子ども、障害者などの移動制約者と認識しております。このような移動制約者である交通弱者は、本町におきましてもいらっしゃることも認識しております。

しかしながら、このような交通弱者といわれる方が日常の生活においてどのような移動手段により買い物などを行っているか、その実態を把握するため、令和3年度に民生委員に依頼しまして、65歳以上の高齢者に買い物等に必要な移動手段の実態調査をし、1,539名から回答を得たところであります。その結果として、74.2%は自分自身の運転で移動ができ、21.3%は家族や知人、バス・タクシーで移動しており、残り4.5%は移動手段はないものの、配食サービスなど何らかのサービスで買い物等ができていく状況であるということでありました。

この調査から、現時点では、移動手段に不便を感じている方は少ないと考えてお

りますが、10年後には団塊の世代が80代に突入しており、移動手段に困る方が増えてくるとも考えられるため、今後も、調査の継続、支援策の検討が必要であると考えております。

○2番（富重幸博君） 実際は困っている人というのはかなりいるんじゃないかなと私は思っているんですよ。そこのところは、また、あともって論議を進めていけばいいと思います。

高齢運転者の免許証の自主返納ですね、これは制度開始以来の実績はどうなっているか。また、最高齢での交付は何歳であったか。ここあたりの説明をお願いします。

○町長（東 靖弘君） 高齢者運転免許証自主返納推進支援事業につきましては、平成25年度から事業を開始し、本年度で10年目を迎えますが、これまでの実績につきまして、令和4年11月末現在で414名の方が申請をされており、その中で、最高齢者は99歳でございます。

○2番（富重幸博君） 内閣府の調査によりますと、やっぱり75歳以上の事故では、操作不良28%、ハンドル操作不適が13.7%、ブレーキとアクセルの踏み間違い、75歳未満が全体の0.5%に対し、75歳以上の高齢者7%、かなり多くなります。

そういうことで、75歳以上の免許返納の今後の動向について、どのような見通しを持ちか説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 令和4年11月末の75歳以上の人口は2,654人で、そのうち運転免許証を返納された方の割合は15.6%となっております。

なお、今後の動向についてでございますが、高齢化社会の進展により運転免許証の返納者も増加するのではないかと予想をしております。

○2番（富重幸博君） それでは、利便性という面からですね課題として思っていることはないかということで、現在の福祉バスに絡んでちょっと運行状況を、まず、最初に説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 福祉バスの運行につきましては、買い物等にも対応できるように終点をダイワに変更したコースで、令和3年8月から10月まで実証運行し、同年11月から本稼働しております。

運行日は、毎週火曜日・金曜日で、火曜日は午前野方・持留コース、午後から菱田・飯隈コースの2便、金曜日は午前横瀬・益丸コース、午後から仮宿・永吉コース、持留・档ヶ山コースの3便運行しており、月当たりの運行便数は、各コース4ないし5便、運行しております。

ちなみに、井俣・中沖コースは火曜日の午後に、実証期間中運行いたしました。

利用者がいなかったため、現在休止中です。

利用実績として、令和3年11月から令和4年10月までの1年間の延べ人数は、火曜日194名、金曜日314名となっております。

○2番（富重幸博君） 利便性という面から課題として感じていることはございませんか。

○町長（東 靖弘君） 福祉バスの利便性の課題としては、2つあると考えております。

1つ目は、多くの方に利用してもらうため、停留所を多く設置した場合、始発から終点まで、長時間福祉バスに乗車することにより、利用者の負担が大きいこと。

2つ目に、自宅からバス停留所までの距離が遠いことから、買い物をした荷物の運搬が大変であることが課題だと考えております。

○2番（富重幸博君） これまで、どのような見直し等を行ってこられたのか。現状の運行体系やらですね、そこらあたりはいかがですか。

○町長（東 靖弘君） 福祉バスの運行見直しにつきましては、できる限り利用者の利便性を高めるため、短時間で買い物などができるようコースを設定した上で、停留所の位置をなるべく利用者の希望に添えるように随時見直しを行っているところでございます。

○2番（富重幸博君） 私は、潜在的な需要というのはかなりあると思いますが、潜在的な需要というものに対してどのようにお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 福祉バス利用者の需要は、現在利用している現状から増減するか不明であります。先ほど申しましたとおり、今後、後期高齢者の増加に伴い増えていく可能性はあると考えており、福祉バスの需要に合わせて随時運行見直しを行ってまいりたいと思います。

○2番（富重幸博君） デマンドタクシー導入の考えについて進めてまいりますが、町長としては、この入口部分でデマンドタクシーというのにどのような認識ですか。

○町長（東 靖弘君） オンデマンド交通の認識についてお答え申し上げます。

基本的には、利用するために予約を行ったときに運行する乗合の交通システムでありまして、バスのように複数人を一度に運べる効率性とタクシーのように利用者の要望にきめ細かく応えることができる柔軟性を持っており、地域や利用者の実態に応じて様々なサービスの形態を取ることができるものと認識しております。

○2番（富重幸博君） 今からはですね、今、国のほうでの調査によりますと、令和2年度国土交通白書、2018年時点で、実際の3割を超える355団体がデマンドタクシーを導入しているんですよ。もう令和4年ですから、約700の自治体がこの方式を採用しています。もう35%を超えているんじゃないかと思います。町長の認識はいかがですか。

○町長（東 靖弘君） 交通機関が不十分な我が大崎町でオンデマンド交通の仲間入りをしていないことは問題があるのではないかと、どのように感じているかということとでございます。

これまで議会において、デマンドタクシーについての御質問をいただいております。その際、本年度実施しております地域公共交通会議において実態調査を行い、デマンドタクシーも含めた検討を行う旨、お答えしたと記憶しておりますが、今年度は、バス利用者について乗降実態調査、高校生や外国人、社会福祉施設も含むアンケート調査、交通事業者へのヒアリングを踏まえ、関係者や有識者にお集まりいただき、公共交通計画を練っているところでございます。

このような状況がございまして、デマンドタクシーがないことに何か問題があるのではという御質問につきまして、特に問題があるものではなく、地域公共交通の1つの選択肢として検討している状況でございます。

○2番（富重幸博君） 本格的なデマンド乗合タクシー導入の研究・検討に着手する時期に来たのではないかと思います。先ほど、地域公共交通会議とかおっしゃいました。本当に制度設計をしても、実際にそれが始まるのは三、四年後になると思いますので、そういう具体的な収支計算やら、相手もあることだから、そういう研究に着手する時期にきたと思いますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 先ほどの答弁で申し上げましたとおり、現在、アンケート調査やヒアリング会議等を通じてデマンドタクシーをどのような公共交通体系が本町にふさわしいのか検討を行っているところでございます。

御質問されましたように、免許証を返納して独り暮らしの高齢者といった方々が地域の中にいらっしゃるということも十分把握しております。その方々の買い物、あるいは日常の生活支援といったところで公共のデマンドタクシーとかいったものの必要性ということについては調査も行ってまいりましたし、必要性というものは認識しておりますので、ただいま、公共交通体系というお話をいたしました。そういったところでも十分そういった理解を進めてまいりたいと思っておりますし、必要性については十分理解しておりますので、進める、御質問にあった、検討し取り組んでまいりたいと思っております。

○2番（富重幸博君） 前向きに取り組んでいただくということで承りました。

ちょっと提案ですね、現在、免許証返納75歳以上ということになっておりますが、若くして白内障もしくは緑内障、もしくは障害とかですね、そういう方々のことを考えれば、75歳にこだわらなくても私はいいんじゃないかと思います。是非、御検討をいただきたいと思っております。

それから、デマンドタクシーについては、目的はもうドアツードア、家まで来て

くれて、どこどこ内科さんに行く、どこどこ歯医者さんに行くというのを、3人乗り合わせれば、1人乗れば600円、3人であれば200円ですから、そういうふうなドアツードアを是非、設計の最終目標で考えていただきたいと。行きたいときに、行きたい時間に、途中の帰る時間を長時間待つことなく帰れる最大の福祉を目指して、そういうのを検討していただきたいと思います。

それと、志布志市のちょいそこ志布志とか、鹿屋市のそういうのとどこかでか時間を合わせて乗り合って、お互いに相互連携しながら、鹿屋市のどこどこ病院、総合病院、行きたいときにも、それに乗り合えるような、そこまでやっぱりAI技術とかデジタル技術を活用した、広い意味の広域連携も設計の中には入れてほしいと思います。是非、そういう方向に進めていただきたいと要望申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（神崎文男君） ここで、昼食のため暫時休憩します。午後は1時から再開いたします。

-----○-----
休憩 午後0時00分
再開 午後1時00分
-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、11番、児玉孝徳君の質問を許可いたします。

○11番（児玉孝徳君） 皆さん、こんにちは。

私は、今回通告いたしました、高齢者福祉について、そしてインボイス導入についての2点をお尋ねいたします。

まず、高齢者福祉について。認知症は、2025年には65歳以上の5人に1人がなるとされています。認知症の人が地域で自分らしい生活を送るには、その人を支える家族を含めた支援が欠かせません。

そこで、厚生労働省は認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域の、よい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す、今年度から認知症の人と家族への一体的支援をする市区町村への補助に乗り出しています。

そこで、本町の認知症の人と家族の一体的支援事業の取組があるのか。あれば、その取組をお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 認知症の人とその家族がより良い関係性を保ちつつ、希望する在宅生活を継続できるよう、公共スペースや既存施設等を活用して、本人と家族が共に活動する時間と場所を設け、本人支援・家族支援により本人の意識向上及び家

族の介護負担感の軽減と家族関係の再構築等を図る目的で、認知症の人と家族への一体的支援事業が、令和4年度から地域支援事業の1つの事業として制度改正が行われたところでございます。

本事業につきましては、開催回数や周知方法などに要件があるため、本町としては取り組んでいないところではありますが、認知症の人とその家族、また別の認知症の人とその家族の交流の場を随時設けているところでございます。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） 厚生労働省ではですね、今、取組をされていないということでしたけど、一体的支援プログラムとは家族の關係にアプローチする新しいプログラムで、家族を1つの単位として一体的に支援を行います。月に1回程度、家族と本人が話し合い、思いを共有し、そして一緒に活動を進め、楽しむことでお互いの思いのずれや葛藤を調整し再構築を図ります。ほかの家族との出会い、自然に關係性の在り方の気付きを得ることができるとしています。本町でも、今後、取組をされるかをお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきまして、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お尋ねの、認知症の人と家族への一体的支援の事業なんですけれども、今、町長からもありましたように、この事業については現段階、取り組んでおりません。

ただ、代わりではありませんけれども、認知症の本人と家族の方々が集まって、家族の会という感じで、ちょっと少ないんですけれども、事業ではありませんけれども、そういう取組は現在しているところでございます。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） 先日、委員会のほうでですね介護施設に入ったら、最高30万円ぐらいかかるというお話もございました。こういった取組をしていくことで、そういった費用のかかる施設に入る方も大分少なくなってくると思います。是非ですね取り組んで、そういった方への負担が町民にかからないようにですね。家族で見るとしたら、それなりの補助金を出していいのかなとは思っております。

それでは、次に、認知症地域支援推進員の役割はどのようなものがあるか、お聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 認知症地域支援推進員の役割として、認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関や介護サービス事業者、認知症サポーター等、地域において認知症の人を支援する関係者と連携することや、地域の実情に応じて認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制の構築が役

割でございます。

本町では、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断及び早期対応をするための認知症初期集中支援チームに推進員を配置し、認知症の人やその家族への支援を行っております。

なお、現在の推進員数は2名でございます。

○11番（児玉孝徳君） 推進員は2名ということですが、それでは、本町の認知症サポーターの現状ですね、それから今後の、やはり、そういった認知症の方が増えていったら、このサポーターの方も増やして行ってほしいと思いますが、増員への取組をお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対し、できる範囲で手助けする認知症サポーターを養成するため、認知症サポーター養成講座を毎年、高齢者いきいきサロンや地域の事業所等、及び各小学校5年生、一部6年生を含む場合もありますが、中学校2年生を対象に実施しております。

令和4年11月末時点で養成講座を受講した人数は、2,344名となっております。今後につきましても、地域で認知症の人とその家族に対し、できる範囲で手助けできる優しい地域づくりのため、引き続き認知症サポーターの養成を行っていききたいと考えております。

○11番（児玉孝徳君） 今後も、そういった取組を進めてほしいと思います。

認知症にはですね家族や地域の方の理解が必要です。先ほどちょっとありましたが、子どもにも認知症に対しての理解が必要になります。

そこで、教育現場で認知症への理解の取組をされているのか、全学年にですね、どのようなことをされているのかお聞かせください。

○教育長（穂園正幸君） 先ほど町長のほうから答弁されましたが、各小学校の5年生及び中学校2年生を対象に、毎年、認知症サポーター養成講座を実施しております。

このことから、教育現場での認知症の理解の取組状況につきましては理解していただいているものと認識しております。手元にサポーター養成講座の感想文がありますが、読んでみたいと思います。

「認知症という病気を初めて知りました。認知症のパンフレットを見て、認知症の人は大変だなと思いました。川畑さんと役場の人の寸劇を見て、1個目で、娘さんがおばあちゃんに怒っていました。その気持ちはとてもわかります。何度も同じことを聞くと、私も怒ってしまうと思います。認知症の人に会ったら、優しく笑顔で接してあげたいと思います」というようなことで、野方小学校の5年生の感想文がありますが、このように、そういうサポーター養成講座を受けて、子どもたちも

認知症の理解の取組をしているということで御理解いただければと思います。

○11番（児玉孝徳君） 小学5年生と中学2年生に行っているということですが、家族の中にですねいらっしゃる場所もあると思うんですよ、4年生までの子どもがいる場所もですね。やはり、そういった場所への周知は、5年生と中二だけで十分なのかということでお尋ねいたします。

○教育長（穂園正幸君） 現在は、小学校5年生、学校によっては6年生もありますが、中学校2年生。御案内のとおり、すべての学年で理解の機会があればいいんですが、教育課程の実数上、主に学校におきましては、特に総合的な学習の時間というのがございまして、その中で福祉教育を推進して、認知症等の理解を深め、認知症に特化すれば5年生と中二ですけれども、それ以外の学年でも、例えば身の回りの高齢者とその方々の暮らしのこと、あるいは支援する介護施設的な仕組みづくり、あるいはそういう支援をする人々はどういう人がいるかとか、そういう幅広い意味での福祉教育というのはいろんな学年で行っているところでございます。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） 今、いろいろな形で各学年行っているということですが、最初申し上げましたとおり、65歳以上の方があと3年後には5人に1人ということで、いけば、ここにいらっしゃる中にも大多数の方が出てくるというような人数ですよ。そういったことになるといわれていますので、もう少し子どもの頃からですねそういったことも周知して、理解を深めてもらうように指導がなされるよう、要望します。

では、次に、同僚議員の質問されました福祉バスの運行についてですね。先ほどお聞きしましたが、利用は多くないみたいですね、それに利便性もよくないようです。思った場所へ、自分が行ける時間で利用できないと、意味がありません。そのような感じがですね、現在、受けませんので、福祉バス以外の手段を考えていただきたいと思います。

では、免許返納についての質問ですが、これはですね今回なぜするかというと、本町の住民の方がガソリンスタンドへ突っ込む事故をされてしまいました。私、ちょうどそこへ通りかかったもので、知っている方でしたので「大丈夫ですか」と尋ねたところ、怪我はなされていませんでした。ただ、車は廃車になったみたいです。そのときがですね土曜日の昼前で、学校がある日でした。もう少し早ければ、子どもの下校と重なっていました。学童へ多くの子どもが向かう現場でした。そのときに、私がおの方に「もう免許証は返納せんといかんじゃせん」と話をしました。そうしたら「もう乗らない。怖くて乗りたくない」と言っていました。しかし、1週間後ぐらいしてからお会いしたときには、「買い物に行けなくて不便も不便、大変不

便だ」と、「だから新しい車を買う」と言っていました。福祉バスもあるよということも言いましたが、「使い勝手が悪い」と。なかなか事故をされてもですね、車がないと不便と考えられているみたいです。

そこで、附帯歩行者支援被害軽減、ブレーキペダル踏み間違い、急発進と抑制装置などが付いた安全運転サポート車を購入する場合や後付けする場合に、国の補助金は終わりましたが、自治体で交付しているところもありますので、本町でも高齢者の方への補助金を考えられないか、お尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 本町におきましても、高齢者ドライバーが増えていく中で交通事故防止対策の必要性は十分理解しております。

令和3年度までは国による安全運転サポートカー購入者に対して補助制度がございましたが、現在、申請受付は終了している状況で、全国では独自の助成制度を設けている自治体もあるようでございます。

今後、先進事例を調査するとともに、近隣市町の動向も踏まえまして検討してまいりたいと思います。

○11番（児玉孝徳君） 是非ですね導入していただきたいと要望申しておきます。

では、次に、そういった交通弱者ですね、買い物弱者への支援について、何かお考えがあるのか、町長、お伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） 買い物弱者への支援につきましては、現在運行しております福祉バス運行の継続・充実を図ることに加えまして、移動販売車の誘致や配食サービスなど、その他のサービスを組み合わせながら支援体制の構築を図っていきたいと考えています。

○11番（児玉孝徳君） 移動販売車などの支援も含めて充実を図りたいと言うことでした。是非、お願いします。

最後に、同僚議員からもありましたデマンド型乗合タクシーの取組について、再度お伺いいたします。私は2016年から、今回で5回目となります。私が最初質問したときには、他の自治体での導入事例を研究し検討すると答えられています。次のときは、どのような方法が望ましいのか、前向きに検討すると答えられています。3回目では、導入の形態の検討を進め、最善の方策を早い段階で取り組むと答えられています。4回目では、本町に適した手段を検討すると答えられています。

その間に、御存じでしょうが、志布志市ではちよいそこタクシー、曾於市ではおもいやりタクシーとおもいやりバスを実践されています。垂水市、始良市、霧島市でも、乗合タクシーと福祉バスの両方を運行されています。

そこで、今までの質問で、それぞれ検討され、結果どうだったのか、詳しくお答えください。そして、今後どうするのか、それもはっきりとお答えください。

○町長（東 靖弘君） 先ほど、公共交通会議でデマンドタクシーも含めて検討しているというところでお答えをしております。そのところは変わらないと思っております。

これまで、過去4回、いろいろ言葉を換えて検討するという形で答弁をしているというところがございますが、今までデマンドタクシーが必要であったり、集落や校区において有志の方々に、白タクの代わりに車を走らせて利用者の方々の利便性を図っていくとか、いろいろ検討はしてきたことは事実です。ただ、1点だけ、どうしても、どうすればいいのかなという迷いがあったのが、町外の病院にかかられる方々、どこまで支援していけばいいのか、このところがなかなか難しい判断でした。

現在、大隅地区の4市5町で公共交通体系の在り方も検討をしたりはしておりますけれども、やはり地域を越えてどうやってつないでいくのかということが相当課題があって、そこでなかなか踏み込めていない。あるいは鹿屋市の病院がかかりつけだからそこまでとなってきたり、志布志市の病院までとか、志布志市は割と近いところですけど、鹿屋市までだとかなりタクシー料金がかかってくる。じゃあ、町内限定のこういった車をそこまで走らせて、利用料の負担をどうするのか、いろんなことは実際検討してまいりました。なかなか結論を見いだせないという状況ではありますが、だけど必要性は高まってきておりますので、このことについては、先ほども御質問がありましたけど、やはり何らかの対策を実際つくっていかねばならないと思っておりますので、それを今、公共交通会議でもいろいろやっているところですので、しばらく待っていただければと思います。

○11番（児玉孝徳君） 今、町長が言われましたとおりですね、町内だけではなくて、町外の病院とか買い物に行く場合も、町内のスーパーとか少ないです、だから隣の志布志市とか行かれる方が多いんですよ。だから、そういったところも含めてですね、例えば車で10分ぐらい走るところまでは200円程度で行きますよとか、そういったことも検討していただいて、近隣市町とも連携を図ってですね是非、運行を取り入れてほしいと思っております。

そういうことで乗合タクシーですね、デマンドタクシーの導入を強く要望して、次の質問に入ります。

来年10月のインボイス制度導入について、これは前回、同僚議員も質問されましたが、まず、消費税の課税事業者、免税事業者の把握はしているのかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 消費税免税事業者数は、9月議会の一般質問でもお答えしましたが、931件でございます。

また、消費税課税事業者数は把握していないところでございます。

- 11番（児玉孝徳君） 消費税の課税事業者もですね是非把握して、わかると思うんですよね、本町に事業所がどれぐらいあるかということはわかると思いますので。また、わかったときには教えていただきたいと思います。

インボイス発行にはですね課税事業者が適格請求書発行事業者として登録番号の申請を行う必要がありますが、これの周知は徹底されているのかどうか、どのような方法でされているのかお答えください。

- 町長（東 靖弘君） 御質問の、制度の周知につきましては、町のホームページや国税庁のインボイス特集ページのリンクの貼りつけや広報紙への掲載を行っておりますが、周知が十分であるとは思っておりません。今後の周知につきましては、インボイス制度の詳細は、毎年12月中旬に公表される税制改正大綱の中で明らかになると認識をしております。

したがいまして、確定した情報によるチラシを用いて、2月からの申告会場で対象となり得る納税者に対し周知を図ったほうが効果的であると判断し、そのように予定しているところでございます。

- 11番（児玉孝徳君） 今、周知は十分ではないという認識をされているということです。確かにですねインボイスという言葉は聞いたことはあるけど、内容がわからないという人がいっぱいいらっしゃいます。大工さんとか一人親方の方、それから小売業をされている方、こういった方々は今まで免税事業者だったんですよ、1,000万円以下は。免税事業者の方は消費税はもらってもいいけど、これを納付しなくてもいいということだったんですよ。これがですねよくわからないと。インボイス制度で、今問題になっているところはですね、私、インボイス制度反対というわけじゃないんですけど、インボイス制度はですね、これが始まることで免税事業者から出された消費税分を値引きしろとか、もうお宅は使わないよというふうに除外される可能性があるんです。というのはですね、大工さんなんか仕入れは別になんですけど、自分の日当とかを請求されるわけなんですけど、課税事業者はこの中の1割を消費税というふうに見なして控除ができていたんですよ、今まで。それが、インボイスが発行できない人を、外注とか、自分の社員でなければ、これが時期なくなるわけです。それだから問題があるということなんです。ですから、皆さんがインボイス制度がわかっていないといけないんです。

ここでですねちょっとインボイス制度について、町長とか執行部の方、皆さん御存じだと思うんですけど、インボイス制度が始まりますということでユーチューブを見られている方もいらっしゃると思いますので、簡単にインボイス制度のことを説明したと思います。

これは国税庁が発行している分です。インボイス制度とは、買い手は仕入れ税額控除の適用のために原則として売り手から交付を受けたインボイス、適格請求書ですね、を保存する必要があります。売り手はインボイスを交付するためには事前にインボイス発行事業者適格請求書発行事業者ですね、の登録を受ける必要があります、登録を受けると課税事業委託者として消費税の申告が必要となりますというふうに書いてあります。さっぱりわかりませんね。次のページにですね仕入れ控除って何ということ、結局ですね、ここに載っている例を示したいと思います。Aさんという方がいて、この方が、ここではぬいぐるみをつくっている会社です、ぬいぐるみをつくって売りたいと思って、ぬいぐるみをつくるために材料を材料業者から仕入れます。この場合に、わかりやすく7,000円仕入れました。Aさんは1万円でそれを仕上げて売りたいと思っているから、7,000円仕入れて、ここで700円消費税を払っています。Aさんはそれを製品にしてぬいぐるみとして小売店のBさんに卸します。1万円で卸します。1万円ですから1,000円消費税が付いて1万1,000円になります。小売業者のBさんは、1万1,000円で仕入れた分を1万3,000円で売りたいと思って1万3,000円で消費者に売ります。消費税が付いて1万4,300円になります。今までは、Bさん、小売業者はですね1万円で仕入れて1,000円消費税を払っているから、消費者、お客さんから1,300円もらった分の1,000円は先に払っているから、300円だけ消費税として納めればよかったです。

ところが、今度のインボイス制度で、Aさんが免税事業者だったら、この1,000円分をAさんはインボイスを発行できないからそれが認められなくなるわけです。1,300円のうちの1,000円の控除ができなくなります。仕入れ税額控除というんですけど、それができなくなります。それですから、1,300円丸々払わないといけない。Aさんに1,000円、本当は払っているんだけど、1,300円またプラスして払わないといけないと、二重課税になってしまいます。

ですから、小売店の人は、Aさんですね、製造業者の方に1,000円分払わないよと、払わないよというのはできないんですけど、この分を負けてくれ、値引きしてくれというのが発生してきます。これは大工さんなんですよ。結局、AさんはBさんの小売業者と取引を続けるためには1,000円値引きするか、あるいは、できないと思ったら小売店が「いや、お宅からはもう仕入れない」ということが可能性が出てくるということが問題なんです、インボイスの。それは大工さんにもいえることなんです。大工さんは、今まで1万円で請け負っていて、実際は建設会社ですね、そこが1万円だけど、そのうちの1割は控除していたんですけど、それができなくなるから、その分を負けてくれと、今度からは言ってくる可能性が大な

んです。だから、同じ金額だったら、インボイスを発行できるところにしか仕事が行かなくなる。そういったところが問題になっているからですね今回質問をしたわけです。

適格請求発行事業者ではない販売店から買ったら、今後もこういうことが出てきます。例えば、皆さんがインターネットで最近購入されますよね、課税事業者はインターネットから購入しているのと同じなんです。インボイスを発行できない場合のインターネットで購入したら、その控除ができません。また、今まで経費で払っていた分の飲み屋とか飲食店などの交際費、タクシー代、代行代などの経費、修繕費、車両費、そういったのやら、先ほど言いました、ほかの業者に委託する外注費、こういったことも仕入れ税額控除ができなくなります。取引を見直さないといけなくなる懸念があるんですよ。

インボイス発行には事務負担が大変増えます。制度に対応していないソフトを利用する場合はインボイス制度に対応した製品を購入するなど、見直しが必要になり、費用がかかります。しかし、適格請求書の交付義務免除の特例もあります。3万円未満の公共交通機関による旅客の運送、卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡、農協等に委託して行う農林水産物の譲渡、3万円未満の自動販売機による販売、郵便切手を対価とする郵便サービスなどがあります。

こういうことを事前に周知し、本町の事業所などが不利益にならないよう十分な周知を行ってほしいと思います。先ほど、確定申告の際にとおっしゃっていましたが、3月までの届出が必要です。今、見直しとかも検討されているみたいですけど、10月からは制度も始まりますので、この辺の周知をしてほしいと思いますけど、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 議員のおっしゃる個別の郵送につきましても検討しましたが、郵送代等の費用の面や、インボイス制度の細部について、国で検討が続いている中での周知は、確実な情報ではないため控えたところでございます。

先ほども答弁しましたが、税制改正大綱が公表され、制度の詳細が明らかになり、国税庁等の公用のチラシが公表された後の広報となりますと、時期的に申告が近い時期になると予想されますので、申告会場でインボイス制度に関係がありそうな納税者に対し広報することが効果的ではないかと考えているところでございます。

○11番（児玉孝徳君） 郵送費はですね、先ほど免税事業者が931件ということでしたので、封書で送っても大した額にはならないと思いますので、是非、1件1件ですね、広報紙とか説明会とかは、説明会には余りいらっしゃらないし、広報紙もなかなか見られない、見てもよくわからないという方が大勢いらっしゃいますので、そのへんはまた検討していただくよう要望しておきます。

政府ではですねインボイスで2,480億円の税収が見込めるとしているんですよ。現在免罪事業者が、適格請求書発行事業者になる場合は、簡易課税よりもっと簡単な計算で消費税の納付ができる要件等もなされています。いろいろな情報をですね事業者1件1件に郵送し、しっかり理解してもらうよう検討するよう要望します。

岸田総理は、来年度から5年間の防衛費を43兆円と大幅に増額する方針ですが、来年度は増税せず、歳出改革やコロナ対策予算の不用分の返納等で補い、2027年度に向けて複数年かけて段階的に増税の実施を検討するとしています。また、2027年度以降については、毎年4兆円の追加財源が必要だと述べ、そのうち3兆円は歳出改革や余剰金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金を新たに創設し賄うとしました。

今朝の新聞にも載っていましたが、残りの1兆円余りをですね防衛費創設所得税1%分というふう増税が書いてあります。増税分の財源には1兆円の法人税、所得税、たばこ税、さらにはですね復興特別所得税の半分ほどを転用し、防衛目的税を導入して振り替えるとしています。今、岸田総理が議論していることはですね新たな脅威に対し防衛能力を抜本強化し、日本人の暮らしと命を守り続けるという話です。責任ある財源を考え、今より国民が自らの責任としてしっかりその重みを背負って対応すべきだと先日述べて問題になりました。我々の責任として訂正をいたしましたが、このようにですね、今後増税が検討され、ますます家計が圧迫されるとしています。私たちの暮らしやすい大崎町になるように、大崎町の事業者、一人親方とかですねフリーランスの方々を含めて、あらゆる手段を検討してもらって暮らしやすい大崎町になるように要望して、私の質問を終わります。

○議長（神崎文男君）　ここで、5分程度、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩　午後1時36分

再開　午後1時40分

-----○-----

○議長（神崎文男君）　休憩前に引き続き再開いたします。

次に、3番、稲留光晴君の質問を許可いたします。

○3番（稲留光晴君）　みなさん、こんにちは。日本共産党の稲留でございます。通告書に基づき、また関連して質問をいたします。私は、大きな質問事項4つについて質問をいたします。

まず、初めに、農業公社についてであります。本町総合計画でも2030年に向けて、農業で稼ぐこと、地産地消で安心・安全なものをつくる方針の取組の強化が

今ほど求められているときはないと考えております。また、農産物、飼料、穀物など地産地消で増やしていくことが、本町にとっても非常に重要な課題ではないでしょうか。農業人口増加と家族農業の後継者問題解決のために、本町基幹産業の畜産を含め、新規就農者を増やす取組が必要です。また、休耕田や耕作放棄面積を減らすこと、ここに農耕飼料作物トウモロコシなどの作付け促進事業も必要ではないでしょうか。

今回の質問の趣旨は、以下5点について。実現できるのかどうか。また、これが住民にとって喜ばれる施策でなければなりません。なぜ、今、農業公社なのか。過去、17年、18年ほど前にも設立の歴史があったようですが、それでは、まず、初めに、組織とその役割は何かを問いまして、最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 農業公社につきましては、本年4月より設立に向けた準備を本格的に開始したところであり、5月にはそお鹿児島農協、鹿児島県農業共済といった農業関係機関に加え、町内農業関係団体の代表者や行政機関である曾於地域畑地かんがい推進センターにも御参加いただき、設立準備委員会を設立し、公社設立に向けた協議を進めているところでございます。

この協議を進めるにあたり、改めて公社設立に関する考え方を整理したところですが、その結果として、公社が担う役割を本町の基幹産業を担う農業者のさらなる経済的かつ社会的地位の向上と、活力ある地域社会の維持・発展を後押しするための事業を担う組織と位置づけたところであり、農作業の受託及び委託、農業機械等の利用貸付け、新規参入者及び事業承継者の育成・支援のための研修等に取り組むこととしており、これらの方針を定めた基本計画を、近く開催される設立準備委員会にて審議した後、正式に決定し、公表することとしております。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 今、町長から、すべてこれからということではないかと思いますが、今後想定される農業公社関連の議案等について、臨時条例、契約、予算、財産、あと期限ですね、令和4年3月から運営開始ということで評議委員とか公社設立準備経費、議案等について説明資料をいただいておりますけれども、今、組織とその役割ということで私はお尋ねをしたんですが、本来ならばちゃんとした資料ですね、ソフトの面での資料、私がお訪ねしたいのは、どういう役割を担って、どういうことをやるんだと、やっぱりこと細かく住民にわかるようにそういうのをつくっていただきたいということなんです。

出資比率が、大崎町が7、JAが3と負担をするという説明でしたけども、やはり、前あすばる大崎と同じく、第三セクターと言いますか、そういう経営となるわけですね。ですから、今後想定される、ここに書いてありますが、公社関連の議

案について議会説明資料などが出されておりますが、過去の教訓を生かして、慎重に一步ずつ進めていただきたいということがございます。また、今後となりますが、事業計画等も、やはり、今申しましたように、ソフト面を詳しく検討していただきたいということですね。従来の機械センターの取組の延長線では私は駄目だと思います。やはり、町長もさっきおっしゃいましたが、いろんな農業の公社というか、大崎町の基幹産業の活力ある発展、持続的発展ということで、ちょっとそこあたりを資料としてですね、こういう組織の役割はこういうことをやるんだと詳しく、これは今後と、今、町長が言われましたけど、過去に、20年ぐらい前、先ほど申しましたが、設立の過去があって、結局取りやめられたのでしょうか。そういったことをやっぱり参考にしてですね役割というのは資料ということでは早急に、私たちが農家の方々から今のこういう経済状況の中で、本町の公社の果たす役割がどういうものかと、こういう相談があったら公社のこういうところに相談してくださいとか、来年、再来年だったら、あつという間に来ます。今の時期こそ、やはりいろんな相談を公社にしたいと、機会の貸し借りでヘルプだけの仕事じゃなくてですね。そういったことについていかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 農業公社の設立ということで、過去のことに触れられたところでございますが、過去においては、当時、農地保有合理化法人といった事業形態があったり、その中での農地集積の問題とか、なかなか費用負担を伴うものが、公社を設立するに当たってはかなりの負担が発生するということがあって実現できなかったいきさつはあります。

今回、農業公社を設立していくということで、当然、機械センターそのものが今後の方針をずっと検討してまいりましたけれども、機械センターについても従来どおり町が管理する中で公社の中に位置づけていこうという形に方向を持ってきているところでございます。

農作業の受委託作業がかなり比重を占めてまいります。現時点で、やはり高齢農業者が多い中でなかなか農業が展開できない、高齢等でなかなか難しいときに、いろいろ受委託作業が依頼されて、現在もロータリーはやっているわけですが、主に農作業の受委託作業などが作業部会の中でもかなり比重を占めてくるのではないかと思います。そういった面でも、高齢者等が農業をしよう環境の支援にもつながっていくと考えております。当然、公社をつくるに当たって農協と連携をするわけですが、農協の財団法人を設立するに当たって300万円ほどの基本財産として必要であります。その出資比率が3割という形だったのかなと思いますが、これは志布志市においても曾於市においても全く同じ条件でありますので、そこについてはそういう意向で対応していきたいと考えております。

公社化する中で、やはり施設園芸にも力を入れていきたいというのが私の思いでもありました。都市圏から地方への農業移住もかなり相談もあるわけでありますので、やはり、公社という安心できる受け皿だけはつくっておいて、そして、いろいろ農業研修を施しながら本町の特色ある農業の一翼を進めていきたいという思いもありますので、本町は基幹産業は農業であります。畜産のほかにも土地利用型農業、あるいは施設園芸農業、そういったことが公社の中で一元化できて進めていきたいと思っています。

11月29日に全員協議会で、今後想定される農業公社関連の議案等について説明をさせていただきました。現在、設立準備委員会を2回ほど開催しております。その中で決まった事項等について、考えられるものについて議案を必要とするものにはこういうものがあって、こういうふうに進めさせていただきます、そしてまた、近々第3回の設立準備委員会をいたしますけれども、そういった中でも具体化していきながら必要なものについての議案提案は重ねていきたいと考えております。12月7日に説明をさせていただいたところでございますが、今後も、この後第3回の設立準備委員会をいたしますので、そこで提案した事項を決議され、議案等が必要なものについては、また随時お願いをしていくという形になってまいります。

○3番（稲留光晴君） 今、町長から答弁がありました。私のほうで4点ほど残された質問条項を続けていきたいと思っております。

本町の農業の持続的発展に貢献できるかと、今、こういうコロナ禍の中で、皆さん、御存じのように、非常に畜産であっても、甘藷をつくっていらっしゃるどころ、また、作物をつくっていらっしゃるどころ、さっき同僚議員がインボイスの質問をしました。こういったときに、なぜ、住民の負担が増えるようなことをやるんだということは、私は断固として許されない、住民にとっていい方針であれば賛成はするけども。そういったところで、今、こういう状況ですから、今後、一步ずつ、議会等に諮られる法案等を考えますと、非常に今後の基幹産業の発展に貢献できるものでなければいけないということで、今、町長がおっしゃいました、これからなんだとおっしゃいまして、私は残された4件の質問をいたしますので、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。2番目の本町農業の持続的発展に貢献できるかということについて、町長の答弁をお願いします。

○町長（東 靖弘君） 現在、設立に向けた準備を進めておりますが、農業公社につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたが、本町の基幹産業を担う農業者のさらなる経済的かつ社会的地位の向上と、活力ある地域社会の維持・発展を後押しするための事業を担う組織として位置づけております。

農業公社が担うこととしております農作業受委託事業や新規就農者研修事業等の

円滑な実施が、農家戸数の減少、農業従事者の高齢化による担い手不足といった課題解決につながり、さらには本町の基幹産業である農業の持続的発展に貢献すると考えております。

○3番（稲留光晴君） それではですね、私が通告書に書いております3番と5番は、同じ相談の中から出したものですが、新規就農者の増加につなげていけるかということなんですが。相談者の中で、新規で畜産とか農業をやるのに、やはり機械等の元手が要るということなんですね。それで、あとトラクター類の農業機械なども高価で買えないと。そこ辺で農業公社についてこういったシステムとか、そこで新規就農者がこういうことを大崎町ではやっているらしいよという、そういうことも周知してですね、農業公社の後見ということで新規就農者の増加につなげていけるかと通告をいたしました。この件について、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 本町におきましては、大崎町農業振興地域整備計画の中で、農業を担うべき者の育成・確保、施設の整備の方向として示しており、今年度より、施設ピーマンを研修品目とした新規就農研修事業を開始しております。

新たに整備する農業公社においても、町が目指す将来像の実現に向け、新規就農者の確保に向けた研修事業を実施するよう、農業公社設立に向けた調査・研究を行う作業部会において協議を重ねており、一層の新規就農者の増加に努めることとしております。

○3番（稲留光晴君） 今、ピーマンの話をされましたが、東串良は東串良産のブランドで出されているんですが。志布志市が農業公社でピーマンの生産量を大幅に増やしたということで、それも農業公社をつくってよかったというふうな話も聞いているんですが。志布志産のピーマンも、東串良のほうに持って行って東串良産のピーマンということで出荷をしているというふうなことを聞きました、私は。志布志産のピーマンじゃなくて東串良のブランドと、そういうふう聞いておるんですが。

今、町長がおっしゃったように、大崎町でもピーマンをつくられるということであれば、やはり東串良がブランドで出されているところに一緒に出されるんだろうなということを今、ちょこっと思ったんですが。その件について、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） それはないと思います。JAそおがやっておりますので、志布志産のピーマンはJAそおのもとで出荷されている。それも新聞で度々、志布志市のピーマンは高収益であったとかということで農業新聞等でも出ておりますけれども、それは東串良町さんで出しているということではないと思っております。今初めて聞いて、驚いたところですが。東串良町は肝属JAでありますので、そちらのほうを通して出荷しているということですので、志布志のピーマンが東串良町のブランドで出るということはまずありません。

○3番（稲留光晴君） 今町長がおっしゃったように、正確性に欠ける発言ではなかったかと思いました。

公社をつくって、ピーマンは志布志市が相当増産できたというのは確かなんですが。それでもって、大崎町もピーマンでどうなんだと、それだけでは私はちょっといかなものかなと考えますけれども。そのほかの野菜とかというのは、やっぱり農業全体として考えていかなければいけないんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 全国的にピーマンを栽培されている地域は限られております。温暖な地域で栽培が主になっております、鹿児島だったり、宮崎だったりとか。そういったことでもありますので、市場の状況も導入に当たっては調査をしてみました。その中で、東串良町のピーマン、志布志市のピーマンはすごく勉強になりますし、ピーマン自体が全国的な栽培の状況でどうなのかというと、暖かい地方に限られているということもありますので、そういった特徴的なもので栽培は可能であるし、持続可能性といいたいでしょうか、ちゃんとできるというふうに私自身は考えてピーマンを選択したことと、農業公社においては農業の事業承継制度の中でいろいろ制度の中で他の品目、果樹等につきましても、事業承継制度の中で取り組んでいく。いわゆる園芸という形で取り組んでいく方向性を示しておりますので、今出ているのがピーマンでありまして、ピーマンは基幹産業として取り組むようにやっていきたい。そして、他の熱帯果樹等についても、そういう方向で進めていくという方向性を持っているところです。

○3番（稲留光晴君） そういうことで、一応ピーマンということで。やはり新規就農者といえば畜産とそれ以外、農産物という2点、新規就農者の方々ですね。大崎町は直近で、毎年、新規就農者の方々は、農業の種目でいえばどういった方がおありですか。

○町長（東 靖弘君） これまで新規就農者においては、畜産が主であります。本町の基幹産業が、収益性も含めて畜産でありますので、その部分においては新規就農があったり、後継者として就農したりということで結果は出ているところであります。他の土地利用型農業等についての新規就農者の実態は、もしわかっていたら担当課長のほうで後ほど答弁いたしますけれども、この3年間のコロナの中で、畜産等においてもなかなか新規就農者が増えてきていないという実態はあるように思っております。そしてまた、先ほども出ました価格の低迷という中で、不安な中で経営に入っていくというところにもちょっと躊躇されていることもあったのではなかろうかと捉えておりますが、徐々に畜産の子牛価格等についても回復していくと、また従来どおりの農業後継者という形では誕生していただろうと考えております。

○農林振興課長（上野明仁君） 新規就農者の件ですが、ピーマンを栽培される方が3人です、甘藷、キャベツで2件、畜産が7件の新規就農者が平成29年からございます。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 新規就農者のほうが畜産のほうが増加しているということですね。

それでは、4番目の、農業で稼げる本町にできるのか。農業公社に全部、私の質問を農業公社でなにもかにもというわけにはいけないというのも、私ももともとだと思いますけども。やはり総合計画でも農業で稼ぐというふうになっているんですよ、これはほかの市町村でもそうだと思いますが。農業で稼げる本町にできるかということについて、お尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 農林水産省が調査する市町村別農業産出額によりますと、2021年の大崎町の農業産出額は342億円で、全国17位の位置にあります。統計数値上では、大崎町は農業が基幹産業であり、農業で稼げる町であるといえます。

しかしながら、部門や品目により所得に差があることも事実であり、このことから、令和2年度に策定した大崎町農業振興地域整備計画において、1人当たりの年間農業所得370万円といった目標を掲げ、さらなる農作業の効率化や稼げる品目の推奨、新たな担い手の確保などにより目標達成に向けた取組を進めることとしておりますが、このような多面的な取組を推進する役割を、農業公社が中核として担うことが、真に農業で稼げるまちの実現につながると考えておりますことから、令和6年の農業公社共用開始に向け準備を進めることとしております。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 今、370万円という数字を町長からいただきました。これは所得で370万円ということですよ。

今年はコロナの関係とか、畜産にしても、飼料にしても20%も30%も経費が上がっている中で、最初の同僚議員が牛のちょっと値段が上がっていると。牛に関していえば、平均でいえば、雌も去勢も、あと10万円ほどは値上がりしてほしいなというそういう実感はあります。ですから、今考えれば、今後、今町長がおっしゃったように370万円の所得ということは厳しい状況かなと。経費がものすごく上がっておりますから、ほとんど赤字の方も、畜産をやっている方は消費税も1,000万円以上売上げがない人も、100に対して60ぐらいの方が多いんじゃないかと。私も、ちょっと知り合いの方々に「収入はどひこぼっかいなっどかい」ということで、12月はこれからせり市があるんですが、「やはり6割ぐらい、それ以下かもな」と、「経費が上がっているからな」というふうな話も聞いて

ています。ですから、農家で稼ぐために、やっぱり持続的に稼ぐために公社でくれぐれも事業計画、ソフト面をですね、何度も申しますが、こういうことも、相談をきたらこういうふうに対処しようというふうな、細かくですね、農林振興課等にもいろんな相談があるというところで協働してそういった、こういう課題にはこういうふうに取り組むという計画をつくっていただきたいと考えております。

それでは、農業機械などのレンタルのシステムはつくれないかということでございます。今、農業機械もですね乗用車、高級車並みの値段、1,000万円を優に超える農業機械、汎用コンバイン、普通のコンバインとかですね、大型トラクターもエアコン付きが当たり前と、エアコンが付くだけで200万円アップという。快適に、高齢者も若い人も農作業ができるという時代になっています。こういったところで、やはり新規就農者の方々が本当にトラクター類の農業機械の購入に多大な元手がかかるので、レンタルができないかという相談を受けまして、今回の農業公社についてのシステムの中で農業機械のレンタルということで質問をさせていただきましたが、答弁をお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） 農業機械の利用貸付けについては、作業受託も含め、現在、公社設立準備委員会の調査研究機関である作業部会において協議を進めており、今後、ニーズ調査により必要な農業機械の導入や機械作業項目の選定、さらには利用貸付けが可能な機会の選定などを行うこととしております。

御質問にありましたトラクター類のレンタルにつきましては、今後、作業部会において、ニーズや管理、運用に関する課題を整理した上で、公社設立準備委員会において決定することとなることから、現時点で即答はできませんが、稲留議員の今回の御質問の意図を踏まえ、今後、作業部会において検討させていただきたいと思っております。

○3番（稲留光晴君） 是非ですね、この作業部会で実現できるように、町長、よろしく願いをいたします。

私も相談されました方に、今回の一般質問でこういうふうに町長が答弁をされたから、100%ではないかもしれないけども、期待が持てると、そういうふうに申し上げたいと思いますので、重ねてよろしく願いいたします。

それでは、2番目のごみ回収について。資源ごみ収集のですね回数を増やせないかということですが。プラスチック、ペットボトル、アルミ缶、現在は収集日は、毎月第三木曜日、今日なんですね。私も今日出そうと思ったら、また忘れまして、ちょっと困りましたけども。これも、長い間、収集回数を増やしてもらえないかというそういった相談はいろんなところで出ているというふうに聞いております。やはり、最低2回はできないかなというふうに思っていますが。家の中はですね、う

ちは建物はでかいけれども中は狭いもんだから、もうめいっぱいになるということですね、2回の回数を増やしてもらえないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 資源ごみ収集の回数を増やせないかという御質問であります。

施政方針や3月議会でもありましたように、環境学習拠点施設を整備することで、分別がわからない方などに丁寧に説明することで理解を求め、出し忘れた方の資源ごみの受け入れにも対応できる体制を整備していきたいと考えていますので、衛生自治会の構成員である地域住民の声を聞きながら、前向きに進めていきたいと思えます。

○3番（稲留光晴君） 地域によっては衛生自治会によって、公民館長さんとも相談して、そこで決められていらっしゃる、町内でもですね、そういうところもあるんですよ。

私は下三文字ですから、松岡金物店の裏のほうの、そこは生ごみですが、上床歯科のあそこで資源ごみは回収しておりますけど、地域によって地域差があるんでしょうか、町長。住民課長のほうにお願いして、増やせつくれんけとお願いすれば何とかならんでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 一番最初に分別を開始するときに、分別は収集所において立ち会い、現在も協力員がいて立ち会いをしているわけでありますので、立ち会いを月に2回にしたときに、立ち会いができるところは可能だということを決められていたと伺っておりますが、現時点で立ち会いをされているかどうかわかりませんが、今回、プラ、ペットボトル、アルミ缶の資源ごみの回収増ということで、再三提案も受けております。

これまで衛生自治会と協議しますということで返事をしておりましてけれども、そういった通り一遍の返事も非常に反省すべき点ではなかったのかなと思っておりますので、御意見を踏まえて、そしてちゃんと我々でそういう方向性を検討しながら、また、衛生自治会にもそういう協議をこちらのほうでも進めていきたいと思えます。

○3番（稲留光晴君） 衛生自治会に伺うというか、町長の権限といいますか、衛生自治会にと言われますと、私たちは住民からの相談事は議会という中で行政に対して、町民から言われたことが解決が遅れる、難しいやり方になってしまう、町長がおっしゃいました衛生自治会と相談するとかね。衛生自治会がすべてやっているからできないとか、できないということではないんでしょうけど。やはり、行政として権限としてですね、衛生自治会がされているだけけれども、もうちょっと私たちが住民からいろいろな相談をごみ問題でも聞いたときにですね、町長が気持ちよく私た

ちに答弁していただくようなですね、そういう仕組みと申しますか、衛生自治会に関していえばですね、そういうふうにやっぱりお答え願えないかなど。何か宙ぶらりんだったり、ふらふらしているような、そういう受け答えになってしまうんですね。ちょっと、そこ辺をしゃきっとお答えください。

○町長（東 靖弘君） 先ほどもお答えしたところなんですけれども、いろいろと前向きに検討してまいりますということでお答えしたところであります。

その中で、現場の収集については衛生自治会が担っておりましたので、そこもそういう話はいたしますということです。今回、いろんな中でいろいろと御提言もいただいております。その中で、我々も考えるべきところがあります。そしてまた、自治体の長として衛生自治会の組織にちゃんと提言をしながら、こういうふうに変えていきますとか、それで協力をお願いしますとかいうことはちゃんとやっていくべきだろうと思っておりますので、いろいろと御意見も伺っておりますので、どういふふうの実現できていくのか、ここは前向きに検討してまいりたいと思います。

○3番（稲留光晴君） 是非、私のこの要望をですねお聞き届けいただければと思います。

それでは、3番目に入ります。障害のある方への手当について。国の特別障害者手当の基準を示していただきたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） 御質問の、国の特別障害者手当の基準ということでございますが、まず、この手当の目的といたしましては、精神または身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的・物質的な特別な負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図ることを目的にしています。

基準と申しますか、支給要件の主な要件を申しますと、身体障害者手帳1級または2級程度の障害が2つ以上ある人、または重度の精神障害・知的障害と重複している人ということになっております。なお、現在の手当の月額額は2万7,300円でございます。

○3番（稲留光晴君） 特別障害者手帳を今、示していただきましたが、本町にこういう方はいらっしゃいますか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問は、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 本町で特別障害者手当を受給している方の人数という認識でよろしいでしょうか。今年12月現在において、15名の方が受給されております。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 15名の方がいらっしゃるということですね。

あと、障害者手帳がない人、寝たきりの高齢者は特別障害者手当を受給できるのかということでお尋ねをしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 特別障害者手当の支給要件を具体的に申しますと、1つ目が20歳以上の在宅であること、2つ目が身体障害者手帳1級または2級程度の障害が2つ以上ある人、または重度の精神障害・知的障害と重複している人、3つ目が重度の身体障害・精神障害・知的障害があり、長期にわたり絶対安静や介護が必要な人、最後に、上記の者と同程度以上の状態にある人とされておりまして、障害者手帳を所持していなくても、診断書により著しい重度の障害と認められる場合、対象になることがあります。

このほかにも、所得制限や特定の施設に入所していたり、医療機関に3か月以上入院している場合などは、本手当ては支給されないことになっております。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 了解いたしました。

それでは、町独自の手当というのは、どういうふうになっているかお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） 町独自の手当はどうなっているかとの御質問でございます。2つほど事業がございますので御説明いたします。

まず、1つ目の事業ですが、在宅寝たきり老人等介護手当でございます。この手当は、在宅の寝たきり老人及び重度障害者を介護している方に対して支給しております。手当の額は、月額5,000円となっております。

次に、2つ目が、介護用品給付事業でございます。この事業は、要介護4または5の介護認定を受けた在宅の高齢者等で、町民税非課税世帯に属する方を同居により、現に介護している家族に対して、紙オムツなどの介護用品を給付するものでございます。給付は、月額1人当たり3,000円までとしております。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 了解いたしました。

それでは、最後にですね4番目に入りますが、災害時の防災無線放送についてという題目でございます。今年台風14号は非常に強かったですね。その中で、私も知り合いの奥さんから「役場からの情報がない」と、意見というより苦情を言われたんですけどね。この件について、どう考えていらっしゃるかどうかをお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） 令和4年9月17日から18日にかけて鹿児島県に上陸した台風14号の影響により、暴風波浪高潮特別警報が発表され、本町も甚大な被害が懸念されたことから、16日夕方から、台風警戒や避難指示、避難所開設情報をはじめ、台風通過後は停電情報などを随時、防災行政無線等を活用し住民の皆様に提供

したところでございます。

御質問の、個別受信機からの放送が聞こえなかった可能性としましては、当日の気象条件などにより電波の受診状況が悪くなった可能性や、停電時に乾電池を内蔵し個別受信機が作動するため、乾電池が切れていれば電源が入らないことから、放送が受信できなかった可能性が考えられます。もし個別受信機に不具合がある場合は、総務課で、随時、修繕や交換を行っておりますので、気軽にお問い合わせいただければと思います。

また、非常時には、速やかな情報取得が重要になってまいりますので、引き続き、住民の方へ、日頃から個別受信機の受診状況の確認・点検の必要性についての周知を図ってまいりたいと考えます。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 防災無線の放送についてと、そういう設問なんです。停電も2日ぐらい続きましたよね。台風の風が落ちていて、あとも停電が続いたわけでございますけども、そのときも屋外スピーカーというのは停電になると電波が送れるようになっているのでしょうか。電波塔自体に蓄電池というか、そういうのがあるわけですか。

○総務課長（上橋孝幸君） 外部無線のことについての御質問かと思いますが、外部スピーカーについては、停電中も情報は伝達されるものと理解しております。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 私は苦情をいただいたのはですね「情報は何も入ってこないんですよ」というふうな苦情で、停電になれば、結局、防災設備も電気がないわけですから使えないと。ましてや、自宅の屋内用受信機も停電になれば、本来はそういうときは電池に切り替えるはずがならないと。今、町長が言われましたけど。それで何もわからないというふうなことなんでしょうね。風が強いときは外なんか出れない。私も総務課のほうに携帯で電話をして、かみさんと二人で避難をせんないかなんという気持ちになって電話をしたら、体育館と保健センターはめいっぱいだと、もういっぱいになっていますよと、そういう返答なんで、結局、風が強くなったから何もできないという状況でしたので止めたんですが。台風通過後ですね、天候回復して、停電が2日以上続いたわけですよ。ここで、やはり求められるのがですね、町内の状況等、公用車で巡回をする、情報を住民に知らせることができたんじゃないかという、その奥さんは後々になったらそういうこともおっしゃいました。私は防災無線のそういう情報だろうなと思ったら、後で公用車でそういう巡回もすべきじゃないかというふうに、風が抜けて停電が起きている中でも、そういった巡回はできないかと最後、いわれましたけども、その件について町長のお考えをお聞

かせください。

○町長（東 靖弘君） 無線が通じなかったということでもありますので、その点についてはおわび申し上げたいと思います。やはり、今、早めの避難とかそういった情報を出すように心掛けております。したがって、台風が襲来してくるという時点で、コースを見ながら、早め早めに避難情報を出しているというのが現状でありますので、その時点は停電にはなっていないわけですから、テレビがあったりラジオがあったりしたらそういう情報をキャッチしていただければ本当にありがたいなと思っております。

それと、台風通過後の情報について、公用車等ということではありますが、やらないというわけでもありませんけど、台風が通過したら、職員は全部一斉に出払って、それぞれの集落に行って災害の実態調査をやって、そして災害があれば現場に行って木を切ったりとかいろんなことをやっているのが実情であります。それで、台風通過後、すぐさま動けるかということ、そのところはなかなか厳しいものがあるように感じております。電気等がついてきているのであれば、通過した後ですから災害がどうだったのかと、集落等を回ったりしておりますので職員も把握できると思っておりますが、台風通過後において、そういった今の状況を流すべきということで、そういったことも九電、NTTと協議をしながら、そういった問い合わせがあったところにはこういったところに連絡を取ってくださいという情報提供をしているという状況であります。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 私に相談があった方はですね、公用車でも回って走れるだろうというふうにおっしゃいましたので、町長にお尋ねをしたところでございます。今後もそういった件に関しては、いま、町長がおっしゃったところまでというふうなことでございますか。最後にお願いします。

○町長（東 靖弘君） 台風通過後の住民への情報提供ということでの御質問に対しましては、そういった情報提供ができる分についてはなるべく努めていきたいと思っております。

○3番（稲留光晴君） やはり、災害時というのは、皆さん、先ほど言われましたけども、乾電池も常時、完璧である、自動的に切り替わる、それで、また、みんながみんな、そういう災害の情報もびしゃっと聞いているかということ、聞いていらっしやらない方だっというらっしやるわけですね。ですから、そこ辺では個人の責任を持って自己の管理というか、早く避難をしてもらうということも当然、住民のほうにも周知してもらうことも大事だし、こういった方々にも後で公用車で、できることならそういった状況ということも知らせていただきたいということでお願いをいたしま

して、私の質問を終わります。

○議長（神崎文男君） ここで、暫時休憩いたします。次の再開を14時

-----○-----

休憩 午後2時35分

再開 午後2時45分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、8番、中山美幸君の質問を許可いたします。

○8番（中山美幸君） 私は、12月2日に提出いたしました質問要旨に従い、質問することについて、現在、議長に許可をいただきました。

本町のリサイクル事業に密接な関係のある2つの項目、それから、生徒の通学について、町長及び教育長の見解を求めていきたいと思っております。また、一般質問は、大崎町議会のルールに従い、提出した質問事項に異なった質問や関連のない質問や唐突な質問は、議長より注意がなされることになっております。私は、今までの質問において、このルールから逸脱した、議長からの注意を受けたことは一回もなく、今回も大崎町議会のルールに従い、質問をいたします。

本町では、長期にわたり、日本一だと呼ばれるリサイクル事業が行われ、住民も協力しております。このことは素晴らしいことだと思いますが、この事業すべてが環境によいことなのか、互いに改めて考えてみる機会としたいと思っております。

そこで、町長にお伺いいたしますが、本町のリサイクル事業が、誰しものが認める、環境に負荷を与えない活動なのかを問い、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問で、本町のリサイクル事業が環境に負荷を与えていないのかとの御質問であります。

具体的に書類をつくって、こういうふうにしてお答えは、今までの質問に対しての1回目の質問でお答えできないかもしれませんが。ただいま中山議員が説明されましたように、本町はリサイクルをずっと取り組んできておりまして、大体25年目を迎えているという状況であります。

リサイクルの取組のいきさつということについては、議員も十分御承知のことです。その中で、現在、地球温暖化の防止、脱炭素に向けた取組、あるいはSDGs、ESGとか、いろんな企業の方々も環境政策に力を入れておられるところでもあります。

本町のリサイクルがどれぐらい影響を与えているか、あるいはどれぐらい効果があるかということにつきましては、SDGs推進協議会においても専門家の方々にその調査を依頼しながら、最終的に結論が出ているかどうかは把握しておりません

けれども、現段階でお伺いしている段階では、脱炭素に向けた取組としては4割近い効果が上がっているという報告を聞いたことがあります。

また、リサイクルをやっている反対の方向で、マイナスのといいましょうか、そういった面の負荷は与えていないかという御質問でありますので、ただ、プラスがあればマイナスもある、そういった要因はどうしても出てくるわけであります。マイナスの面がどういう状況であるのかというところまでは、まだ全然つかんでおりませんので答弁とならないところでありますが、以上であります。

○8番(中山美幸君) 今ですね、エコだといわれている商品、いろんな産業の中で言われておりますが、大企業の中でもありました。環境によいといわれている商品が、実はサービスの高価だとかそういったものを実証として確かめたところ、効果的なエコ、環境保全に対する効果を追求する動きといいましょうか、そういったものが現在、広がってきておまして、世界ではそういった実体が伴わない商品。例えば本町でいいますと、実体の伴わない環境事業がグリーンウォッシュと呼ばれる。登壇されまして、町長のほうでお答えになりましたけれども、本町のマイナスの部分が、まだ明らかではないというような答弁だったと私はお伺いしております。そうなりますと、大崎町のリサイクル事業については、ある一部の部分でグリーンウォッシュと呼ばれる可能性があるんじゃないかなというふうに私は考えているんですが。町長は、グリーンウォッシュという、世界的に、もう20年ぐらい前から言われていて、私も何回となくそれに近い質問をぶつけたこともあります。ごみの問題、リサイクルの問題について、そこで私は議論したこともございます。そういったところを考えた上で、町長はマイナスの部分、世界的にグリーンウォッシュ、著名な大学の教授なんかも、今、これを論文として上げておられますが、そういったことを考えたときに、町長はどのような見解をもっていらっしゃるのか、まず、お伺いします。

○町長(東 靖弘君) 今回質問を受けて、通告がグリーンウォッシュをいうことでありました。通常、なかなかなじみのない言葉で、また、私は知らない言葉でありましたので、それを調べて見ました。中山議員の御説明にありますように、うわべだけ環境保護に熱心に見せること、グリーン、そしてホワイトウォッシュ、ごまかす、うわべを取り繕うということのを合わせた造語でグリーンウォッシュということで、主に企業の広告や企業活動などに対して使われるということが書いてありまして、有名な企業等がこの判例の中に出ておりましたので、グリーンウォッシュについてはこういうことなのかということに理解といいましょうか、質問を受けて勉強をして、少しわかったところだというふうに理解していただければと思います。

本町のリサイクルが、当然、マイナスの面も出てくるのではないかというお話を

しながら、ただ、データとしてはわからないというふうに説明いたしました。我々が取り組んできているリサイクルの中で、これはずっとやり続けていくと、その中でどれぐらい温暖化に後見しているのかという、いわゆるプラスの面を調べていただいております。ただ、各家庭でリサイクルしていただいて、それを回収して、そして、それを出していると、いろいろ用途に応じてやっているというところでありますので、最終的な段階のことも把握しておりませんが、もちろんマイナスも把握していないわけであります。ただ、一般的に考えていくと、農業の面でも、生産する面では一方では、やはり二酸化炭素を排出している分があったり、それはマイナスの面であったり、あるいは林業にしても、酸素を吸入して二酸化炭素を排出するというプラスの面、マイナスの面とありますので、本町のリサイクルのデータではマイナスはつかんでおりませんが、生産活動をする中では絶えずプラス、マイナスは出てくるのではないのかと思っております。

○8番（中山美幸君） 町長は、今、生産活動についてお話をいただきました。プラスとマイナスが出てくるのは当然ですよ。ところが、本町ではリサイクル率日本一ということを広く住民と言いましょか、国内で出されておりますよね。そうした中で私が心配するのは、やはりそういったグリーンウォッシュという考え方が、いろんな著名な大学の教授等が論文として出している。それがもっと世界に広がった場合に、大崎町のリサイクルは本当はどうなんだということが問われたときに、それに対応できるだけの能力、そして、これは本当に私たちは、今、皆さんが考えているような環境問題について、世界的にいわれております環境問題について、すばらしいことですよとはっきりとものが言えるかどうか。町長、そこなんです。そこを町長はどのような形で把握をしているのか。マイナス面についてはまだ把握をしていないということをおっしゃいました。

例えば、今、廃プラスチックなんかは洗いますよね。洗って原料として出しておりますが、出したものがどういった形でリサイクルされたりリユースされたり、そういった形になっていくのか、製品になっていくのか。そういったところまで追求することが本町の本当のリサイクル率日本一、リサイクル率なんです、これは。我々の、今、間違われているのはリサイクル率ですよ。製造されたものにどれだけのものが回収されたかということ、その数式によって比率が出てくるわけですから。そこを真剣に考えないと私はおかしいんじゃないかなというふうに思っているんですが。本町でよくペットボトル、食物の入ったトレイ、そういったものを洗浄して出すということ。もうそこで、町長、マイナスの面が考えられませんか。何がマイナスかということを考えられませんか。

○町長（東 靖弘君） SDGsにおいては、社会、経済、環境ということが主になっ

ておりますので、その調和を取りながら社会を発展させていくという、これがSDGsの基本理念であるだろうと私は思っております。

ただいま、トレイ、ペットボトルを洗浄することについて何も考えられないかという御質問でございますが、それを毎日、毎日繰り返してくと、水の問題は当然出てくると思っております。そこから排水を伝わって河川に流れていくということも考えられる。量がまとまってどれぐらいいくかで大分違ってくるんでしょうけども、全家庭がそういうふうにやっていたときに、河川へ流れたものが流れていったときに河川汚濁とかにつながるのかどうか、あるいは、当然、量的なものがありますので。そうしていくと、例えばSDGsの中では水の豊かさ、海の豊かさ、陸の豊かさ、環境と、そういったものが非常に問われている中で、そういったところまで影響を及ぼしていくのかどうか。通常、持続的に1つの流れを推察したときに、洗う行為によって、もちろん労力もですけれども、水道料金のこともそうなんですけど、それがたくさんの状況だったときの排水を考えたときに河川へ流れていく、そういう1つのシステムといいたいまいしょうか、そういうふうになっていくのかなと思います。

○8番（中山美幸君） 今、町長が答弁されましたようにですね、例えば水で洗うぐらいだったら、まだいいんですよ。トレイなんかの場合は、油分がついていた場合には洗剤を使うんですよ。町長、洗剤の原材料は何だとお考えでしょうか。もう、御存じだと思いますけど、確認の意味で。

○町長（東 靖弘君） どういう油かわかりませんが、やはり原材料というのは油が中心になるのではないかと思います。

○8番（中山美幸君） そうなんです。洗剤という形に変えた油なんです。それが川に流れていく。下水道が完備されているところはよろしいかと思います。合併浄化槽なんかにおいても多少は還元されるでしょうけども、そうでないところ、かなりあるんじゃないですか、うちの町では。そういったことを考えることも1つの、本当のリサイクルということの裏付けになってくるんじゃないでしょうか、町長。そういったことやら、それから、原材料として収集されましたそれが、先ほども若干触れましたが、マテリアルなのかケミカルなのか、サーマルなのか、そういったリサイクルのやり方。大崎町で集めた、今、ペットボトルに突出して話をしていますけども、それがどういう形で使われているのか。本当にそれが我々の衣類とかビニールだとかそういったものになって出てきているのかどうか。それは本町の環境当たりはしっかりとそこを把握しておいて、住民にそれを知らせる、そういった私は政策も必要じゃないのかなというふうに理解しているんですよ。

ペットボトル協会の出しているいろんな資料を見ますと、84%がケミカルなんです。我々はリサイクルだと思って回収をして出していますけども、その84%

はケミカルです。そして、今までに中国が輸入していた部分、それがここ二、三年の間に輸入・輸出ゼロになっているんですね、統計的に見ると。そういったところを考えたときには、本町だけではなくて日本全体でもかなりグリーンウォッシュという見方が出てきているんじゃないかなと思いますが、町長、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 事例を見てみましても、企業等が環境にいい製品という形で販売をしている中で、実は違っていたということで、いろいろと裁判になったりという事例がありますので、グリーンウォッシュの持つ意味というのは非常に大きなものがあると思えることができます。

本町のリサイクルについては、分別していきましょうということでずっとやってまいりましたので、いわゆるプラスの方向だけを考えてまいりました。今、議員さんがおっしゃいますように、そういった反対の面から見たときのマイナスの面について、深く考えたこともないし、それに対して対応してきているわけでもありませんので、やはり、今後、こういったことに対しての、あるいは研究者の方々に伺ってみることも、また自分たちもそういった専門的なものを開いて勉強してみることも、そういったことは非常に必要性があると思えるので、御指摘を受けたことにつきましては勉強していきたいと思えます。

○8番（中山美幸君） グリーンウォッシュの見分け方、町長もインターネット等で調べられたということでお話をいただきました。

10ぐらいあったと思うんですよ。インターネットに出ているのも10項目ぐらいのグリーンウォッシュといわれる項目が出てきたと思うんですが、私はその中に特出すべきものが2つか3つかあったんじゃないのかなというふうに理解しております。

まず、1つは、環境にやさしい製品を販売しているということですが、環境にやさしいリサイクル活動をしているが、裏で悪いことをしている。もう1つ、第三者機関もしくは賛同を得ているように見せかけて、自分たちだけでやっている。それと、先ほど町長がまだ検証していないということをおっしゃった、証拠がない。これは大事ですよ。実証された証拠がないということです。本当にこれがリサイクル日本一といわれるようなリサイクルなのか、そこの実証した数字、それもないということです。客観的に見られたり、環境省がそういった関係でほかの自治体としてもこういうふうにしたらいいですねというようなものをして表彰した、それを元に、それが証拠だとおっしゃっているのかどうか。その証拠について、どのような考えをお持ちなのかお示しをいただきたいと思えます。

○町長（東 靖弘君） これまでリサイクルに取り組んでまいりました。そして、SDGsの取組も、それにつなげてまいりました。

リサイクルについては、今の法律の中でも容器包装リサイクル法、プラの資源循環促進法とかいろいろ法律が制定されておりますので、そういったことをもとにして我々もリサイクルに取り組んでまいりました。大崎町の取組が国内から高い評価を受けている、全国の関心のある自治体等から見ても、共生協働でやっているリサイクルについては高い評価を受けている。これを全面的に出して、捨てればごみ、分ければ資源という形で大崎町は取り組んでおりますということを我々はアピールしてきておりまして、その面では高い評価を受けてきていると思っております。そのことについては間違いないと思います。

先ほども述べましたけれども、生産活動の中では必ず反対のほうから物事を捉えて、その結果はどうだということは出てくるのは当然でありますので、そこについては私は詳しい知識もない、調べたこともないということで、マイナスの面はわからないとお答えしたところであります。それが大崎町の取組がどれぐらい影響しているのか、そういったことをどうやって捉えていけばいいのかも、またひも解いてみなければわからないところであります。

先ほどケミカル、あるいはマテリアルという意見もございました。本町がリサイクルセンターを通して出荷しているものが、最終的にどういうふうにして利用されて、リサイクルとしてよみがえってきているのか、あるいはそうでないのか。最後の最後の段階はどうなっているのかと、1、2、3、4、5あるとすれば、4、5の段階はどうなっているかというところまでについては私もそういったところまで確かめているわけではありませんが、リサイクルとしては取り組んでいる、あるいは再生できるものはしているだろうと思うし、最後の最後の段階まではなかなか確認できていないという状況です。

- 8番（中山美幸君） 本当に、町長、日本一を目指す、日本一だということを主張していくんであればですね、私はそこまでやって、本当の日本一を目指しましょうよ。私はそれが日本一だといわれるゆえん、胸を張って私たちのところは日本一なんですよといえるような町にできること私は望んでいるんです。片方では住民に負担をかけている、合意性のない、先ほど申しました第三者機関の云々ということ、最低でも町民の賛同を得られていない部分、そういった部分も私は負の部分だというふうに理解していますので、先ほど同僚議員も分別の問題について、収集の問題についても質問しました。また、明日もあるようですけれども、そういったところもですね提案があるんであれば、午前中、同僚議員が言いました、砂が漏れるようなことではいけないんじゃないですか、ものすごくいい言葉ですよ。一人一人の住民の意見を酌み上げていく、それがたった1つであっても聞いていく、それが住民自治だと私は理解していますし、そこが本町のエコ活動、そういったものにも私はつ

ながりがあって、もっと幅が広がってくるんじゃないのかなというふうに理解しておりますが、町長、そういったところについてはどのような考えをお持ちですか。

○町長（東 靖弘君） 負の面があつてはならないということで、それは当然そうであります。

SDGsが宣言されて、誰一人取り残さないということが出ました。それは発展途上国の人たちを主に捉えたような形でよく表現されておりますけれども、やはり17の項目の中で169のターゲットの中でそれぞれができることは全部つながっているわけですので、そういうつながりを大切にしながら、このSDGs、社会、経済、環境を伸ばしていくということが非常に大切なことであります。

本町の取組について、ただいま御指摘いただいた、同意を得ていない部分といった御意見もあったところではありますが、皆さんに賛同いただける、協力いただける、そういう環境づくり、それこそ共生協働の地域なので、そういったところについては御指摘のとおりであります。そういったことを大崎町の取組を評価して協力していただけるような方向での進め方、そういったことは当然やるべきだと思っております。そういうふうな理解を私はしております。

○8番（中山美幸君） 今、SDGsの問題について、町長が若干答弁されたんで、私はあらつと思つたんですが。誰一人取り残さないというのは発展途上国をいつているんじゃないんですよ、町長。それは偏見といいましようか、我々住んでいる日本が発展途上国といわれる国よりも優れているということをいつているようなことなんですよ。そういったところが、町長、今回の私の質問した趣旨、そういったところにつながっているということを考えていただけるんだつたら、私はそういった発言はなかつただろうと思つます。いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 言葉が足りませんでした。よく、そういうふうに捉えられがちですが、やはりSDGsの中では全部がつながっているからということで、そういう表現をしたところでもあります。それを差別という形でそういう考えを持っているのでは、当然ありません。それぞれが地域の中でできることをやっていく、それがSDGsの理念でもあると思つております。まさしく、お互いに共生協働で世界の未来を築いていくということが真の姿であるだろうと思つております。言葉が足りなかつたところは、本当に済みません、申し訳ありませんでした。

先ほど、お互いに町民が賛同する中で日本一をお互いに目指していこうという、大変貴重なありがたい御意見をいただきました。そういったことを胸に置きながら、ちゃんと皆さんがリサイクルに対して取り組んでよかつたと言つていただける、取り組んでいくという姿勢を、多くの町民の皆さん方が培つていただけるような努力は当然やるべきだと思つます。

○8番（中山美幸君） グリーンウォッシュについては、もう1点ほど、町長にお伺いします。ふるさと納税のことについて、町長は、リサイクル事業によって増加したとよくいわれております。ところが、その反面、ふるさと納税の商品を出していらっしゃる事業者の方々の努力、私はこれもかなりあると思うんですよ。リサイクルがあるから、そのリサイクルによって増額した部分、ふるさと納税が増額した部分の数位的なところを示していただけませんか。

○町長（東 靖弘君） そういった数値をもっているわけではありませんが、ふるさと納税をしていただく方々の中で1つ1つのアンケートを取っているわけですので、その中でリサイクルのまち大崎町に寄附をするという項目もありますので、それを活用させていただいているという状況であります。

○8番（中山美幸君） だから、もうちょっとそこらあたりでそういった事業者の努力といえましょうか、そういったところも評価していただかないと、リサイクルが日本一だから、それによってふるさと納税をしましたという方々は私はその比率から言うとそんなに多くはないんじゃないだろうか、そしてまた、その商品に対して魅力を感じているから本町のふるさと納税が増額になってきているというようなことではないのかなというふうに理解していますし、商品券を出されたことは私は非常によかったと思います、商工会長としても非常に評価しておりますが、その中に、「リサイクルありがとう」という文字が書いてありますよね。あの商品券、それから某団体が出しました折り込み、町報の中に入っておりましたけれども、リサイクルをやったからふるさと納税が増えた、それからリサイクル奨学金が発生した、そんな文言が入っていましたね。それが、だから言っているんですよ、本当にそうなんですかということです。あれは国・県の補助事業が入ったり、ほかの事業の助成金が入ったりしたんじゃないんでしょうかね。私はそういうふうに理解しているんですが、ちょっとそこら辺に、余りにもそこを使いすぎた部分、町長、反省する部分はございませんでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 事業者の方々が商品を提供することによって本町のふるさと納税が上がっているということは事実であります。ただいま御指摘をいただきましたそういったことにつきまして、事業者の方々への感謝の言葉も足りていないという思いも、反省するところでもありますし、やはりそういった方々のおかげでこういったリサイクルありがとうも発行することができたということで、そういったことはまた改めて、これからの会合の中で述べさせていただきたいと思います。御指摘いただいて、本当にありがとうございました。

○8番（中山美幸君） 先ほども申しましたように、本当のリサイクル日本一、私はそれを望みますので、そういった方向で頑張っていきましょうよ。それが私は本当に

住民に対して、日本国に対して、今やろうとしているインドネシアについても胸を張っていけるんじゃないですか。そうでないと、ただ、JICA事業を受け取ってやったと、JICA事業を始めるときにも私はその企画書も誰が書いたんだということも追求したはずです。そしたら、本町の方々は出せなかったじゃないですか。それは私はそのときにも推測しましたよ、これは推測ですから非常に失礼かもしれませんが、JICA事業の方々が書いたやつに大崎町の印鑑をつけて出したんじゃないだろうかなというような推測もいたしました。そういったことがあってはならないんですよ。そういったことが本当に本町の行政の怠慢を招く1つの要因もなっているというふうに思いますので、しっかりと、町長、そこはもうちょっと考えながらやっていきましょう。私はそう思います。

そして、続けていきますが、LCA、格安航空券と間違えますけども、町長はそういうことについて、関係がございませぬけども、どのような認識をお持ちですか。

○町長（東 靖弘君） LCAについては、ライフサイクルアセスメントの頭文字を取ったものであって、ある製品サービスの資源採取から原料生産、製品生産、流通、消費、廃棄、リサイクルまでのライフサイクル全体、またはその特定段階における環境負荷を定量的に評価する手法のことであると記載がありまして、そういうふうに理解をしているところであります。

○8番（中山美幸君） ネットから大分引き出されたんじゃないかなというふうに理解しておりますけども。簡単に言うと、お店に買い物に行かれます、エコバックを持っていかれます、そして三角袋をいただきますよね。そうした場合に、エコバックを持っていかれた。エコバックがつくられております、それは材質によって出てきたものだろうと思うんですが、三角袋をいただくこととエコバックを持っていくこと、その中で環境に対する負荷、環境に対する効果というのはどの程度あると思いますか。

○町長（東 靖弘君） その割合については調べておりませぬのでわからないところですが、昨年4月か、エコバックへの切り替えがありましたので、大方、現在、エコバックを活用されていると思います。

その割合につきましては、本当に済みませぬ、調べておりませぬ。

○8番（中山美幸君） 有名な大学の教授の実験によりますと、1枚の三角袋とエコバックを持っていった場合、エコバック、いろんな材質を使っていますけども、通常、エコバックとして販売されているやつは50回から100回使わないと効果はないと言われております。そういったことを考えると、本町の、先ほど言いましたリサイクル事業、本当にどうなのかなということ考えた上で、この2点の質問にいたしました。やはり、そういったところも、町長、じっくりと考えながら、本当のり

サイクル日本一、くどいようですけども、住民にあまり負担をかけない、そして住民の合意の上のリサイクル事業、一部の方々の宗教といいたいでしょうか、そんなのに偏らない、宗教みたいな環境問題にとりつかれたような取り組んでいくんじゃなくて、住民の本当の同意、コンセンサスを得た活動、そういった活動を、町長、目指してください。

○町長（東 靖弘君） 御指摘ありがとうございます。住民の皆さん方が協力してできることでありますので、お互いに理解し合って、こういつて取り組むことによって、さらに本町の評価は高まっていくというふうに考えます。我々も、今回の件で反省することもありました。したがって、御指摘のあったことにつきましては、今いちど噛みしめながら対応していきたいと思っております。

○8番（中山美幸君） そういうふうにしてすばらしいエコ活動、リサイクル活動に進めていきたいと思っております。

続けて、教育長、また町長にもお伺いします。先日、私はある中学生の生徒から電話をいただきました。「私は中学校の女生徒を代表して申し上げます」ということと、保護者の方からもお話をいただきましたので、通学時のカバンについて重さを量ってみました。8キロから10キロですね。10キロ超という人もいます。そして、バックの中に入りきらなかったものを、もう1つの補助バックに入れて持っていくというようなこともあるようです。本当にこれは歩いていたり、自転車通学の生徒の人、これについては私はかなり負担だということと、事故がないようですけれども、報告がなされていないだけで、ハンドルを切り損なったりとか、前のカゴに置いておいて、それによって側溝に前輪が落ちたとか、それからブロック塀に当たったとか、そういった事件もあるようです、怪我をしてないだけで。そこを、今後どのような形で軽減していただけるのか。軽減しないと、私はこれまずいんじゃないかなと思うんですよ。あの小さな体、1年生に上がったばかりの人たちが10キロのものを背負っていくんですよ。そして、入りきれないものは手に提げていくんですよ、補助バックで。そして、重いからといって保護者の方が送っていくということになりますと、500メートルの範囲内には車は入らないでくださいということをおっしゃっているようですね。そうした場合には、どうなんですか、私はそこは若干疑問を持っているんですが、いかがでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） 今、中学生の通学カバン等の重量軽量化を考えられないのかという御質問でございます。

登校時のカバンが重くて児童・生徒の健康面・安全面にも影響が及ぶことがあることは認識しております。昨年だったでしょうか、高校生も自転車の積み荷が非常に重いのでバスにひかれて亡くなるという、県内でもそういう痛ましい事故等も発

生している状況であります。

町の教育委員会といたしましては、平成30年9月6日に文部科学省からの事務連絡、「児童・生徒の携行品に係る配慮について」を受けまして、児童・生徒が登下校時に持ち運ぶ教科書あるいは教材、学用品の重さや量に配慮するように各小中学校へ指導しているところでございます。

また、令和4年11月24日に文部科学省からの事務連絡「1人1台端末により撮影した教材の画像データを活用した学びについて」が出されておきまして、教科書自体を持ち帰らずに、必要な箇所を撮影し、端末のみを持ち帰ることも、著作権上、問題はないと示されているところでございます。このことにつきましても、各学校へ連絡いたしまして、実施に向け、工夫するよう指導しているところでございます。

現在、大崎中学校では、美術、音楽、技術家庭、保健体育、道徳、書写の教科書等につきましましては、自宅へ持ち帰らせず学校で保管している状況でございます。また、中学校へ保管用の棚を設置いたしまして、個人の学習道具や教材等を保管できるよう、今年から既に進めているところでございます。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） ところがですね、教育長、私が量ったのは12月に入ってからですよ。それでも10キロ超えているんですよ。部活のある日なんかはもっと増えていますね、部活の道具も持っていかなければいけない。実際、教育長、今、通達をしましたとおっしゃったんですが、その通達がどれほど効果が上がっていますか。本町は中学校は大崎中学校しかございません、1校なんですよ。これは通達を受けた校長がやっていないということですか。それとも、どういうことですか、担任によって違うということですか。いかがでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） 今、実際の重さの件で、私も、実際、子どもたちがということで学校に調査をかけたわけではございません。管理課の職員に中学生を持つ保護者もおりましたので、1週間ほどその重さを量らせていただきました。

もちろん、リュックサック型のカバンと補助バック等があるんですが、曜日によりまして、1年生の子どもさんと3年生の子どもさんがいるんですが、議員がおっしゃいましたとおり、軽いときでも8キロ、それから、重いときになりますと13キロというようなことで、現在のところは、先ども申し上げました、中学校のほうでは5教科のいろんな教科書であるとかノートとか、いろんなワークブックとか問題集、そういうものを入れますと大体10キロ弱ぐらいはなるような感じで、曜日とかいろんな時間割で若干違いますけれども、そういう部分の中では、今、議員のおっしゃるような重さになっているところかなと思うところです。

日赤の整形外科の先生によりますと、体重の15%以下が望ましいということが出ておりますので、大体中学生の体重を見ますと40台後半から60キロぐらいまでが体重かなと思います。そうしますと、50キロだと7.5キロ、それから60キロになりますと9キロぐらいですので、議員のおっしゃるとおり、10キロぐらいだと非常に重くなるという状況であると思いますので、再度、そういう部分の中で通知は出しておりまして、ほかの技能教科の4教科を置いているところが実態なんですけれども、それでもやっぱり重いという状況がありますので、先ほど申し上げたとおり、それ以下にするとなりますと、タブレットとかで写真を撮って、今日持ち帰って、どこのところを宿題をするんだとか、学習するんだというところを写真で取って、そうしますと、教科書、ノート、いろんな付随するものを持って返さなくてもいいですので、その部分を削っていければ、少し軽量化ということで10キロ以下には大分減らされていくのかなということで、そういうふうな工夫をしていくこと、また、中学校等にも指導しながら、学校で共通理解していただいて実践できればと考えております。

○8番（中山美幸君） 教育長は、私の質問に対して、1つ答えていただいております。学校の管理者、校長が悪いのか、通達はしているけれども、校長がやらないのか、担任が悪いのかということも聞きました。それはどっちなんですか。私はそれを質問したんですよ。今、教育長がものすごく堅実的な、前向きな答弁をいただきました。だから、棚をつくってあるということですが、これは各教室に人数分つくってあるのか。だから、私は答弁者のところに町長の名前も記載しているんです。学校の施設についての予算は町長が執行しなければいけませんので、だから町長の名前でも、教育長、町長というふうにしているんですけども、町長、そういった施設、棚の増設、そういったことについての予算措置、それは午前中、同僚議員も言いましたように、ふるさと納税、そういったものを使いながら増設できるんじゃないですか。教室は若干狭くなるでしょうけども、そういった考えはございませんか。まず、町長にその答えをいただいて、教育長には、さっき私が質問の中で答えをいただかなかった部分、そのことについてお答えをいただきます。

○町長（東 靖弘君） 各教室に棚をつくることに対する予算ということですので、その必要性は理解したところでありますから、当然、そういったことに対しての予算の執行はやるべきだと思いますので、措置することは可能です。

○教育長（穂園正幸君） 先ほど、通知文等の管理職の件と教職員間の温度差の御質問だと思います。

通知を発出いたしまして、そのことを各先生方に連絡するのは管理職のほうでやっているとありますが、御案内のとおり、各学級の担任によりまして、どの辺

まで徹底できているのか、あるいは、本当に5教科の部分だけなのかというチェックを毎日しているかという、その辺は毎日できていないのではなかろうかと思えますので、再度、教師間において、あるいは学級、あるいは学年、そういう部分の中で温度差がないように指導をしていきたいと思えますし、また、これにつきましては、個別の体格とか、その子の身長とか体重とか、そういう部分も関わるところがありますので、子に応じて、あるいは体格のいい子どもは少々重くてもいいんでしょうが、ちょっと小さい子どもたちには重すぎるとかある意場合には、個別に指導ができるような感じで中学校のほうに指導してまいりたいと思えます。

○8番（中山美幸君） 私が重さを量った中で、10名ぐらい量ったんですが、私はよく子供たちの間ではマスターと呼ばれています、「マスター、学校で教科書に線を引いたところがわからなくなるから持って帰るの」と言った子もいました、勉強するときにラインをマーカーで引く、教科書に引く、すばらしいなと思えました。そこを宅習するときに見たいので持って帰ったりしますよということ。今、教育長のほうで言われました、その部分を写真を撮ってタブレットで持って帰る、そうするとその部分も解決できるじゃないですか。そういうやり方というのをですね今後もやはり研究していただいて、そして、そういうふうにするのを進めながら、それはあとは個人の自由、子どもたちが、生徒のみんなが、私はこの教科について勉強したいので全部持って帰ります、予習復習したいので持って帰ります、それはそれですばらしいことじゃないですか。それはそういったことで事故が起こったんだしたら、その子の責任ですよ、その家庭の責任です。ところが、やはり全部、すべてのその日の授業を持ち帰らせたりするということは非常に危険が伴いますし、後々の責任をじゃどういふふうにするのということをお問われたときはやっぱり行政のほうにも責任があります。町長は先ほど、そういった棚については予算化することはやぶさかではないという、ものすごく堅実的といいますか、もう答えられましたよ、やりますということなんです。だから、教育長、ここは学校側にも通達をしながら、町長はこういうことを言っているよと、だから、ちゃんとしてそういった指導もすべきじゃないですか、ぴしゃっとやっていただくことを要望しますが、いかがですか。

○教育長（穂園正幸君） おっしゃるとおり、予算面のことにつきましては、中学校のほうにそのような、今日の議会の様子等も伝えて徹底できるようにしたいと思いますし、今後、デジタル教科書も、先ほど教科書に線を引いてというのもありましたので、タブレット等のICTの活用というのも非常にこれからの現代的な課題だと思いますので、デジタル教科書等も含めて軽量化に図られるように中学校とも連携しながらやっていきたいと思えます。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） 本日の一般質問については、町長からもすばらしいお答えをいただきました。また、教育長からも絶対にやるというようなことをいただきましたので、私の質問はこれで終わります。

○議長（神崎文男君） 以上で、本日の一般質問は終了いたしました。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上を持って、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後3時33分

第 3 号

1 2 月 1 6 日 (金)

令和4年第4回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和4年12月16日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（5番，6番）

日程第2 一般質問

日程第3 議案第36号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第6号）訂正の
件

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 平 田 慎 一	7番 吉 原 信 雄
2番 富 重 幸 博	8番 中 山 美 幸
3番 稻 留 光 晴	9番 上 原 正 一
4番 諸 木 悦 朗	10番 小 野 光 夫
5番 宮 本 昭 一	11番 児 玉 孝 徳
6番 中 倉 広 文	12番 神 崎 文 男

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘	農林振興課長 上 野 明 仁
副 町 長 千 歳 史 郎	耕地課長 竹 本 忠 行
教 育 長 穂 園 正 幸	建設課長 時 見 和 久
会計管理者 西 高 和 義	農委事務局長 相 星 永 悟
総務課長 上 橋 孝 幸	水道課長 本 松 健 一 郎
企画調整課長 中 野 伸 一	教委管理課長 岡 留 和 幸
住民環境課長 松 元 昭 二	社会教育課長 鎌 田 洋 一
保健福祉課長 谷 迫 利 弘	税務課長 川 越 龍 一

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 宮 本 修 一
議事係長 上 床 就 路

庶務係主幹 西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、宮本昭一君、及び6番、中倉広文君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（神崎文男君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。まず、7番、吉原信雄君の質問を許可いたします。

○7番（吉原信雄君） 皆さん、おはようございます。

町民の健康の保持・増進については、これまでも社会福祉協議会内の入浴施設や野方の一部民間施設が利用され、たくさんの町民に親しまれてきました。

一方、あすばる大崎の入浴施設については、昨年4月、民間譲渡以来、全体的な施設の改修が行われたことにより、一般開放については、私が直接お聞きしましたところ、先月、時間を区切った部分営業がなされているようであります。これについて、後の質問に詳しく触れてまいりたいと思いますので、まず、現行の温泉施設利用券の発行経緯について説明を求め、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 現行の温泉保養施設利用券の発行経緯についてでございますが、大崎町として温泉保養施設利用券の発行が始まったのは、昭和44年でございます。当時の対象者は国民健康保険の被保険者で、疾病や負傷で治癒したものの、なお健康の回復を図るため、湯治を主な目的としていたようでございます。

幾度か見直しが行われまして、平成22年4月から、現行制度となっております。現在の対象者は、65歳以上の町民及び身体障害者手帳の交付を受けている方、もしくは保養を要することが必要と認められる医師の証明書等を提示する方となっております。町民の健康保持増進を主な目的としております。

また、令和4年度からは、近隣市町での温泉施設の利用を可能としたところでございます。

以上でございます。

○7番（吉原信雄君） 関連です、銭湯の大崎の部分営業について、町として情報把握はどうか。先ほど触れました銭湯の大崎の部分営業については、これまでに状

況はいつまで続くのか、今後の見通しについて、何か情報提供を受けていれば説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 昨年4月に、旧広域活性化センター、あすばる大崎を、阿部商事有限会社に民間譲渡し、新たにセントロランドとして営業が開始されております。議会の皆様にも御理解いただき、本温泉ポンプの取り替えにつきましては、町予算にて執行したところでございますが、経年劣化等により修繕及び改修が必要な設備も多くあり、多額の投資を行っていただいております。

さて、営業の見通しとの御質問でございますが、温泉以外の宿泊、レストラン、物産館の営業につきましては、以前から行われておりましたが、温泉ポンプの取り替えが終了した後、11月中旬頃から温泉の試験操業を行い、その都度、発生した不具合等を修繕しながら整備を進め、11月下旬から、温泉も含めた営業が開始されているとお聞きしております。

町民の皆様の関心の高い施設でもございますので、広報等で周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（吉原信雄君） 次に、現在までの温泉利用券発行状況はどうなっているか。併せて、予算面の推移について説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 現在までの利用券発行状況でございましたが、対象者が65歳以上になった平成22年度からの経緯を見ますと、平成22年度の1,211名の発行人数から、毎年1,200名前後で推移しているところでございます。

しかし、令和2年度は新型コロナウイルスの影響もあり、発行数958名、令和3年度はあすばる温泉の改修工事による影響で293名と減少している状況でございます。

また、予算面の推移でございますが、平成22年の372万2,800円の執行額から、毎年350万円前後で推移しておりましたが、発行数同様、新型コロナとあすばる温泉改修の影響で、令和2年度は255万7,400円、令和3年度は37万9,600円と、執行額のほうも減少している状況でございます。

令和4年度につきましては、あすばる温泉もオープンし、新たに利用できる温泉施設も増えたことから、昨年度の実績を上回ることを見込んでおります。

以上です。

○7番（吉原信雄君） 関連でですね利用券発行と実際の利用者については若干の相違があると思いますが、この辺りはいかがですか。

○町長（東 靖弘君） 利用券の実際の利用者については、若干の差違があるのではないかとのことでございますが、例年、発行数に対しまして、約70%の利用率とな

っております。

しかし、令和2年度は新型コロナウイルスの影響もありまして、利用率67%へと減少し、令和3年度においてはあすばる温泉の改修工事による影響で利用率は32%となっております、特に低い状況でございます。

○7番（吉原信雄君） 関連の2ですね、町民による温泉施設の利用実態については、あすばる大崎の改修期間の関係でかなり変動はないかと思えます。そこで、町民の町内外の施設利用実態の動向について、どのように把握されているか説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 町民の町内外の施設利用の実態動向について、どのように把握しているかとの御質問でございますが、協定を締結させていただいた温泉施設から、毎月の請求書と併せて利用券を提出していただくことで実態を把握しているところでございます。

4月から10月の動向を見ますと、先ほども申しましたが、今年度より近隣の温泉施設とも協定を締結させていただいておりますが、町内が20%、町外が80%の利用割合となっております。この割合には、11月23日からオープンしたあすばるは含まれておりません。

○7番（吉原信雄君） 1の3です。先ほど、町内外温泉施設等の利用状況についてお尋ねしましたが、実際のところでいけば、町内施設利用促進していくために、行政として知恵を絞っていく必要があるのではないかと思います。

そこで、大崎町内における温泉施設利用促進の課題は何かという点について、町長としてどのように認識しておられるかお示しをお願いします。

○町長（東 靖弘君） 町内施設の利用促進についての考えを示せとのことでございます。この事業は健康増進を目的としているものでありまして、町民一人一人が好む泉質も違うでしょうし、また、高齢の方であれば距離的な条件も大きく関係してくると思われまます。多様化する住民の要望に応えるため、今年度より、より選択肢を増やした形で新たに近隣の温泉施設とも協定を結ばせていただいたところです。

実際、11月23日の年度途中からあすばる温泉がオープンしたこともあり、現時点では8割の方が町外の温泉施設等を利用している状況であります。今後は、町内施設利用の割合も増えてくるものと考えているところでございます。

○7番（吉原信雄君） 関連でございますね、ただいま町内施設利用の観点から、町長としての課題をお示ししていただきました。

町民の町内温泉施設利用については、距離的な立地条件やそれぞれの好みや違いなどもあり、実際のところ、町外施設を利用される方も多いと言うことであります。そこで、町内での温泉施設利用促進について、町長としてどのようなお考えかお

示してください。

○町長（東 靖弘君） 町内での温泉利用促進についての考えを示せとのことでございますが、町内にはあすばる温泉と篠段温泉がございます。あすばる温泉につきましては、大崎町の第三セクターとして開業した経緯がございますが、現在は民間施設となっております。よって、町といたしましては、あすばる温泉について、広報紙等を通じて広く町民の方に周知したり、また、民間施設としては、より多くの皆様に利用していただけるよう、環境整備サービス向上に努めていただくことが大切になってくると考えております。

○7番（吉原信雄君） 1の4、私たち議員もですねいろんな機会を通じて、温泉施設利用という面で町民の皆様方から要望をお聞きする機会があります。特にあすばる大崎は民間譲渡以来、全面的な改修期間があったところから、いつからオープンするのか、料金はどうなっているのかなどのお尋ねが数多くあります。

そこで、現在、改修されたセントロランド大崎の本格的オープンについては、先ほど説明を受けたところでありますが、併せて料金や営業時間等の面について、民間施設であります。町として、現時点でどのように把握しておられるか、説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 利用料金及び営業時間等についての御質問でございます。施設に確認いたしましたところ、温泉利用料金は、現在、割引価格として450円となっており、12月30日からは通常価格の520円となる旨、伺っております。

営業時間につきましては、温泉が13時から21時30分まで。レストランが11時30分から14時まで。物産館が10時から18時までとなっているというところでございます。

○7番（吉原信雄君） 関連でですね、現在、保養施設利用権については一律200円の補助ということで、対象者については町内に住所を有する65歳以上の方、また身体障害者手帳の交付を受けられている方で、保養を要することが適当と認められた方となっております。本町における本年10月31日現在の人口は1万2,398人で、65歳以上が5,018人となっております。60歳以上になると、これより900人以上増え、5,990人となっております。これから65歳以上の高齢者が増えていくわけですが、利用券の発行枚数について、現在、年間1回、一人20枚までとなっております。我が町における高齢者が飛躍的に増加していく中で、温泉施設等の利用で日常の健康保持増進に、国民健康保険財政等の健全な運営に寄与することと考えれば、金額及び1人当たりの発行枚数の引き上げは考えられないか、町長としての認識をお示してください。

○町長（東 靖弘君） 温泉保養施設利用券の金額及び1人当たりの発行枚数の引き上

げはないかとのことをございます。

これにつきましては、昭和44年の開始時から同じ金額と枚数で実施してきているところをございますが、近隣の状況や町民の方々の声にも耳を傾けていきながら、これにつきましては検討してまいりまして、必要があれば善処させていただきたいと考えております。

○7番（吉原信雄君） 関連でですね、先ほど障害者については年齢制限なしで発行対象者となっているということに触れましたが、介護で訪れる方も考えられます。障害者の介護については、年齢を問わないなど運用方法の改善についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○町長（東 靖弘君） 障害者の介助者を発行対象にできないかとのことをございますが、障害のある方を介助するための施設利用のケースといたしましては、例えば家族風呂の利用が考えられます。このような場合は、利用促進の点から見ましても、改善の余地はあると考えておりますので、こちらのほうも検討してまいりたいと思います。

○7番（吉原信雄君） これは提案という形で。町長も御承知のように、現在、セントロランド大崎については無償譲渡の際、10年間の温泉施設を継続することを条件に行った経緯がございます。我が町のみならず近隣市町を含めて、少子高齢化がますます進んでいくことを防災な初期投資させることを想定すると、1民間企業とはいえ、営業形態を旧あすばる大崎並みに維持しながら、住民サービスに努めてもらえることは多くの町民が望んでいることでもあります。

そのようなことから、利用券及び交付枚数の見直しについては積極的に進めていただくよう要望申し上げ、この質問を終わります。

続いて、2番目の質問でございます。国道269号線は、曾於市と鹿屋市をつなぐ幹線道路として親しまれて、今日に至っております。東九州自動車道の開通に伴い、車両等の交通量としてはかなり減少しているのが今日の姿ではないかと思えます。一部の飛び地を含む野方地区各集落のうち、大部分については防犯用街路灯として1998年12月24日から整備されてきた経緯がございます。この整備区間のうち、特に野方の商店街が集中する中村地区をはじめとする防犯用街路灯については、地区の顔として内外で通行者が街並み景観や防犯用対策用として一定の評価をいただいているところでもあります。私の見たところでは野方支所を含む町中から荒佐地区の辺りまで64基の街路灯があります。うち、正確な数はわかりませんが、老朽化などにより全く明かりのつかなくなったものも数基あります。電気料の負担は大きいものがあります。

そこで、野方地区防犯用街路灯の実情について、どのような認識を持っておられ

るかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 野方通り会の防犯用街路灯についての御質問でございます。

この地域は、公共施設や商店等が集中している野方地区の中心地でありまして、地元商店街の方々に維持管理していただいている街路灯は、商店街にお客様を呼び込むだけでなく、暗い夜道を地域住民の人たちが安心して歩行できるよう、町を照らし、地域の防犯にも寄与していると認識をしているところでございます。

○7番（吉原信雄君） 2の2、私としても、この街路灯がソーラー式のLED灯になれば、明るさと景観上もよくなって交通安全対策や地域活性化に大きく貢献することになると思います。本格的な議論を進める前に、本町役場周辺の県道沿いの街路灯の設置の経緯及び維持管理、いわゆる電気料を含んだ今日の状況について説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 県道大崎輝北線の街路灯設置事業につきましては、地元商店街の要望によりまして鹿児島県が実施主体として進めておりましたふれあいとゆとの道づくり事業の一環で、歩道整備と合わせ街路灯が整備され、平成13年3月に共用開始をされております。

なお、維持管理につきましては、県との覚書により、大規模な修繕は県で、小規模な修繕及び電気料金の支払いは町で行うようになっているという状況でございます。

○7番（吉原信雄君） 関連でですね、御承知のように、野方地区は面積も広大で、一定の住民の方や商業施設、JA支所など公的施設、学校などがあります。これまでに賑わいのある魅力ある町として発展し、国道269号を通過する町外の人たちからも、この防犯を兼ねた街路灯は大きな評価を得ております。

しかしながら、今日の少子高齢化で廃業する商業施設も多く、老朽化による施設の修繕、更新、電気料の負担については大きな懸念を生じてきております。役場施設として、本庁と支所の違いはありますが、野方地区の活性化という観点から、防犯用街路灯は是非とも健全な形で未来に引き継いでいけたらと私は思っております。

そこで、役場本庁周辺の県道百引輝北線整備の前例にはならない野方地区の国道269号線の一部については、街路灯の整備をする考えはないか、町長の考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 県道大崎輝北線の役場周辺の街路灯につきましては、道路管理者である県が整備し、小規模な修繕と電気料金の支払いは町で行っております。

また、県道以外に設置してある三文字商店街の街路灯は、地域の通り会で設置及び維持管理されている状況であります。一方、国道269号沿いの街路灯整備の経緯は定かではありませんが、維持管理につきましては、地元商店街の方々にされて

いるというところでございます。

このようなことから、野方地区の新たな街路灯の整備につきましては、まず、街路灯整備の経緯等を調査した上で、野方商店街の皆様から、現状、課題を丁寧に聞くとともに、将来に向けた意見交換会を、まず行ってまいりたいと考えております。

○7番（吉原信雄君） また関連ですね。先ほど大崎地区の例による県道拡張工事を機に街路灯の整備を県が行った後、町のほうで電気料を負担するというものであります。この事例を参考に、まず、町担当課等を交えた検討を進め、県の担当部局と協議を進める考えはありませんか。

○町長（東 靖弘君） 先ほど野方商店街の皆様から、現状、課題を丁寧に聞いて、そしてその意見を基にして将来の在り方を考えていきたいという答弁をさせていただいたところでございます。

そのためには、まず、やはり状況を把握した上で、庁内でそういった検討会を進めていくということはやる必要があると思っております。

中心市街地の活性化を推進する上では、商店街の安全・安心な生活環境を守るということは、ひいては子どもや高齢者の方々の安全・安心にもつながる重要な項目だと捉えておりますので、有効な補助事業を模索するなど、関係機関や庁舎内での情報共有を図っていきたいと考えます。

○7番（吉原信雄君） 3番目の質問は、昨日、同僚議員が質問いたしました。私は私なりの目線で質問をしたいと思っております。

マイナンバーカードの発行申請促進についてお伺いいたします。まず、最初に、現行の取組状況についてお伺いします。この発行申請について、担当課においては、連日、職員等を動員して進めてこられたことは私も承知しております。そこで、現在までの取組の成果はどのようなものであったか説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 現行の取組状況と実績についての御質問であります。現在、マイナンバーカード専用窓口を設けて、申請、交付、マイナポイント付与まで行っております。

実績としましては、11月30日現在で、申請件数が8,414件であり、交付件数は6,313件で、交付率50.71%になります。

鹿児島県の交付率は55.91%で、全国の交付率は53.88%となっております。

○7番（吉原信雄君） 関連ですね、マイナンバーカード取得については、庁舎内の来訪者への対応以外にも、管内の出張による取組がされてきたと聞いておりますが、特に出張による取組の成果はどうであったか、また、今後も、このような形で要請があればどの地点でも続ける考えの説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 庁舎内での取組と管内出張による取組の成果であります。庁舎内ではマイナンバーカード専用窓口を設けて、職員を増員し、それでも足りずに、月ごとに各課から会計年度任用職員を借りて申請、交付、マイナポイント付与の事務を行っております。

また、役場に出向かなくても申請ができる出張申請窓口を、健診会場、コロナワクチン接種会場、グランドゴルフ大会、ゲートボール会場、文化祭、各種会合等に出向き、延べ300件の申請をいただきました。11月には、強化週間として、各校区ごとに会場を設け出張申請を実施し、約600件の申請を受けることができました。出張申請につきましては、今後も、要請があれば本年度中は継続して取り組んでいく計画でございます。

○7番（吉原信雄君） 関連でですね、マイナンバーカード申請はいつの時点まで続けるのか。申請者のメリットなどの条件など何か期限が制定されているのかお聞きします。

○町長（東 靖弘君） マイナンバーカード取得の期限についての御質問でございます。国は、国民一人一人にマイナンバーカードが行き渡ることを目標として、交付率100%を目指すというところであります。現段階でマイナンバーカードの取得に期限が設けられることは想定しておりませんので、申請事務は継続するものと考えております。

また、国の実施しているマイナポイント事業によるマイナポイント付与対象となるマイナンバーカードの申請期限は、当初9月末の予定でありましたが、これが12月末まで延長されているところでございます。

○7番（吉原信雄君） 3の2。マイナカードについては個人情報、所得を含む各種情報とリンクするなどの面から、申請にためらっている方も多いのではないかと懸念しておりますが、このようなことを含めて、取組上の課題としてどのように認識されているかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 取組上の課題についての御質問でございます。これまでなかなか普及が進まなかった要因としましては、個人情報等の漏えいについての心配やマイナンバー制度とその制度の進め方についての疑念、マイナンバーカード自体の必要性和メリットがないなどの意見を聞いております。

今後は、マイナンバーカードの利便性を高める取組を進めながら、制度についての理解が深まるよう、今後とも丁寧な説明を続けていきたいと思っております。

○7番（吉原信雄君） 関連でですね、マイナンバーカードについては健康保険証の役割以外にも、国のほうではいろいろと利用形態について検討を進めていると聞いておりますが、地方自治体におけるメリットとして、どのようなことを考えられます

か。

○町長（東 靖弘君） マイナンバーカードの取得における地方自治体のメリットでございますが、御承知のとおり、既にマイナンバー制度は始まっておりまして、住民の皆様には番号が付与されております。今後、マイナンバーカード普及することで住民基本台帳システムや戸籍システムなどが連動することによる事務の軽減と様々な行政サービスの効率化が進むものと考えております。

以上でございます。

○7番（吉原信雄君） 3の3です。現在、マイナンバーカードの普及の取組に職員一丸となって取り組んでおられることを、私としましても高く評価しているところがあります。今後の取組について、現時点でどのように考えておられるか説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 先日の新聞報道によりますと、自治体のデジタル化を支援するデジタル田園都市国家構想交付金の受給要件の中で、一部の配分枠にマイナンバーカード申請率が53.9%以上の自治体であれば申し込めることになりました。

今回、交付率ではなく、申請率になることから、本町もその要件を満たすことになります。マイナンバーカードの普及状況で自治体の不利益が生じないように、今後も企業や施設、各種団体からの要望があれば、可能な限り出張申請を続け、マイナンバーカードの普及に努めてまいりたいと思っております。

○7番（吉原信雄君） 最後に、要望という形で。さて、SDGsの精神は誰一人取り残さない社会の在り方も目指しています。そこで、将来にわたって国民全体に共通の仕組みとしてマイナンバーカードが義務づけられるのであれば、この取得にメリットがあるうちに町民の皆様方に渡るように、万全の取組を進めていただくよう要望申し上げ、私の全質問を終わります。

○議長（神崎文男君） ここで、暫時休憩します。10時44分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時34分

再開 午前10時44分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 再開いたします。

次に、1番、平田慎一君の質問を許可いたします。

○1番（平田慎一君） 最終バッターとなりました。よろしくお願いいたします。

まず、環境行政、資源ごみ問題について質問してまいります。1998年、埋立処分場の残余年数が逼迫したことをきっかけに、大崎町では旧志布志町、有明町とともに埋立処分場の延命化を目的とし、分別とリサイクルを開始。25年にわたる

現在は、ごみの83.1%を再資源化、12年連続を含む14回目の資源リサイクル率日本一を達成しました。それらの取組が認められ、2018年第2回ジャパンSDGsアワードを、自治体で唯一受賞しています。

また、新たな取組として、第3次総合計画に掲げる2030年の循環型社会実現を中心とした取組としてSDGs推進協議会を設立し、地方創生推進を目的に活動しております。

本町リサイクルの取組は、住民、企業、行政の三者が協力して実施しているとなっており、行政が仕組みをつくり、住民が自ら分別し、衛生自治会が管理監督し、企業が収集リサイクルする役割と認識しております。時流でもある環境法やリサイクル、SDGsへの本町の先駆的な取組と行政の戦略により、多額のふるさと納税へという流れにつながり、本町の自主財源の大幅な増加とイメージアップに多大な功績を残しているのは賞賛に値し、誇れるものでもあります。

しかし、いい部分があれば、問題もある、課題も出てくる。陰と陽ではないですけども、我々議員への住民からの要望・要請で一番多いのは、やはりごみの分別に対する要望ではないでしょうか。特に主婦層や子育て世代、町長が定住・移住、一番に考えている年代だと常におっしゃっている年代層です。そのほか、同僚議員等からも出ておりましたが、高齢者やごみ出し困難者等への対応・対策など、各課題もございます。これを個々に質問してまいります。

まず、資源ごみの回収実績と売却実績はどのように推移し、資源ごみ売却益の用途はどうなっているのか。そして、処理費の収支決算も併せて、まず、お示しください。

○町長（東 靖弘君） 本町のリサイクルの現状としては、住民の皆様の理解と協力のもと、直近の環境省が公表したリサイクル率は83.1%との資源リサイクルとなっておりまして、本年まで14回のリサイクル率日本一を達成しております。

また、住民1人当たりの経費につきましては、令和2年度の数値で1万1,500円となっており、全国平均の3分の2の経費負担で財政的にも大きな効果が得られているものと考えております。持続可能な資源循環型の廃棄処理システムとして、全国的にも高く評価されているところでございます。

一方では、少子高齢化によるごみ出し困難者、あるいは外国からの転入者の増加、また、議員各位から要望があったプラごみの回収増のことなどへの対処、そういったものが課題だと認識をしているところでございます。

また、議員から質問がありました、リサイクルの売却益金、それに伴う収支決算に関すること、そういったことにつきましては担当課長のほうで答弁をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○住民環境課長（松元昭二君） 令和3年度の収支につきましての実績でございます。

令和3年度で処理費に係る部分で手数料が4,032万1,881円、委託料が8,113万9,934円、売却益金でございますが817万8,165円。収支につきましては、合計で1億1,328万3,650円の支出増という形になっております。ちなみに、令和2年度の収支の決算は1億1,728万7,586円となっております。

回収実績につきまして、少し前のデータになりますが、資源ごみ、一般ごみ合わせまして、ごみの回収実績としましては4,253トンの回収実績となっております。令和2年度の回収実績が4,253トンということでございます。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） この資料はですね町長覚えていらっしゃるかどうかわかりませんが、3月議会ですかね、私が反対した案件で、資料が出ていないということでおかしいんじゃないかということで。地域で資料を提出されたやつの資料をいただきました。最初1枚紙でしたが10枚ほど出ました。これに載っております。本町の、今説明がございました令和3年の決算のほうをされましたが、私がもらったこれに載っているのは令和2年なんです、令和2年でいうと総排出量が3,900トンぐらいですよ。

志布志市のほうも調べさせてもらいましたが、大体、志布志市が倍ぐらい、7,600トンぐらいのごみの排出量。歳入につきましては、今、課長が申しましたが、令和3年が800でしたが、私が調べた令和2年では511万、歳出が1億2,200万、端数は言いませんが、差し引きが1億700万、志布志市が歳入が1,700万、端数は抜きますけども、差引額で3億2,900万なんです、これは一般財源から入っているということですよ。増減がありますけども、大崎町のほうのごみの総量が多いのかなと、この数字を見る限りですね。歳入が志布志市のほうが2倍、大崎町より入っているのかなと。差引額が大体2倍ぐらい、志布志市と比べるとですね。分別の量はほぼ一緒ですから。その辺のデータが出てくるということですね。

収支計算を聞いたのは本町はリサイクルをされた後、売却益が幾らあるのか、これは最初に聞いたんですが、その答えは出ておりませんが。売却益が幾らあるのか聞きましたが、その財源がどこに使われているのかという部分なんです。分別を行うことでどれだけの収益があつて、今、これだけの収益があつて、どのような予算の使われ方をしているか。そして、そのことで、その予算を町民の福祉の向上にどのように還元されているのか。まず、そこをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 売却益の活用方法であります。議員も御存じだと思いますが、まず、説明できるもので、1点はリサイクル未来創生奨学金の原資になっているものがございます。その他の詳細につきましては、担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○住民環境課長（松元昭二君） 今、町長の答弁のあったリサイクル未来創生奨学金のほかに、環境衛生協力金という形で各衛生自治会のほうに協力金という形で還元をしているところがございます。残りは、環境行政全般のほうに充当をさせていただいている形になります。

売却益の額は、817万8,165円です。令和2年度が511万950円ということで、相場で大分単価が変わってきますので、令和3年度は300万円ぐらい増えたという実績でございます。

以上です。

○1番（平田慎一君） ちょっといまいちわからなかったんですが。志布志市に聞いた場合、資源ごみの売却益の使途はどうなっているのかと、志布志市のほうは本当に詳しく御説明いただきました。一般会計の歳入で受け入れた清掃費に充当していますと。うち、7,000万円については、単位衛生自治会の報償費として支出しているという。多分、本町も大体こういうニュアンスのことだと思うんですが。

住民が分別をしてですね衛生自治会がチェックして収集したリサイクル品ですよ、この市場価格が実はですね、本町が売っていらっしゃるリサイクル品の価格、ちょっと調べてみたんですよ、いただいた資料をもとにですね。そうしたら、大幅な減額、ものすごい安値なんですよ、売っている金額が。ちょっとびっくりしたんですが。売買されている金額が安いということを御存じなのかどうか、まず、お聞きしたいんですが。

役所にいただいたこのデータをもとに単純計算でですね、総量と金額と割れば単純に計算出ますから、それで出したんですが。すべての品目が載っているわけじゃないので、載っている分の品目だけで単純に計算してですね、令和2年の資料をもらったので単純に計算したら561万9,033円損をしている、単純計算でですね出たんですが。それ御存じですか、まず、町長お聞きします。

○町長（東 靖弘君） その実態については知っていないところではありますが、市場価格は変動があるというふうにはお聞きしたところがございます。ただいま、志布志市と比較して積算していくと、単純計算で約560万円程度低いという御指摘でありました。そのところについては気付いておりません。また、担当課長で、そういったところが説明できるのであれば説明いたさせます。

○住民環境課長（松元昭二君） 志布志市と大崎町の売却する場所は、ほぼ同じ形で同

じところに出したほうが効率がいいということで、そのような形で進めているところでございます。

議員のほうからございます、ほかにもっと高いところがあるというふうな御指摘というふうに認識をしております。高いところに出すのが町としては一番いいのはわかるんですが、過去の経緯の中で、一時的に高く、そちらのほうに出した後、今度は受け入れられなくなったということで、廃棄物の処理場、安定処理ということがとても大事になってきます。受け入れ場所がなくなるのがなかなか難しくなったりということもありますので、その辺を見ながら、安定処理ということをまず第一に考えて、売却という形の事業を進めているところでございます。

以上です。

○1番（平田慎一君） 多分そう言われるだろうなと思っておりました。

単純にわかりやすくですね、民間と今の大崎町の単価をわかっているのだからわかりやすい分でございますね。段ボールが民間が大体今16円です。本町が売っている単価が5円です。雑誌が30円です、本町が4円です。新聞が17円です、本町は7円です。アルミ缶180円です、本町114.5円です。スチール缶33円です、本町8.5円です。ペットボトル60円です、本町17.2円です。3倍とか5倍とか10倍とかなんですよね。今、課長が言いました、廃棄物の安定処理ですよ、これはよく言われるところです。これは直納組合のことを多分言われていると思うんですよ、要は安定供給の直納組合。組合の組織があつて安定的に出すという。要は海外輸出に頼らないという部分ですよ。直納組合も確認しました。段ボール18円です。高いです、まだ。民間なんかより高いです、現状。これ直近で聞きました。新聞17円です。本町で売っているのは7円です。何でこうなるのかという話なんです。これは多分、志布志市も問題になるとは思うんですけども、志布志市も同じところに出していますからね。その部分で、だから多分確認されていないと思うんですよ。こういった部分のところをですね。

売却は、結局、1社の随意契約で行われていると思うんですよ。これはたまに同僚議員とも随意契約は考えたほうがいいんじゃないかという、1社の独占はという、よくいわれておりましたけども。会社名は大隅衛生企業ですよ、皆さん知っていますから。そおリサイクルセンターの管理費、手数料はどの程度になるのか、また、町長として競争入札を考えてはいないのか、まず、お聞きします。今の話を聞いてです。

○町長（東 靖弘君） リサイクルセンターに志布志市も大崎町も出荷しておりますので、そこところは御理解いただいているところでございます。

ただいま、いろんな古紙等の販売といったところで価格の差があるということに

対しては、安定したところに出荷している。大隅衛生企業を通して安定したところに出荷しているという状況でありました。私もそれぐらいの理解しかかしておりませんでしたので、価格の開きというところについては気付いてもおりませんし、調べてもいなかったところですが、価格の開きがあるというところについては十分精査していかないといけないだろうと思います。市場価格によって金属類や古紙類とか差がありますので、変動はあると思っておりますけれども、御指摘があったような、差額が大きいということに対しては、また自分も勉強をしながら確認していきたいと思っております。

リサイクルについては、多分入札方式になっていて、そういったところが落札をして売却をしているところでありますので、そこらが、単価のことも含めながらですけれども、どういう形態でそうなっているかということ等については、自分自身もちゃんと調べて対応をしていきたいと考えます。1社随契がいいかという、行政の場合の1社随契はなかなか、よっぽど事業を継続していくとき、同じ場所を継続してやるときはそういったことはあり得るかもしれませんが、ほとんど競争入札ということが原点であります。入札については、環境に関することがあって、入札にしているところまでは知っておりますけれども、あとのことについては確認もしておりませんので、もう一回勉強いたします。

○1番（平田慎一君） 今、町長が言われましたけど、本当にですね見直すべきだと思います。これは多分、今、初めて出た、調べればすぐわかるんですけれども、志布志市も同じところに出していますから、志布志市も大崎町と単純計算して計算したら1,400万ぐらいマイナス、安くで売っていると。本町と志布志市だけで2,000万ぐらいですよ。すべての品目じゃないので、わかった品目だけ、単純に私が計算した分なので。これだったらですね施設とか人とか、また新しく雇って、町民のために、福祉の向上のためにすることがたくさんできると思います。やはり、行政のそういうチェックというのは必ず必要だと思います。

もう1つ付け加えて、今のエビデンスとして言っておきますけれども。日本容器包装リサイクル協会が直近で発表しておりますが、2022年度上期、落札価格は前年度上期に比べて8割上がっております、国内でですね。輸出はしていません、国内です。脱酸素の流れで再生樹脂の需要が伸び、再生樹脂が石油由来の新品樹脂の価格を上回るケースも出ているという、これは廃ペットボトルの価格です。2年間で6倍、これは有償分なんです、年間ベースでですね。金額を言うと、1トン当たり11万7,358円、これは有償分です。11万5,371円、これは逆有償分です。これは専門用語なんです、調べればわかりますから。これは本年9月21日付の日本経済新聞に記載されています。これはテレビにも出ておりますので。こ

れが直近の、多分。だから、相当上がっています。だから、今期はまたさらに上がっております、6倍上がっているということですよ。

町民が分別した資産ですよ、町長。それはやっぱりちゃんとしたところに行って、ちゃんとした利益を取って、それを還元していく。それは当たり前のことであって、そういうチェック機構というのは必ず必要だと思います。これは志布志市長と一緒にですね町長も考えていっていただきたい。南部厚生事務組合等を含めた部分もございますのでですね。そこはお願いしておきたいと思います。

本件についてですね再考してもらおう競争入札という形にやっぱり持っていくことが必要なんじゃないかなと。それによって新たな企業を入れたり、育てていったりすることもですね、地域の経済浮揚にとってプラスになることがやっぱり多大にあると思います。このような現状を見るとですね、前、同僚議員が一般質問でも言われておりましたけど、リサイクルセンターがインドネシアで活動する基盤をつくることの事業がありますよね、JICAが絡んでですね。それが本町にとって、一企業への肩入れを公金を投入してまでやる必要があるのか、職員を派遣したりしているわけですから。本当に疑問を感じざるを得なくなる、こういう現状を見るとですね。いわゆる不信感を抱くようになるとと思います。これについて、町長の見解をお示してください。

○町長（東 靖弘君） まず、財源の確保というところは非常に重要になってくると思います。先ほどの売却益金の差、志布志市と大崎と合わせて2,000万円ぐらいの売却益金があるんじゃないかと、その上で競争入札に付すといったところを志布志市と一緒に協議をすべきではないかということでもありますので、そこは十分、御指摘のとおりであります。

そういった自主財源を稼ぐことができるのであれば、そういったところから費用が出てきたりするわけでありますので、そういったことも含めながら検討いたします。また、JICAによってインドネシアの指導をやっておりますが、どちらにしても大なり小なり税金でありますので、そういったことが有効に活用されていないといけないわけでありますから、御指摘いただいたことも十分検討してまいります。

○1番（平田慎一君） それはまた、いろんな部分で再考して調べていっていただきたいなというふうに思います。

次にですね、分別しても資源ごみとしてリサイクルされず、処分費用がかかる品目がまだ多数あると思います。町民が分別してもリサイクルできないものですね。それに対する今後の対策、取組ですね、またどれぐらいの費用がかかっているのか。その部分を含めまして御説明をお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） リサイクルできないものということで、一般ごみとかいったところの埋め立て処分に関わる問題かなと思っております。そこにつきましては担当課長の答弁とさせていただきます。

○住民環境課長（松元昭二君） 処分できないもの、埋立処分場に行っているごみということで、その中の割合という御質問でございます。

こちらのほうで把握している最新のデータでいきますと資源ごみの割合、分ければビニール、プラスチックといったものも含めて、まだ資源化できるものの割合が半分近い形の割合を占めているようでございます。以前はもうちょっと少なかったんですが、新しい情報の中では半分近くがもうちょっと細かく、しっかりと分別ができれば、間違いごみとか故意の部分もあるかもしれませんが、そういった割合があります。

あと、単体で言いますとティッシュですね、もともと一般ごみに行く流れになっているティッシュ、靴といったものがあって、あとオムツが多くなっております。オムツにつきまして、単体で多いのはやっぱりオムツになりますので、オムツの部分の再資源化できないかということ、今、ユニチャームさんと一緒に取り組んでいる事業でございます。

あと、ティッシュとか可燃性のものもありますので、固形燃料化等が進めばもうちょっと資源リサイクル率も高くなるのかなと考えております。

以上です。

○1番（平田慎一君） 今日の南日本にもオムツの再生、ユニチャームのやつが載っておりましたが。インターネット上にもですね大崎町の広報でオムツのリサイクルが可能になれば90%までリサイクル率が上がるんじゃないかなと、企画課長の答弁が載っていましたが、確か。それぐらいいくのかなという部分では思っておりましたが。その中で、今、志布志市議会でも議会があって、同じようにごみの問題の質問があって、ちょっと見させてもらったときにですね、下平市長のほうで、今後、さらに5Rですよ、リデュース、リユース、リサイクル、これにリユーズ、リペアという部分も加えて進めていきたいというような答弁をされていたんですが、これに6Rとか7Rとかいろいろあるんですが、東町長はそういう形で、またさらにそういう分別、例えばリサイクル、レンタルとかですね、リペアの場合は修理して使う、リフォームとかそういう新たな展開をいうのは考えていらっしゃるのかというところ含めた部分をお聞かせください。どのような方向性が見えてきますか。

○町長（東 靖弘君） リユース、リサイクル、リペアとかいろいろあったんですが、資源化できないごみについては固形燃料化していくということが、志布志市長さんの考え方でずっときていると思っております。

そのほかのことについて、埋立処分場のこと、あるいはリサイクルに関すること、これは志布志市と連携をしてやっていきますので、そういった詳しいところと志布志市長とお話したことはありませんけど、曾於南部厚生事務組合がありますので、また管理者でもありますから、そういったお考えがあれば発言をされるということになるだろうと思います。

○1番（平田慎一君） また、町独自で考えていくという形で認識をしました。

余談ですが、志布志市議の方が言われたのは、やっぱり焼却施設をつくらないのかというのを言われておりました。市長の発言では町長と一緒に、そういうことは考えていないと、今の方向で、リサイクルの方向で私のいる部分では進めていくというのを力強く言われておりました。これは一応伝えておきます。

では、次に、ごみの不法投棄の状況認識及び対応対策に入っていきたいんですが。本町のごみの不法投棄の多さ、これはよく御存じであると思います。特に多いですね。志布志市もこういう話が出ておりましたが。志布志市より、さらに多分、本町が多いと思いますが。どのような対応対策を行っているのか、また、それにかかる予算はどの程度かかっているのか。これと同時に、ごみの不法焼却、結構焼いていますよね。この前、消防の一般質問をしましたが、聞きに行ったときに、結構そういう通報があるというのをお聞きしておりますが、不法焼却やごみの越境、聞いたことがあると思います、持ち出しですね。本町から外に持ち出している。志布志市も多分だと思いますが。隣の町に行けば燃やせるわけですから、ほかの市町村です。その辺の持ち出し等の現況や把握、対応は本町はどのようになっているのかをお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 不法投棄に関しましては、従来より不法投棄禁止の看板、あるいは横断幕、監視カメラによる抑制のほか、防災無線や広報等による住民への啓発を行っている状況であります。

また、本年度から実施している町内のクリーンパトロール業務を、大崎町衛生自治会の補助事業として190万800円を対策費用として支出し、対策を実施しているところでございます。

クリーンパトロール業務においては、町内各地を不法投棄監視パトロール中というステッカーを貼りながらありますが、走ることによって不法投棄の抑制と不法投棄がされやすい箇所の特定や傾向等を分析しております。

また、志布志警察署や大隅地域振興局や近隣自治体等関係機関と連携し、投棄者が特定できる場合には通知等を出し、厳重注意を行っているという状況であります。特に、今聞いているのも、県道、町道、農道ありますけれども、非常に竹藪になっているところに不法投棄があったり、あるいは鉄道線路沿いの流し側のほうに不法

投棄があつたり、ある程度、場所が特定できるところについては、定期的にパトロールして回収しているという状況であります。

焼却炉のあるところに持っていくことの御質問でありましたけれども、勤務がそちらのほうであつたりしたら、やっぱりそういったこともあるのかもしれませんが、実際、どれぐらいの量で焼却炉があるところに持っていかれるか、そういったところは把握はできておりませんので。ただ、通常の通勤のところには不法投棄があつたりしている実態とか、そういったときにはそれぞれの自治体が解消するという役割を担っているところでもあります。

○1番（平田慎一君） 今、説明のなかつた不法焼却ですよ。不法焼却は結構問題になっていて、隣近所で燃やされて洗濯物ににおいが付くとかですね、火事になる可能性があるとか、その辺の把握、対応はどうなっていますか。

○町長（東 靖弘君） 冬場にごみを燃やして、宅地内の片隅で燃やして竹藪に移ったり、山林火災になつたり、ぼやが発生したりとかいう実態は実際にあるわけであり

ます。

通常の草木を燃やすときの煙と、あるいはプラを燃やす煙、においというのは全然違いますので、議員の御指摘のとおりであります。家庭におけるプラごみを燃やすということについては、燃やさないでくださいということをお自身もプラごみについては資源化してくださいということで、燃やさないでくださいねということをお会合等の機会の中ではお願いをしております。燃やすといけなないと理解されているかどうかというところはまだまだ捉えておりませんが、それらについてはあることは実態がありますので、そういったところについてはこちらのほうからも再三呼びかけをしていく、声かけをしていく、そして協力していただくということをお続けることが一番最善かなと思います。

○1番（平田慎一君） 特にですね住宅街とかになると、やっぱり隣近所で燃やされると隣近所に怒鳴って言うわけにはいかないので、行政にどうしても頼んでしまうという部分があるんですね、やっぱりその辺は丁寧に対応していただきたいなと、そこは申しておきます。

その解決策については、また後ほど私もお話をさせていただきますが、次の、町民のごみ分別の負担軽減への対策、取組方向性をお示しいただきたいんですが。回収場所を増やしてほしい、前日に資源ごみを出せるようにしてほしい、リサイクルのごみ袋を安くしてほしい、生ごみを毎日捨てられるようにしてほしい、これは本当にですね日々寄せられる町民の要望の一部です。議会だよりの返信はがきにも多数寄せられています内容であります。同じ事務組合の志布志市はですね前日も出せると、ごみを。24時間いつでもいいと。常時監督者がいない、こういうと

ころが多い、あるところもありますよ、ないところが多いと、私が調べたところで。本町の場合、当日、私の集落と当てはめると、多分こういうのが多いと思うんですけど、当日の7時から8時までに出さなければならない。その間に間に合わなかったら、翌月ですよ、資源ごみは、ピンクのごみは。生ごみは2日後ですよ。夏場は1回出さなかったら4日後ですよ。本当大変だと思います。特にうちの場合、448号線で交通量が多いです、ものすごいスピードで走ります。駐車場はありません。高齢者も止められません。本当に1時間の間に行かないといけないといわれるとですね、やっぱりチェックされているから、真面目な人は1時間の間に行かないといけないからとても大変な状況になると、本当に切羽詰まったような状況なんですよね。そういう現状がある。ほかのところも多分だと思うんですが。そんな中で、157の衛生自治会によって基準や回数、回収等が違うんですね。これはなぜか、今週、資料を始めていただいた、前、議会でいただいたときはそういう情報が一切載っていなかったんですが、今週そういうのがあるのかと聞いたら、資料が出てきまして、昨日の一般質問でも、少し同僚議員が触れましたけど、157の衛生自治会のうち、10の自治会、12箇所だけ資源ごみの回収が月2回出せるんですよ。これは知らなかったんですけど。多分町民も知らないです。ほかの自治会や住民はそのことを知っているのか、まず、お聞きします。

○町長（東 靖弘君） 実際、私もこのことについては知りませんでした。それで、確認いたしましたら、リサイクルを始めたときに、先ほど7時から8時までとありましたけれども、住民の立ち会いができるところについては2回の回収をしましょうということは決まっていたんだそうです。それで、その当時に10の自治体は立ち会いがちゃんとできるので、それでということで10の自治体はやることになったということと理解をしております。我々の集落も、ずっと資源ごみ月1回でありますので、そう思っておりましたけれども、私の勉強不足でもあるし、本当に認識不足であるところでもあります。

私が住んでいる岡別府でありますけれども、集落の中では6時半から7時半までやっております。時間帯を夏場の時間とか冬場の時間をちゃんと決めて、夏場は6時半から7時半まで、冬はちょっと時間をずらしてとか、そういった形でやっていたり、併せてごみステーション周辺の清掃まで一緒になるということをやっております。ある程度、ごみを出すときのルール、時間はやっぱり必要だろうと思います。

御指摘がありましたように、勤務されている方々は時間がないので、自分のものを持ってこられたら勤務の方々についてはそれから勤務に向かうという形で、そういう配慮が自分の集落ではできていると思いますので、集落の中において立ち会い

をされるところにおいてはそういうところもお互いの理解かなと思っております。

志布志市のごみステーションのことは新聞にも出ました。トラックで運んでいるという状況もありますので、いろんなものが持ち込まれてくるので、その後の分別が大変なことで、そこにも相当経費がかかっているということでありましたので、出し方の何が最善かということは、再度、やはり構築することが必要であると思います。住民の皆さん方から見れば良い面がある、一方のほうでは、それをまた再度分別をしていなければならないという面もあって、その負担の面もあるということもお聞きしておりますので、そういったプラスマイナスといったところも理解しながら対応する必要があると思います。

回収システムを増やすべきだという意見は昨日の一般質問でもありましたし、それから前から議員の皆さん方からプラの回収を増やすこと、あるいはオムツの回収を増やすこととかいろいろありまして、オムツ等についてはボックスを準備しながらそういったことができていると思っております。回収につきまして、議員の皆さん方の意見を聞きながら衛生自治会に指導していくということが足りていなかったということは反省をしております。それで、そういった組織の見直し、町民の皆様へ、何が行政サービスとして一番ベターなのかということについては、ちゃんとこういった機会を得ましてこういうことだということで、再度、業務を担っている衛生自治会と協議をしながら、プラごみの回収とか、人口密集地帯は当然量が増えてくるわけですので、そういったところについてはちゃんと協議をしていかなければならないし、進めていかなければならないだろうと捉えております。まだ、御質問の中の十分な答弁でないかもしれませんが、そういったふうに対処していきたいと思えます。

○1番（平田慎一君） 自治会や住民へのその情報提供というのはされているのか。10の自治会、12箇所の2回の回収というのはいつからされているのか、課長がわかるのかな、町長は御存じないと思うのでちょっと教えてください。

○住民環境課長（松元昭二君） 先ほど町長のほうからありましたところで修正を少しだけさせていただきたいと思えます。

分別が始まった当初、すべての自治会が立ち会いをしていただく形で、みんなで確認しながら進めていった形でございます。なので、2回収している、これはプラスチックごみだけでございます。すべての資源ごみではなくて、プラスチックごみだけが2回収という形になっております。

先ほど話をしました2回収をしているところ、最初、希望を取りまして、すべての自治会、立ち会いがあったので、2回収するとなると、また立ち会いの回数も増えるということもあって、10箇所のところがそれでもいいということで、プ

ラが多いからということで、2回回収をしているというふうに聞いております。

私が担当になる以前から、大分そういう形で増えてはない形でございます。情報提供をということでありました。こちらについては、特段、こちらのほうから情報提供という形ではしていないんですけれども、あとは集落単位の衛生自治会からの要望等に基づいて検討をしていくという形で進めているところでございます。

○1番（平田慎一君） 今の御説明では、私が資料をもらったやつでは、プラスチックだけという御発言でしたが、プラスチックとその他の紙と書いていますが、これは紙は違うということですか。

○住民環境課長（松元昭二君） 済みません。部分的にはその他の紙も入っている箇所があるかもしれません。済みません。一番多いのがプラスチックごみであるものですから、プラスチックごみ、その他の紙がある地域も一部あったかもしれません。済みません。ちょっと説明が間違っておりましたので修正させていただきます。

○1番（平田慎一君） 私が言いたいのは、今の説明で、要は当初からということは、分別が始まった25年前から、10箇所のやつは2回回収しているということなんですよね。

この情報提供、多分、自治会とか住民とかに説明されていないと思うんですが、ほとんどの方は知らないんですが。私も調べました。この情報提供に対してもですね別な農業系のやつで町長に一回指摘しましたよね、情報提供に対してはやっぱり大事だと、公平性ですね。著しく、今回のやつもですね公平性を欠く問題であり、やっぱり情報格差が起こっている状況だと思います。この案件はですね公民館長の方数人にお聞きをしました。これは実際、衛生自治会の理事の方にもお聞きしました、これを知っているのかどうかというのをですね。2回出せるというのを話を聞いたらですね、「説明を受けたこともない、初めて知った。それが事実なら許せない。我々が真面目に月1回の約束を守り、徹底してきたことは何だったのか」憤慨されておりました。私もそう思います。一部はよくて、ほかは駄目、駄目というか知らされていない。真面目なやつが馬鹿を見る。それではですね、こんなことではこのリサイクルシステム自体が瓦解するおそれがあると思いますが、町長の御見解、御認識を再度お聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 町民の皆さんが、私と同様に2回実施されていることを知らなかったと。情報提供はない、そしてまた真面目に月1回やってきたという御指摘でございます。

時代も大きく変わってきているので、そしてまた、ごみの量も格段に増えてきているというふうに考えておりますが、やはり、こういったことについては、総会等もあるわけですので、その中で情報提供をしていこうと、こういうルールですけれ

ども、どうですかということ、毎年の総会で情報提供をやる必要はあるのかなど、今の質問を受けながら思ったところでありますので、情報が住民の皆さんに伝わるように私のほうで指導をしていきたいと思ひます。

- 1番（平田慎一君） そのように情報提供というのはやっていていただきたい。逆にですね2回回収できるところがあると、衛生自治会に、2回回収しているところに入りたいという住民の方もいらっしゃるかもしれないです。逆にそれを利用して、自治会に入る促進の材料にすることも可能ですよ、これは。私が驚いたのは、衛生自治会の理事の方も知らなかったというのはちょっと驚いたんですが。どこかに何か2回回収できる場所があるというのは聞いたんだけど、実際、どこが、何箇所あるのかはしらなかったという回答でした、自治会の理事の方はですね。集落の公民館長さん方はほとんど知らなかったです。それはお伝えしておきますが。その改善はしていただきたい。

志布志市は月2回です、先ほど町長が言ったように、アピアの駐車場でシルバー人材センターに委託して資源ごみを回収しております。これの予算総額は令和2年で803万9,994円かかっているということです。でも、この金額というのは、アピアの収集だけではなくて回収困難者、なんとか事業ってありますよね、あれにも使われている、総額ということなので。すべてがこれということじゃないらしいんですけども。

本町も資源ごみの常設ごみステーションをつくるということで、前、一般質問の同僚議員の発言のときに町長の答弁がありました。昨日、内容が、町長から環境学習施設をつくりたいみたいな答弁に変わったように、ちょっとその辺のですね、ごみ分別の負担軽減策としてどのような対策を考えているのか、高齢者やごみ出し困難者の対応も含めた部分の御説明をお願いいたします。

- 町長（東 靖弘君） 私が考えている環境教育は、現在、拠点施設を整備するというところで予算提案をしたいきさつがありますけれども、マル大崎を拠点施設としたいと提案もしているところでもあります。そこで多文化共生とか、外国人の方々もたくさんいらっしゃるし、それぞれの職場においてごみ出しの処理の仕方とか、あるいは困難な出来事等に対する対応の仕方とかもありますので、1つの拠点施設でそういう指導をしていきたい。そしてまた、転入された方々が、役場のほうで指導はいたしますけれども、ごみ出しのルール、なかなか分別が難しかったり、そういったところでおいでいただいて、環境上の、こういったことになっているとかそういったことに対してのお伝えをしながら、そして分別も一緒に学んでいく、そういう拠点施設を整備していきたいという思いがあります。その中で、当初の思いはやはり、プラ、缶、瓶とかいろいろありますので、こういうふうに分別していきましょ

うと、そしてまた、子どもたちも来ていただいて資源の大切さとか環境への影響とかそういったところも教育という形でできるんじゃないかと考えてやってまいりました。

それと、御指摘のありましたプラスチック類の月2回の回収については、非常に議員さん方からの意見も、住民の声を聞いて届けていただいておりますので、そういったところについては十分改善をしていく必要があると考えて、昨日もそういう答弁をさせていただいたところでございますので、月2回あるところと1回しかないところがありますが、月2回不用なところもあつたりするわけでしょうから、どうしても人口集積地帯については必要性が高いので、そういったところについてはやはり考えていくべきことだと私自身も思いますので、十分そこらは町として衛生自治会にはそういうことを伝えていきたいと考えております。

○1番（平田慎一君） 記事録に残りますから、名誉のためですけど、2回収につきましては、本当に町長の集落とですね副町長の集落は2回収はされておられません。これだけは言うておきますね。

今、衛生自治会の話が若干出ておりましたが、衛生自治会と行政との役割の明確化が必要ではないかというふうに思っております。毎回この話を聞くたびにですね思うんですが、予算も権限もですね衛生自治会に運営を任せ、行政はサポートに徹するのが方向性としてはあるべき姿ではないかと私は思っておりますが、ちょっといろいろ問題があった部分のあれもあるんですが、それは除外して今言っているんですが。現状はですね何かあるとすぐ、衛生自治会が、衛生自治会がというふうに答弁、委員会とかでもよく言われるんですが。でも、前面に出ているのは、常に行政であります。無論、行政のトップである町長が前面に出るのは当たり前であって、その点に議論の余地はないと思います。衛生自治会と行政との立ち位置の関係といいましょうか、権限と責任の明確化ですよ。これが必要でないかと思っておりますが、町長のお考え、今後の衛生自治会と町の方向性、この部分も含めてお考えをお示しください。

○町長（東 靖弘君） 先般も同僚議員から衛生自治会の法人化に向けて進めるべきじゃないかと、権限やその役割を明確化すべきじゃないかということの御指導をいただいております、それに基づきながら衛生自治会の法人化に向けて、現在作業を進めているところであります。法人化になったときに法人として正式に認められていっているんな仕事ができますので、これは本当に必要だと思っております。

そしてまた、これまで衛生自治会という組織は、ごみの分別、リサイクルというところは一生懸命やっていたいただいて、町内の皆さん方から御協力いただいていた結果を残しているところでありますけれども、じゃあ事務局がそこにあつたかという

と、そういったことはなかなかなくて、最初の段階は衛生自治会も事務局をちゃんともって会計の方もおられてやっておられたということですが、あとはそのところが消えてきて、職員が管理をしているとしているという状況になって御指摘を受けたとおりでございますので、預金通帳に関することとか金銭の出し入れに関すること、あるいは入札とかいろいろ指摘もありますけど、そういったところについては切り離して法人化された衛生自治会ですべてやる。そして、説明会等もごみのリサイクル等についても現場を担っておられるので、外部からいろんな研修が来られますけれども、そういったところも衛生自治会で受けて説明したり、あるいは必要があれば職員を要請していただいて、そしてSDGs推進協議会がありますので、ここは連携してやるべきですが、先ほど言いましたけど、マル大崎をそういう拠点にしながら、本当に分けていかないと、職員も今までずっとそれを担ってきたわけですので、そのことについて何とかしないということ自体があったわけでもないと思っておりますから、やはり、指摘を受けて法人化に向けて、すべて明確にしていく、それをオープンにできるようにしていきたいと考えております。

○1番（平田慎一君） 是非ですね責任の明確化と権限の委譲も含めて考えていただきたいと思います。チェック機能は必ず付けて、そこは持っていただきたいと思いますというふうに思います。

近隣と比べるとですね水道料も高いんですよ、曾於郡内で一番高い。東串良が一番安いんです。これはレクチャーを受けて、何でかというのはわかっておりますので、あえて言いませんが。上下水道も高いわけです。これは合併浄化槽でない部分が大いんですけど、現況として高いわけですね。それに日々費やされる時間ですよ。上勝町にはやっぱり常設のごみステーション、先ほど、学べる場を町長もつくってきたいというふうに言うておりましたけども、そういう協議も諮った常設ステーションの設置も進めていただくことと、あと併設して、SDGs協議会でも行っています食材の量り売りはですね、スーパーとかが本町は余りありませんので、地域の食材のマルシェとか買い物弱者が対策の移動スーパーの拠点なども併せて、そういう地域課題、そういう部分もですね併せて併設できるような部分も考えていけばいいんじゃないかなと。ただごみだけみたいな感じの部分ではなくて、常設ステーションは必ず必要だと思うんですけども。

そして、また、最初に言いましたが、安く買ったたかかっている貴重なリサイクル品、これをですねやっぱりまともな価格で売買できるように改定していく。その利益を利活用し、町民に還元する仕組み。ごみを出したら大崎町独自のリサイクルポイントがもらえるとかなですね商品券として使える、マイナカードと連動しても面白いと思いますよ。増えていくかもしれないです、マイナカード、ポイントで使える

となるとですね。ポイ捨てやポイごみを拾ったらポイント2倍やりますよとか、何かそういう仕掛けをつくったりとかですね、子どもたちが何か面白くできるようなそういう仕組みや仕掛け、そういうものを考えていく。やっぱり一番重要なのは、大崎町に住んでいらっしゃる方、特に主婦層や子育て世代、高齢者の声、ごみ出し困難者の声、こういう声を聞き、負担軽減の対策をとっていただきたい。そこについて、町長、もう一度お願いいたします。

○町長（東 靖弘君） 4月1日、衛生自治会を組織していくということをお伝えいたしました。責任の明確化ということもちゃんとやっていきたいと思っております。

SDGs推進協議会が報告会を開きました。そこにも出席をいたしました。その中で、いろんなものの量り売り、そういう資源を大切にすることで、無駄に買わない、そしてまた、そういった観点から量り売りがあつて、非常に参加された皆さん方が共感を示されていた実態も見てまいりました。大崎町ならではのそういうシステムの構築も非常に関心を持って私も見ておりました。

SDGs推進協議会がいろいろ情報を外部に発信しながら、そしてまた外部からの情報をとりながら、衛生自治会、あるいは環境課と連携しながらいろんな工夫をしておりますので、こういった利点については生かしていく。そしてまた、環境教育に住民の皆さん方に関心を持っていただくということは大変必要なことであります。子育て世代の方々は、特にその必要性を問われたところではありますが、若い方々が子育てができるいい環境をつくっていくということは常々求めてきているところでもあります。それが、こういったごみ問題で端を発しているところの追求は足りなかったと考えておりますので、御指摘をされたところについては十分反省も踏まえて対策を取ってまいりたいと思います。

○1番（平田慎一君） 議会だより3月号の町民からの投書に、「30歳の私世代をはじめ、若い方は日本一分別が厳しい町には住みたいとは思いません。子どもがいると家事に追われるのに、さらに日々出てくるごみの分別、地球に優しくても人には優しくないまちだと思います。お願いします。大崎町に住んでよかったと思うメリットをつくってください」、我々議員は、このような町民の意見を直接町長に伝え、改善や新たな施策を求めるものです。ごみのリサイクルは、今までの取組や方向性がすべて悪いとは思いません。その手段や手法、情報提供や共有の在り方、チェック機能に問題があるのです。まだ、問題点、指摘するものもあるんですが、あえて今回はこれ以上は申しません。東町長におかれましては、町民のこの切実な思いを酌み取り、施策に反映していただきたい。そのような答弁でしたので、本当に町民が楽しく、仲良く、元気よく、共生協働の町になれるリサイクルシステムへの取組を、問題の改善も含めて求めます。よろしくお願いいたします。

もう時間もなくなってきましたので、次の教育行政について入ります。

教育委員会定例会での動議内容及びその後の対応についての質問ですが、教育委員会は毎年、その権利に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果について報告書を作成し、議会に提出し、公表することが法律で義務づけられています。これは地方教育行政組織及び運営に関する法律第26条がエビデンスになるんですが、我々議会も教育委員会がどのような活動、特にですね議論がなされているのかは、外部評価委員会の評価報告書に記載されているレジュメ程度しかわかりません。現況、どのような問題があり、どのような議論がなされているのか、対応はどのように行っているのかを、まず、教育長にお聞きいたします。

○教育長（穂園正幸君） ただいまの御質問にお答えいたしたいと思います。

教育委員会の定例会におきましては、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則によりまして、毎月25日を基本に開催しております。委員等による活動報告や管理課、社会教育課関連の報告、議決事項の協議、委員からの動議、討論などが行われることとなっております。

近年の定例会の中におきましては、委員から提出された動議等はございませんが、動議等ということで、その他事項の質問として、その時々各メディアで報道される社会的な時事問題等につきまして、本町における現状の質問あるいは御意見等があるところでございます。

近年にあったものにつきましては、1点目が不登校の現状について、令和2年8月の定例会において、不登校の現状についての質問がありましたが、令和2年8月の段階では、以前に比べて改善している状況を説明しております。昨日の宮本議員からの質問にも答弁いたしましたが、この問題につきましては学校及び各関係機関と連携して今後も取り組んでいるところでございます。

あと、いじめの状況等についても、令和2年10月の定例会におきまして、湯治のいじめ増加傾向の報道に際しての現状の質問がありまして、その時点における不登校となっている児童・生徒は減少傾向になっており、また、いじめについても大きな問題等の報告はないと説明しております。

3点目、通学路の外灯についてです。これも令和2年10月の定例会ですが、通学路の暗い場所の指摘がありまして、外灯設置の意見がありまして、指摘箇所につきましては、関係課へ本意見内容について伝えて対応しております。また、学習定着度調査についても、令和2年11月と令和3年2月の定例会で、定着度調査の結果について質問がありまして、小学校、中学校それぞれの結果を受けて、各学校での対策や家庭学習の重要性について説明しております。

そのほか、ヤングケアラーの件でございますとか、通学路点検について、それから町内の子ども食堂についてというようなことで、先ほども申し上げましたが、委員の方々が社会的にこういう関心があるもの等について質問等を受けて説明をしているところでございます。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） わかりました。評価報告書には動議ということでレジュメで書いているものですから、動議で各委員の方が言われているのかなというふうに思ったんですが、動議ではなくて質問という形式をされて答弁されているという話をされているということですね。結構時事的なもの内容的なものが、今、教育長が言われたように入っているのかなというふうに思っております。その都度、きちんと対応されているのかなと。

その中で、議事録をちょっと見たときに、委員の方が、ブックスタート事業が止まっているけれども、何でされないのかという、いい事業なのにみたいな案件がございましたが、これについては何でされないのか、教育委員の意見に対してどういう対応をされているのかについてお伺いいたします。

○教育長（穂園正幸君） ブックスタート事業につきましては、社会教育課関連の事業になりますので、担当課長に答弁させます。

○社会教育課長（鎌田洋一君） 今、御質問がありましたブックスタートに関しましては、教育委員会の会議等でも御意見をいただいております、それに関連する様々な方からも要望等もありますので、社会教育課としましては、まだ予算要求段階ですが、令和5年度の予算要求は今現在しているところでございます。

また、なぜ平成4年度、3年度までは行っていたんですけど、4年度が行われなかったということにつきましては、保健福祉課の新生児が生まれたときの事業と一緒にいいんじゃないかということで、平成4年度はとりあえずそういう事業のほうに回したという経緯があります。ただ、先ほども申しましたように、必要があるのではないかということで、令和5年度の予算には要求しているところでございます。以上です。

○1番（平田慎一君） 別事業があつて、そっちのほうに回したからなくて、多分、委員の方が何でないのかという、必要な事業だということ言われたんだと思うんですが、やっぱりその辺は前もって、いい事業は多分あると思うから委員の方がいわれていると思うので、予算が足りない場合は教育長は町長と話をされて、そこはできるので、いい事業は是非続けていく、今度また予算を付けるということなので。そういうのは削るんじゃないかと、その都度やっぱり話をされてやってく必要があるんじゃないかなと。せっかく意見が出ているわけですから。コロナでやっぱり外で

きる事業とかなくなっていつているわけですから、その辺は十分認識されてやって
いていただきたいなというふうに、それは付け加えておきます。

続きまして、育ちにくさを持つ子ども及び障害者支援の状況、進捗状況について
なんです、これも2年前の12月議会で質問させていただきましたので、詳しい
御説明は抜きますが。議会広報委員会風でいうとですね、どうなった、あの一般質
問の行方ということなんです。町長の答弁では、できることからやっていくと
いうことで答弁がございました。進捗状況はどうなっているのかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 昨年まで、にこにこハウスの親の会、りょうちゃんず、大崎町
療育親の会から、育ちにくさを持つ子ども及び障害児とその家族が安心して暮らせ
る地域生活を求める陳情書が町議会に提出され、議会において採択されました。

このことを受けまして、町としまして、これまで実施が可能なものから対策を
行ってきたところ。令和3年度は、療育施設の親子登園の際に、未就園の兄弟
児を預けるための一時預かり事業を始めました。そして、令和4年度には、早期発
見・早期対応により適切な支援ができるよう、専門委員による保育園等巡回訪問事
業を開始し、また、町民の方へは発達障害等への理解を図るための広報を実施いた
したところでございます。

また、昨年末には、代表の方と意見交換を行いまして、親の会として求めている
ものについて、素直な御意見をお聞きしたところ。その中で、町内に放課後等
デイサービス等の事業所が設置されることを強く要望されておりますが、そのこと
については、まだ実現できていないところでございます。

今年に入り、いくつかの事業所からの問い合わせがあり、町内における利用者数
や対象となる補助等について御説明したところですが、現時点において、設置に関
する具体的な話はできていないところですが、今後、必要な情報の提供などにつ
いて丁寧に説明しながら、本町への事業所設置に向けて取り組んでいけるよう努力し
てまいりたいと思います。

○1番（平田慎一君） 毎年12月に大崎町療育親の会から陳情書が出ておりました。
本年出ておりません。これはなぜかということなんですよ。大崎療育親の会が一
番求めていたのは、やっぱり施設の開設と、あと、今いる現状の子どもたちのバス
の移動ですよ、施設まで行く。それを何とかしてほしいという案件だったと思い
ます。それだけでも早くしてほしいと。

それがですね、実は志布志市長に陳情に行かれたらしいです、施設は志布志市で
すから。そうしたら、志布志市長は即決でお金を出すといったらしいです。残念で
すが、大崎町民としては。私はこれだけ言って、今までしてくれと言っていたんで
すけど。志布志市長は志布志市の施設だから大崎町民でも来てくれるんだから、そ

れは送迎はちゃんと出しますと。療育親の会はですねプラスして養護学校の陳情も併せて言っていらっしゃるんですけども、志布志市につくってほしいということですね。これは西高県議が県のほうにも一緒に、療育親の会と、多分、テレビとか新聞とかに出ていましたけど、その会も含めてなんですが、それが現状なんですよ、実はですね。もう残念です、残念で仕方なかったです、その話を聞いたときに。私もこの相談を受けたときに一般質問でさせてもらって、町長もやれるところからやっていくということですね、この部分は多分できたはずなんですよ、だから、やれるところはやれる。もう致し方ない部分ではございますが、なるべく早く施設の整備というのは今後考えていっていただきたいのと、この現状を見てですね考えていっていただきたい。でないと、そういう発達障害を含めた子どもたちに対する対応は大崎町は薄いんだというふうに見られますよ、間違いなく。やっぱりそこは考えていっていただきたい。

次の案件につきましては、もうちょっと話を溜めて、また各質問をさせていただきます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（神崎文男君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。これをもって、一般質問は終結いたします。

-----○-----

日程第3 議案第36号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第6号）訂正の件

○議長（神崎文男君） 日程第3、議案第36号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第6号）訂正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長から、議案第36号令和4年度大崎町一般会計補正予算（第6号）訂正の理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本件は、大崎町議会会議規則第20条第2項の規定に基づき、事件の訂正請求をさせていただくものでございます。

この事件は、12月7日の本会議において上程されました議案第36号令和4年度大崎町一般会計補正予算（第6号）でございます。

この事件につきましては、12月9日の特別委員会に置いて御審議いただきましたが、大崎町衛生自治会助成事業補助金に関しましては議員の皆様方から様々な御意見や御指摘をいただいたところでございます。このことを踏まえ、庁内で調査検討した結果、衛生自治会助成事業に関しましては、事業計画を精査し再検討する必要があると判断したため、当該予算を取り下げる訂正請求をさせていただくものでございます。

なお、予算計上できる環境が整いましたら、改めて御提案させていただきますので御理解賜りますようお願いいたします。

事件の訂正請求の詳細につきましては担当課長が説明いたします。

以上です。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

今回の事件の訂正内容は、一般会計補正予算（第6号）で、提案いたしました大崎町衛生自治会助成事業補助金1,786万2,000円を削除するものが主なものとなっております。参考資料で御説明いたしますので、配付資料の最後のページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、款19繰入金、項1基金繰入金、目5ふるさと応援基金繰入金の補正額を2,500万円へ訂正するものでございますが、これは、大崎町衛生自治会助成事業補助金の財源として当初1,780万円を見込んでおりましたので、その全額を減額することによる訂正でございます。

次に、歳出でございますが、款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費の補正額をゼロ円に訂正するものでございますが、これは、説明欄に記載しております大崎町衛生自治会助成事業補助金1,786万2,000円を削除するため訂正するものでございます。

款12予備費、項1予備費、目1予備費の補正額を21万8,000円の減へと訂正するものは、財源の調整によるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。議案第36号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第6号）訂正の件」に関して何か質疑はありませんか。

○8番（中山美幸君） 町長から提出されました訂正の請求書の文言の中で、事業を精査したいため当該予算の訂正をお願いしたいということなのですが、その前段の理由のところ、資源リサイクル拠点整備ということなのですが、前回提案をいただきました説明の資料の中では、法人設立運営準備委員会を設置しということがございます。そして、私が今までこの案件について、本会議において説明を求めました。企画書の点については不明確なといえましょうか、私が納得できるものではございませんでしたが、執行部のほうからは、これは衛生自治会から企画書も出されたというような答弁も確実になされております。これを訂正するに当たって、今、資源リサイクル拠点施設の整備について1,786万2,000円の金額を訂正し、今回の補正案件からなくするということの提案でございますが、これはどういう経緯で、その事業計画をどのように今後精査してから、再度提出されるのか。こういったところが問題だったのか。執行部としてはどのようなことを考えていらっしゃるのか。

これは住民環境課を通じて企画書は来たと思いますので、町長の意見並びに住民環境課長のそういったところの見解を求めたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 今回、こういった形で訂正ということで現在説明をさせていただいたところでございます。このことについては、本当に深くおわび申し上げます。

本会議の中でこの案件について中山議員さんからそういった質問をいただきました。質問を受けながら、自分自身も思ったのは拠点整備をしていきたいということがあります。先ほど平田議員の中でも出てきたところではありますが、あそこをそういった施設整備をしていきたいという思いで法人化も進めて、そして、そこですべて責任を持っていただくというような形で考えてきたところです。ただ、本会議の中で質問を受けた中で、その内容等が十分、御可決いただくような内容として企画書という形で提案書も作成しておりませんで、それを議員の皆様方にお示しすることもできていなかったというところは非常に反省すべき点があります。その中で目的はこうだと、それからこういう形で整備していくこと、そういったことが当然記載されていて、そこで審議するという形になると思いますが、そのことが事前に議員の皆様方に明確なものをお示ししなかったというところがひとつは修正をしていかなければならないというところでもあります。

それと、事業を衛生自治会に委託していくという感じで衛生自治会が業務を担っているところでもありますけれども、会計処理というところの指摘があったときに、それを受けながら衛生自治会の組織、現在、それぞれの自治公民館長さん方が会員であったり理事になられたりとしているわけでもありますので、この組織の透明化を図るべきだと思います。長年ずっときておりましたので、このことに対して議員さん方の意見も十分反映していなかったということも、自分も反省をしております。やはり、ここの中で、先ほど御指摘がありましたように、監査委員とか外部監査を入れていくことも必要であるし、そしてまた、理事の枠の中に行政の職員、副町長であったり、財政を担当している総務課長であったりといったところを理事に中にもちゃんと入って行って外部目線で意見を述べていけるような組織にしていくべきだということを私自身はそう思って、実際、そういうふうには衛生自治会には申し入れをいたしました。衛生自治会としては、今後、1月に臨時総会を開いてそういったことも協議されていくと思いますが、主には私自身は十分に企画書がなくて十分説明ができなかったこと、拠点整備が必要なことの理由を明確にお示しすることができなかったこと、こういったことも改めて検討し直す必要がある。そして、組織そのものを見直しながら住民の声が届く、議員の皆様さん方の声が届く、そして議員の皆様さん方の声を受けて、そこに反映させていく首長としての責任、先ほど申しました副町長、総務課長等がその位置にあっていて外部目線でやる。そしてまた、外

部目線で一体となって審議する。そしてまた、外部監査委員、衛生自治会のほうにもそういうことを入れて透明化を図っていく、厳格化を図っていくという形が必要だと思ったので、その整備をちゃんとやった上で改めてお願いをさせていただきたいという思いです。

以上です。

○住民環境課長（松元昭二君） 住民環境課長としての、ということであります。町長のほうが、今、すべてをお話されたような形で、まさしく、私のほうも同じ思いでいるところでございます。

本会議の場で提案書等の準備のほうが不足していたこと等を含め、すべてに対して事務局として不備があったことに対しておわびを申し上げたいと思います。大変混乱をお招きしたことをおわびしたいと思っていますところでございます。

住民の皆さんが25年培ってきた環境リサイクルの取組、これを支えてくださった大崎町衛生自治会という組織の今後のさらなる町政の発展を考えて、いい形で提案が今後できたらなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

おわびをしまして、住民環境課長の意見とさせていただきます。失礼いたします。

○8番（中山美幸君） 先ほどの同僚議員の質問の中にもありましたよね、理事の方々も知らなかったと。10件のごみ収集の場所を理事の方々も知らなかったということなんですよ。そして、先般の特別委員会の中で15名の理事の方が上がっていました。この中の理事の方々も知らなかったということなんですよ、これ。そして、この予算を請求するに当たって、機能強化に資する法人設立の運営準備委員会のメンバーを見てみますと、行政職員、かなり多いですね。衛生自治会、住民、行政職員も住民なんです、それを組織する衛生自治会の方々は何人ですか、2人ですよ。その中でこの案件が審議されて、大崎町の予算の請求がなされたということですよ、素直に聞いて心痛いです。これ、素直に受けてそうなんですよ。理事会のメンバーの方々も、先ほどのようなことを聞いていらっしやらない。同僚議員が質問しましたよね、理事に聞いたらそんな話は聞いていないと、逆に憤慨されたという先ほどの一般質問でした。そういった団体からのまず窓口として衛生自治会を担当する住民環境課の中でそれが素直にパッと受け入れられて町長部局に上がって、また、それについて予算査定をされた総務課長、財政担当、そしてまた衛生自治会にはちゃんと監査の方もいらっしやいます。町長の発言の中では会計処理が云々だったというような発言もありましたよ。これは監事の方々はどういったことも知らなかったということが私はあるんじゃないかなというふうに思いますよ。だから、これはもう一回ですね本当に、私はこれ反対しているわけじゃないんですよ、衛生自治会の活動に反対したり、本町のリサイクルに反対しているわけじゃないんですよ。冒頭

申し上げておきます。その過程の中で住民合意が得られない、住民のコンセンサスが得られてないということなんですよ、課長。今、1万2,400ぐらいですかね、その方々の合意が得られていない。ましてや一般家庭の方々から500円の会費をいただいている。そういった衛生自治会がなぜ会費だけ取って、ちゃんとした説明がなされないのか。何のための会費なんですか。何のための自治会なんですか。自治ということも私はものすごくおかしいなと思います、これから考えると。町長、そこらは真剣に精査してください。そうして上げるんだったら、もっと定款の中で、約款を作られると思います、その中に事業名もしっかりと入れられると思います。どういった事業をやるということは約款の中に謳われるようになっていきます。そこもぴしゃっと整理していただいて、今度提案されるんだったら、提案されるかどうかは執行部の今からの方向性でしょうけども、そういったこともしっかりと胸の内にとっておいてやられるんだったらしっかりやってください。要望申し上げておきます。

○議長（神崎文男君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（稲留光晴君） 2点ほどですね。今、再検討と町長がおっしゃいました。その件ですね。

それと、本会議で住民環境課からの資料の中で、第二の役場とかそういう表現の文言があったと思います、法人化に向けてですね、そういう言葉とか。それは先ほどの平田議員の質問の中で衛生自治会の横のそういう住民から寄せられたそういう相談ごと、各自治公民館長がスムーズにそういうごみ収集回収、2回あるところがわからなかった、うちは1回だけだと、そういうことの解決のためにですね、年に何回か自治公民館長さんの会合というのはあるわけですね、そういったところでそういうリサイクル、衛生自治会の人たちのそういう話というのは出てくるはずなんですよね、この間。ですから、平田議員への町長の解決策ということで負担軽減、町長答弁されましたよね、法人化が一番適しているとおっしゃいますよね。今回の1,700万のやつは法人化へ向けてのマル大崎の2階の事務所づくりへの財源ですよ。ですから、再検討するとか、その前に、やはり住民の相談を私たち議員が、選任された議員の意見が今回の補正予算にきっぱりノーという判断をしたわけですよ。ですから、私としては法人化というふうには町長がおっしゃいましたけど、それが住民から議員に送られた相談の内容が行政に届けられ、ちゃんとそれが解決できるのかどうか。予算的な問題とか、議員が踏み込める予算の内容になるのか。法人化ですからそれができないですよ、ブラックボックス化される。私たちのわからないところでお金のやり取りがある。町は補助金だけ出す。そういうことではさっきの同僚議員の負担軽減策は法人化イコールということをおっしゃるのであ

れば、私は断固として認められない。

それと、一昨日、衛生自治会長の萩原さんから私に電話がありました。大体予想はしておりました。会計をちゃんと証明をするために会計専門家を頼んだとか、相信に再度チェックをしてもらうとか、そういうことを私に言うんですよ、一方的に。ああそうですかと。私は何も言いませんでしたが、それを弁解してもらうための電話だった、数人かには萩原さんから電話がいつているみたいですよ。そういうことじゃないですよ、私たちが言うのはね。それもありません。会計処理の不適當、それはお金を町からもらっている、補助金をもらっている中は基本的な会計監査というのは我々は知るべきであって、それも出ていないというのはやはり信用性の問題というか議員の中でも、全員そうでした。ですから、繰り返しになりますが、行政の責任というのはいつまでも住民から寄せられた相談ごと、議員がそれを行政に届ける、それは行政の責任としてですね曖昧にしない組織、法人化じゃないですよ、町長。と思います。

以上で終わります。あくまでも法人化と何度も平田議員におっしゃっていましたね。いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 今回、そういった提案もいたしました。そしてまた、先般も法人化が適正だということで中山議員さんからも指導をいただいております。法人化というのは社会的に信頼ができる組織に持っていくということでもありますので、そのことは御理解いただきたいことと、先ほども平田議員の御質問にもお答えしたと思っているんですけども、やはり会計の透明化ということがあります。職員がずっと管理をしながら衛生自治会の事務的な役割を果たしていた、ここは本当に切り離していかなければならないところでもあります。こういったところが不透明であったりしておりますので、こういった部分もしっかりと法人化の中ですべてそちらのほうで対処していくということが非常に必要であり、透明性を持った法人としてやっていく。そしてまた、法人という中で様々な事業を展開するときにも法人であればできるものがありますので、そういうことも踏まえながら法人化に持っていくということが必要であると考えて、ここのところは是非、御理解をいただきたいと思っております。

いろいろ住民の声を反映する、それを生かす、提言するということが議員さん方の役割であります。一人一人の住民の声を聞きながら、議会の一般質問でそれをただしたり、あるいは直接、業務を担う環境係に行ったりいろいろしておられる状況ではありますが、議員さん方は住民代表でありますので、やはり、そういった声を真摯に受けとめていくということが当然必要であるし、そういう方向性を持っていくということがあります。また、すべての衛生自治会の人たちがそういった収集のこ

とについては理解していなかったという御指摘もあります。先ほど自分も知らなかったとお答えしたところですが、やはりそういったところに対する監視体制が十分でなかったということも反省をしております。そういったことを踏まえながら、衛生自治会が正式にスタートすることを進めていきながら、その前段で、今御指摘をいただいたことをすべて解決していくいい方向性を見だし、理解していただくような組織体制に持っていくことが、まずやるべきことでもありますので、その点については是非御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 私たちが行政に要望、相談、その上に町長のほうにでも相談すればスムーズに衛生自治会に通って「何とかするが」とスムーズにコミュニケーションが取れる行政というかですね。ですから、住民課であっても衛生自治会であってもつながりというのは兼ねての会合とか、事あるごとに私たち議員が提案している問題点も、町長は住民の方と懇談会とかされますから、今こういう問題が起きてるとか、出ているとかいうのはやっぱり住民の方に周知をする。衛生自治の理事の方もやっぱりそういった議会で取り上げられた問題を真剣に考えていただければ、私たちも住民に対して返事ができる、議会ではこうだった、町長はそういうふうにおっしゃったからスムーズにいけるように。だから、私はさっきの法人化というのにちょっと。法人化に、もししたとしても、スムーズに衛生自治会に、町長に、担当課に申し入れればスムーズに解決できますよね。それだけです、私がお願いしたいことは。

○町長（東 靖弘君） 責任の明確化や外部の方からの信頼性といったことを含めて衛生自治会を法人化していきたいと思っております。今担っている業務を、通常、かれこれいろいろ職員が担っているものがありますので、こういったものを担う人材というところも衛生自治会で必要になってまいりますので、現段階では任意の状態でも長年ずっとやってきているという状況で、それで曖昧な状況が続き、こういった状況に陥っているということでもありますから、しっかりとそこは正式にスタートさせていくということをやりたいと思っておりますので、これについては御理解いただきたいということと、情報を提供することについては、当然、行政も、我々は公的な機関ですので情報を提供いたします。そしてまた、衛生自治会も会員の方々が全町民ですので、代表者は自治公民館長になるわけですが、折に触れ情報を提供していくということは絶対必要でありますから、その指導もしてまいりたいと思っておりますので、是非、そのところについては確実に間違いがない方向でスタートさせていきたいと思っておりますので、是非御理解をいただきたいです。

○2番（富重幸博君） 私もさきの議会のときにも質問しましたがけれども、環境政策課

というのが新たに誕生する中で、本当はリサイクルごみ出しも直で受けて、直で対応する、即応性の課が誕生するわけですね。そういう中で、衛生自治会自体は、この前もいいましたが、自治公民館長さんが大体1年で替わられるところも結構多い、そういうところが公社化して、本当に、二重行政という相手は法人になれば、また違いますけれども、どっちに言えばいいんだろうとか町民の皆さん方も相当そこらあたりが理解できないんじゃないかなと思うんですよね。進めるとなれば、本当に、同僚議員が先ほど申し上げました、しっかりとしたそこの論拠、そこを練って、誰しものが納得できるような形で示していただきたい。

もう1つ、資源リサイクルの拠点整備の費用助成は、この前のときにまちづくり公社とか何かそんなのが発言の中にあっただような気がするんですが。資源リサイクルにとどめたそういう法人でずっといくのか、それとも、まちづくり公社となると、もう1つ、今度は商工観光課とか企画政策課、役場全体に関係してくるようなそういうところまで発展的なところに考えておられるのか。もう、それじゃないですよ、資源リサイクルの拠点整備、それに絡んでの資源リサイクルを核とした法人ですよということなのか。これが本当にまだまだ膨れ上がって、役場全課に該当する、うちの課も関係ある、そこというのがいっぱい出てくるんじゃないかなと私も心配するんですよね。例えばまちづくりであればすべてにわたる、スポーツとか社会教育、いろんな絡みが。そうなったときに、ちょっと果てしもないことになるんじゃないかなと危惧するわけです。今でも、最初、設立の段階で、町のほうで1,700万円余りの補助金で組んで、そしてSDGs推進協議会からも役場から補助ももらっている協議会が、ここにまた補助をして3,000万円のお金をいつの間にかつくりあげてという、そういう構想で今説明があったところです。あと、これをずっと運営するのに、また3,000万円ぐらいかかると。どうなるのかなと。極端に言えば、一番少ない経費でやるには環境政策課がしっかり環境行政を行ってけば、衛生自治会は集落の各個人から500円もらってやっているわけですから、本当に法人の必要性があるのか、ないのか。これがどれだけの、今から経費がかかっていくのか、人員体制をひっくるめて。本当に私、要るのか、要らないのかというところに、私たちが住民に説明できないと困る。

そして、もし、資源リサイクルの拠点整備の中でのそれにとどめるということであれば問題ないんです、問題ないということはないんですけど、まちづくり公社とかもっと風呂敷を広げたようなことを、もし根底のほうでお考えであれば、どうなっていくんだろうかな。我々の町の行政は議会という立場で執行部と議会が車の両輪になって、やはり行き過ぎたところや足りないところをということが地方自治法の中で制度的にあるわけですから。外にいろんなのができあがっていくと、本当に住

民目線のコントロールの効かないところで組織が肥大化して、前の特別委員会のと
きも資源ごみの不法投棄があれば法人の人も環境政策課の担当職員も一緒になって
行っている。そんなことをしたら人員の無駄です。そして、ましてや資源リサイク
ル、14年日本一という中でSDGs推進協議会もやっぱりこの成果に乗っている
んなことを発表されましたが、そういう場所が環境政策課も言っている、それから
SDGs推進協議会も言っている、そして、もう1つ、資源リサイクルという1つ
の輝かしい果実に乗ってそういうところを活動する。そうするとどうなるんだろう
など。環境政策課をせっかく立ち上げるんだったら、そこの直営で本当は十分なこ
とかもしれません。3,000万円もかけてマルおおさきを改装して、本当にどん
な絵を描くのか。そこは本当に12人の議員が全員納得できるようなしっかりとし
たプランを出してほしいということ、これは要望しておきます。

○議長（神崎文男君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号「令和4年度大崎町
一般会計補正予算（第6号）訂正の件」を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第6号）訂正
の件」を許可することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上を持って、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本
日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後0時30分

第 4 号

1 2 月 2 2 日 (木)

令和4年第4回大崎町議会定例会会議録（第4号）

令和4年12月22日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（7番，8番）
- 日程第 2 議案第36号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第6号）
（令和4年度大崎町一般会計補正予算（第6号）審
査特別委員長報告）
- 日程第 3 議案第37号 令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予
算（第1号） （総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 4 議案第38号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算
（第2号） （総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 5 議案第39号 令和4年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 6 議案第40号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算
（第2号） （文教経済常任委員長報告）
- 日程第 7 議案第47号 大崎町課設置条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第 8 議案第49号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 9 同意第 5号 監査委員の選任について
- 日程第10 議員派遣の件
- 日程第11 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 平 田 慎 一 | 7番 吉 原 信 雄 |
| 2番 富 重 幸 博 | 8番 中 山 美 幸 |
| 3番 稻 留 光 晴 | 9番 上 原 正 一 |
| 4番 諸 木 悦 朗 | 10番 小 野 光 夫 |
| 5番 宮 本 昭 一 | 11番 児 玉 孝 徳 |
| 6番 中 倉 広 文 | 12番 神 崎 文 男 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東 靖 弘	農林振興課長	上 野 明 仁
副町長	千 歳 史 郎	耕地課長	竹 本 忠 行
教育長	穂 園 正 幸	建設課長	時 見 和 久
会計管理者	西 高 和 義	農委事務局長	相 星 永 悟
総務課長	上 橋 孝 幸	水道課長	本 松 健一郎
企画調整課長	中 野 伸 一	教委管理課長	岡 留 和 幸
住民環境課長	松 元 昭 二	社会教育課長	鎌 田 洋 一
保健福祉課長	谷 迫 利 弘	税務課長	川 越 龍 一

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	宮 本 修 一
議事係長	上 床 就 路
庶務係主幹	西 　　ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） これより、本日の会を開き、直ちに開議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、吉原信雄君、及び8番、中山美幸君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 議案第36号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第6号）

○議長（神崎文男君） 日程第2、議案第36号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案について、令和4年度大崎町一般会計補正予算（第6号）審査特別委員長の報告を求めます。

○令和4年度大崎町一般会計補正予算（第6号）審査特別委員長（吉原信雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました議案第36号、大崎町一般会計補正予算（第6号）について、大崎町一般会計補正予算（第6号）審査特別委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、12月7日の本会議において当特別委員会に付託されたもので、12月9日と12月16日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

今回、特別委員会の審査の過程において、中山委員から本議案に対する修正案が提出され、出席の全委員の一致で修正案が可決されました。

修正箇所につきましては、款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節18負担金、補助及び交付金1,786万2,000円を削除するものであります。

その後、12月16日に、執行部から、事業計画を精査したいとの理由で当該予算に係る訂正請求書が議長へ提出され、本会議での採決の結果、議案第36号「大崎町一般会計補正予算（第6号）訂正の件」については許可されました。これを受け、再度、特別委員会を開催し、取り下げ箇所を除く原案について、議案審議をやりなおした結果、議案第36号大崎町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決すべきものと、全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

執行部におかれましては、これまでの審査の経過と結果の重大さを真摯に受け止め、予算審議等においては、議会の理解が得られるよう、十分な資料の準備と提供

に努め、きめ細やかな説明を行うとともに、新たな事業を展開される場合は、事業内容等を十分し、定款等においても具体的な事業名を整備され、今後の計画を作成したうえで、当該事業の必要性を明確に説明されますよう要望いたします。

以上で、大崎町一般会計補正予算（第6号）審査特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第36号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第36号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第37号 令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（神崎文男君） 日程第3、議案第37号「令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） ただいま議題となりました議案第37号、令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、12月7日の本会議において当委員会に付託されたもので、12月8日に、全委員出席のもと、担当課長及び関係職員の出席

を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ165万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億833万5,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議での説明のとおり、保険基盤安定繰入金等繰入金の減額と前年度繰越金、保険者努力支援交付金償還金及び保険給付費等交付金償還金の実績に伴う増額が主なものであります。

特筆すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第37号、令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第37号「令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。お諮りします。議案第37号「令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号「令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第38号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（神崎文男君） 日程第4、議案第38号「令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） ただいま議題となりました議案第38号、令和

4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、12月7日の本会議において当委員会に付託されたもので、12月8日に全委員出席のもと委員会を開き、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,639万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億3,192万円とするものであります。

補正予算の内容については本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、歳出の款2、項1、目1居宅介護サービス費、目3地域密着型介護サービス給付費及び目5施設介護サービス給付費について、金額の増減幅が大きいですが、何か特徴的な理由があるかとの問いに対し、施設介護サービス費で例えると一人で一月で約30万円の給付費が必要になる。直近の月を前年度と比較すると、前年度が213名に対し、今年度が223名となっており、一月で10名増えている月もあることから、増額となっているとの答弁。

さらに委員から、居宅介護サービス費や地域密着型介護サービス費の利用から施設入所サービス費の利用へ移行したことがサービス費の増加につながっているとの説明であったが、金額の増減に差があるのはなぜかとの問いに対し、居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費の金額の増減の差については、居宅介護や地域密着型と比べると施設介護サービスに係る給付費が高いためであるとの答弁でありました。

また、委員から、介護保険の申請から認定結果に至るまで通常で約一月だが、中にはそれ以上に日数を要する場合があるが、その理由はとの問いに対し、介護認定については、介護保険組合の審査会を経て行っているが、コロナ禍で審査会が容易に開催できなかつたり、認定審査会に必要な主治医の意見書の提出が、様々な要因で遅れていることが原因であるとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第38号、令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における、審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第38号「令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。お諮りします。議案第38号「令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号「令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第39号 令和4年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（神崎文男君） 日程第5、議案第39号「令和4年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（稲留光晴君） ただいま議題となりました議案第39号、令和4年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、去る12月7日の本会議において文教経済常任委員会に付託されたもので、12月8日に委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

それでは、委員会の中での主な審議について報告をいたします。

この補正予算は、収益的収入及び支出のうち、収入の第1款水道事業収益を1,167万円増額し、予算総額を2億2,968万2,000円に、また、支出の第1款水道事業費用を2,452万5,000円増額し、総額を2億2,057万6,000円に、また、資本的収入及び支出のうち、支出の第1款資本的支出を9万5,000円増額し、予算総額を9,444万1,000円とするものであります。

内容については、本会議での説明のとおり、収入では水道施設落雷被害保険金の増額、支出では水道配水池施設の修繕、水源地に係るポンプ場の電力量増加に伴うものなどでありました。

質疑に入り、水道施設落雷被害保険金についての内容はこの問いに対し、4月2

5日の落雷発生に伴う永吉配水地などの被害が主なもので、保険金は確定されておらず、流量計を替えなかった場合の最低限の見込みのある金額として歳入に計上しているとの答弁でありました。

その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第39号、令和4年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における、審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長(神崎文男君) これより質疑に入ります。

議案第39号「令和4年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神崎文男君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神崎文男君) なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第39号「令和4年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神崎文男君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号「令和4年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第40号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)

○議長(神崎文男君) 日程第4、議案第40号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（稲留光晴君） ただいま議題となりました、議案第40号、令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、審査の経過と、結果の報告をいたします。

本議案は、去る12月7日の本会議において文教経済常任委員会に付託されたもので、12月8日に委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれを30万円追加し、歳入歳出予算総額を2億474万2,000円とするものであります。

質疑に入りましたが、特記すべき質疑はありませんでした。

その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第40号、令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について、報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第40号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第40号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第47号 大崎町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第7、議案第47号「大崎町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

お諮りします。本案に関する委員長報告は、会議規則第41条第3項の規定により省略することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、採決に入ります。

お諮りします。議案第47号「大崎町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」の委員会審査報告書の審査の結果は原案可決であります。

委員会審査報告書の審査の結果のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号「大崎町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第49号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第7号）

○議長（神崎文男君） 日程第8、議案第49号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を109億6,000万1,000円にするものでございます。

補正の内容は、国の令和4年度2次補正予算の成立を受けて実施する出産・子育て応援支援機金事業に要する経費でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は、国の第2次補正予算を受けて実施する妊娠届出や出生届出を行った妊婦、子育て家庭に対し、出産育児関連用品の購入費や子育て支援サービスの利用に係る負担軽減を図るための経済的支援を行うものでございます。

まず、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の7ページをお願いいたします。

款4衛生費、目5保健指導費、節18負担金、補助及び交付金600万円は、妊娠届出時及び出生届出時に、それぞれ5万円を支給する出産・子育て応援支援金でございませぬ。対象者は、令和4年4月1日以降に生まれた子どもがいる家庭で、60名を見込んでおります。

次に、歳入について御説明いたします。6ページをお願いいたします。

款11地方交付税、目1地方交付税、節地方交付税100万円は、普通交付税でございませぬが、これは財源の調整でございませぬ。

款15国庫支出金、目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金400万円は、出産・子育て応援交付金でございませぬが、補助率は3分の2でございませぬ。

款16県支出金、目3衛生費補助金、節1保健衛生費補助金100万円は、出産・子育て応援支援事業に係る県交付金でございませぬが、補助率は6分の1でございませぬ。

以上で、説明を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませぬか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めませぬ。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませぬか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めませぬ。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませぬか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めませぬ。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第49号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 同意第5号 監査委員の選任について

○議長（神崎文男君） 日程第9、同意第5号「監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、現在、監査委員であります遠矢忠氏の任期が、令和4年12月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるものでございます。

氏は、大崎町仮宿3382番地4にお住まいで、昭和27年7月14日生まれの70歳でございます。

氏は、昭和52年10月1日に大崎町職員として採用され、その後、社会教育課長、企画財政課長等を歴任され、平成19年4月1日から平成25年3月31日まで、大崎町会計管理者として勤めておられました。その後、平成31年1月1日からこれまで、代表監査委員として町財政の監査に御尽力いただいております。氏は人望も篤く、人格識見ともに高く、監査委員として適任と考えております。

なお、任期は令和5年1月1日から令和8年12月31日までの4年間でございます。

よろしく御審議賜り御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第5号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第5号について採決します。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（神崎文男君） ただいまの出席議員数は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、稲留光晴君、4番、諸木悦朗君、5番、宮本昭一君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。本案は賛成とする諸君は賛成と、反対する諸君は反対と記載願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（神崎文男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） なしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（神崎文男君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼いたします。

○事務局長（宮本修一君） それでは、議席番号、氏名の順で読み上げます。

1番、平田慎一議員、2番、富重幸博議員、3番、稲留光晴議員、4番、諸木悦朗議員、5番、宮本昭一議員、6番、中倉広文議員、7番、吉原信雄議員、8番、中山美幸議員、9番、上原正一議員、10番、小野光夫議員、11番、児玉孝徳議員。

〔投票〕

○議長（神崎文男君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。3番、稲留光晴君、4番、諸木悦朗君、5番、宮本昭一君、立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（神崎文男君） 投票結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票11票。無効投票0票。

有効投票中、賛成、9票、反対、2票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

-----○-----

日程第10 議員派遣の件

○議長（神崎文男君） 日程第10「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（神崎文男君） 日程第11「閉会中継続審査・調査申出書」についてを議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申出があります。

お諮りします。

4委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、4委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は可決されました。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉
じます。令和4年第4回大崎町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前10時43分